

令和5年度

国の施策に関する提案書

令和4年8月

中国地方知事会

中国地方を取り巻く重要な課題や主要事業について、次のとおり提案いたしますので、令和5年度国庫予算編成及び施策の決定に当たり、格別の御理解・御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年8月

中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	丸山	達也
岡山県知事	伊原木	隆太
広島県知事	湯崎	英彦
山口県知事	村岡	嗣政

目 次

〔重点提案〕

1	新型コロナウイルス感染症対策	1
2	大規模災害に備えた防災・減災対策等	12
3	デジタル田園都市国家構想の実現	19
4	東京一極集中是正と人づくりの推進	23
5	地方税財源の充実確保	30
6	地方創生の前提としての基盤整備	34
7	全世代型社会保障制度の実現	41
8	カーボンニュートラルの実現	46
9	米軍機の飛行訓練への対策	49
10	参議院議員選挙における合区の解消	51

〔一般提案〕

1	経済・雇用対策の充実強化	52
2	地域農林水産業の振興	56
3	離島・中山間地域の総合対策の充実強化	63
4	地域情報化の推進	66
5	原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化	69
6	ハンセン病問題対策の推進	72
7	学校教育の充実等	73
8	環境保全対策の推進等	77
9	原子力発電の安全確保対策等と再生可能エネルギー政策の推進	83
10	次世代エネルギーへの取組の推進	88
11	竹島の領土権の早期確立等	91
12	日本海における漁業秩序の確立	93
13	岩国基地関連対策の推進・充実	95

〔重点提案〕

1 新型コロナウイルス感染症対策

(内閣官房、内閣府、デジタル庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁)

【理 由】

世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症により、多くの命や安全・安心な生活が奪われ、新たな格差や貧困、差別や孤立などを生み出している。

第6波の感染拡大に伴うまん延防止等重点措置は3月21日をもって解除されたが、その後も新規感染者数は高止まりの状況が続いた。

中国地方知事会としても、感染再拡大の波を何としても抑え込むべく、これまで感染拡大の波を乗り越えてきた経験を踏まえ、積極的疫学調査や戦略的なPCR検査等による徹底した感染の抑え込みや、追加接種の促進など、感染対策に全力を尽くすとともに、疲弊した地域経済の回復に向けた対策についても、積極的に取り組んできた。

今後の感染再拡大を抑制し、社会経済活動を活発化させていくためには、国との一致結束した取組が不可欠であり、次の事項について国の対応を強く要請する。

【提 案】

1 コロナ禍からの出口戦略

ワクチンと検査を活用した新たな行動制限緩和に当たっては、局面に応じた有効な行動制限の内容を明らかにした上で、新たな変異株の特性やワクチン追加接種の状況等を踏まえ、専門的・医学的見地から検討するとともに、地方自治体や業界団体等の意見も聞きながら、分かりやすい制度とした上で、早期にその内容を示すこと。

さらに、新たな経口薬の承認やワクチンの追加接種の進展、海外における対策の効果を踏まえ、新たな変異株の出現も想定した、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた出口戦略についても早急に検討を進め、速やかに提示すること。

なお、出口戦略の検討においては、行動制限の緩和を中心に議論されているが、感染しても重症化させない対策や、国民の命が守られる医療体制の確保が出口戦略の根幹であり、適切な積極的疫学調査や必要な入院・治療の徹底が可能な体制の構築を併せて議論すること。

また、今般の新型コロナによるパンデミックを教訓に、感染防疫を一元的、主導的に担う組織を具体的に検討するに当たっては、地方の現場での最新の感染の実相や先進的な取組を国が直接吸収した上で、対策の立案を行い、又は実行に向けてその横展開を図ることができる仕組みを構築すること。

さらに、行動制限の緩和と併せて、新たな変異株の出現も念頭に置きながら、感染が再拡大した場合の最悪の状態も想定し、現状よりも強い措置がとれるように、対処方針や立法措置、制度運用の見直しに向けて議論を進めること。

2 緊急事態宣言等の実効性の確保

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置については、どのような基準・タイミングで適用するのか示すこと。また、感染拡大を早期かつ効果的に抑え込むためにも、手続きの簡素化や迅速化等の見直しを行い、地域の感染状況を踏まえ知事の要請に応じて機動的に発動すること。さらに、都道府県知事が判断するレベル分類について、第6波を踏まえた新たな基準を示すとともに、特措法上の措置との関係を明確にすること。

また、緊急事態措置やまん延防止等重点措置における具体的な対策については、必須となっている飲食店の時短要請を任意の対策とするほか、学校、幼稚園、保育所等の教育・保育関連施設や高齢者施設においても、学びの機会の保障や社会機能維持に留意しつつ、オンライン授業や分散登校、臨時休業なども含めた具体的かつ多様な対策について、データやエビデンスを示し、都道府県が地域の実情に応じて実施することができるよう、基本的対処方針の更なる見直しを行うとともに、引き続き、必要となる感染防止対策等に対する支援の充実を図ること。

さらに、まん延防止等重点措置等の区域を対象としたオンライン診療の報酬引き上げや救急搬送受入支援については、重点措置の適用等にかかわらない制度に見直すこと。

3 水際対策の緩和について

水際対策の緩和については、世界各国の感染状況を踏まえ、外国人留学生や技能実習生など社会活動に与える影響に配慮し、柔軟かつ適切に行うとともに、外国人の受入手続きや支援の情報を速やかに提供すること。

在日米軍基地について、出発地検査の厳守など、水際対策を徹底するとともに、状況に応じてマスク着用の徹底や変異株スクリーニングができる体制を早急に構築するなど、地域の不安を払拭する実効性ある感染防止対策のほか、基地内での医療提供体制の確保・充実等について、政府から強く要請すること。

4 新たな変異株に対応した保健・医療提供及び検査体制の充実強化

過度な負担を医療現場にかけることなく、安全な保健・医療体制を確保するため、以下の対策を講ずること。

- ・変異株の国内での感染力の変化や特性、ワクチンの効果、世界各国で確認されている変異株との関係についての分析など科学的・専門的情報の迅速な提供を行うとともに、最新の知見を踏まえた対処方法を明示すること。
- ・新たな変異株による感染拡大を想定しながら、各地域が必要な保健所機能を維持及び発揮することができるよう、その強化を支援すること。
- ・保健所とその他関係機関の役割を再検証し、感染拡大の状況に応じ、都道府県知事がコロナ協力医療機関以外の医療機関その他の幅広い関係機関による対応体制の確保が可能となるよう必要な権限を付与することを含め、地域の感染症対応能力向上に向けた方策を検討及び提示し、その実施を支援すること。
- ・保健所支援協力者の登録システム（IHEAT）を拡充すること等により、都道府県域を超えた広域的な人材派遣調整の実施を検討すること。
- ・感染拡大傾向時の一般検査事業については、全額国が費用負担するとともに、感染状況が「レベル2未満の状況」となっても、知事の判断で実施可能とすること。

- ・診療及び無料検査に必要なPCR検査等の試薬や検査キット等の安定供給を図ること。
- ・使用期限経過により廃棄される例が相次ぐ、学校に配布されている抗原簡易キットについて、期限到来前の有効活用が可能となる枠組みとすること。
- ・旅行やイベント参加、出張などで来訪した他の都道府県在住者も無料検査の対象とするなど、一般検査事業の対象者を拡充するとともに、それに要する費用についても国が支援すること。
- ・後方支援病床確保のための空床補償制度の創設など、包括支援交付金による支援を充実すること。
- ・新型コロナウイルス感染症患者受入れにより一般医療が制限された場合の経営上の損失について補償すること。また、これまでの教訓を活かし、重症患者や中等症患者を受け入れるべく十分な病床確保並びに医療従事者の確保ができるよう制度改正を含めた見直しを行うこと。
- ・経口薬等の治療薬について、必要な患者へ迅速かつ公平な供給体制の構築をさらに加速させること。
- ・新型コロナウイルス感染症患者受入れ医療機関に対する財政支援措置を講ずるとともに、コロナ受入れの有無に関わらず、受診控えにより減収している医療機関、薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復等の事業者等へ支援を行うこと。
- ・小学校・保育所等の臨時休業時や子どもの感染時等に、保護者が安心して休暇を取得できるよう小学校休業等対応助成金・支援金については、制度の更なる周知や相談体制の充実・手続きの簡素化、給付の迅速化を図ること。
- ・介護や障害福祉サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業等について、地域の実情や要望等を踏まえ、国の責任において十分な財政措置を講ずること。
- ・今後の新興感染症・再興感染症の感染拡大時における重症・中等症患者の受入にも対応できるよう、地方において感染症対策の中核を担う公立・公的病院等をはじめとする、二次・三次医療を担う医療機関の診療報酬を引き上げること。また、医学部定数の取扱いや公立・公的病院に係る地域医療構想については、新型コロナウイルス感染症対策に支障のないよう、慎重な対応を図ること。さらに、感染症有事に備える取組について、都道府県内で統一的な対策の実施を可能とするため、都道府県と保健所設置市との役割分担を見直し都道府県主導で必要な措置を講ぜられる仕組みを構築することも含めて検討を行うとともに、その他地方の意見を十分に踏まえ、より実効性のある対策を講ずることができるような法的措置や行政の体制強化への制度化を図ること。
- ・今後の深刻な病床ひっ迫時にも対応していくため、医療従事者の確保に繋がる処遇改善や業務負担軽減策を積極的に推進すること。あわせて、病床が不足した際に臨時の医療施設を開設する場合、医療従事者確保及び円滑な設置・運営に必要な診療報酬の引き上げも含めた財政措置等の対策を講ずること。
- ・罹患後症状の発症メカニズムの実態解明や治療薬の開発、医療提供体制の整備を進めるとともに、生活に支障が生じている方への経済的な支援制度を創設すること。

5 ワクチン接種の円滑な実施と治療薬やワクチンの実用化

感染の早期終息に向けて、ワクチン接種を迅速に実施するため、以下の取り組み

を進めること。

(1) 4回目接種実施後のワクチン接種に向けた取組

- ・4回目接種実施後のワクチン接種については、諸外国の動向や専門的知見等を収集・分析し、接種を繰り返すことが免疫に与える影響も含めた安全性、必要性、接種間隔、対象者、開始時期、ワクチン配分計画などについて、長期的な戦略をもった政府の具体的な考え方をできる限り早期に提示するとともに、必要なワクチンを確実に供給すること。
- ・また、検討を進めるにあたっては、実施主体となる市区町村をはじめ都道府県の事務負担等を十分に考慮し、情報提供などをきめ細かに行うこと。
- ・なお、実施にあたっては、地方自治体の負担が生じないように、国の責任において必要な財政措置を講ずること。

(2) 国産ワクチン・治療薬の開発

- ・新型コロナウイルスを抑制するとともに、今後の変異株等へも対処するため、国家的重要戦略として、国内臨床試験の推進も含め、国産ワクチン製造の速やかな認可、支援も含め、必要なワクチンの確保・供給を図ること。
- ・新型コロナウイルス感染症の治療薬として、既存薬も含めて、政府が主導して特効薬の研究・実用化を支援し、治療法の確立を実現すること。

6 地方財源の確保

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、全国の感染状況も踏まえ、感染拡大防止対策に係る経費の全額を国の負担とするほか、重点医療機関及び入院協力医療機関以外の病院等の入院患者が院内感染した場合に入院を継続するケースもあるため、当該病院等に対する感染拡大防止対策に必要な設備整備費用支援制度の創設など、医療・検査体制の強化や事業者支援等を進めるため、地方自治体が必要とする額を確保すること。

また、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」による基金については、民間金融機関における実質無利子・無担保融資において、国の助成期間（3年間）終了後や各都道府県が地域の実情に応じて実施する利子・信用保証料の軽減に活用できるよう各都道府県の制度に合わせて設置期間の延長を検討するとともに、自治体が独自に実施する事業についても活用できるよう支援の対象とすること。また、増加が見込まれる信用保証協会に対する損失補償や金融機関への預託金の調達金利についても交付金の対象とし、これらの必要額を措置するなど、弾力的な運用を図ること。

7 地方経済を支える中小企業等や労働者への支援強化

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、資材不足や原材料・原油価格の高騰等により、幅広い業種の事業者がより厳しい状況に立たされていることを踏まえ、大胆な経済対策を実施するとともに、喫緊の対応として以下の対策を講ずること。

(1) 事業者への支援の充実

事業復活支援金について、3月までの売上が対象であるが、コロナ前まで経営

状況が戻っていない事業者には、さらなる支援が必要であるため、4月以降の売上を対象とした同様の支援制度を再度立ち上げること。

その際は、現在の事業復活支援金は額が小さく、中小事業者の事業継続・回復効果が十分に期待できないことから、支援額の大幅増額や売上減少率の要件を緩和するとともに、事業者の負担を考慮した事前確認や書類提出の簡素化、休業要請等に係る協力金と併せて申請する場合の支援金算定方法の周知や電子申請サポート会場の各都道府県への複数設置等により、迅速に給付すること。

また、事業者からの問い合わせに十分対応できる体制を確保するとともに、申請内容に不備がある場合は、理由の明示を行い、事業者が改めて申請しやすいよう配慮すること。

（２）事業者等への資金繰り支援の強化

コロナ禍が長期化する中、収益の低迷が続く事業者も多いことから、民間金融機関における実質無利子・無担保融資の令和3年3月末での申込み終了後に都道府県が独自に行う資金繰り支援対策により生じる負担に対する支援を行うこと。

また、今後、感染症の影響がさらに長期化・深刻化することも想定し、既に貸し付けられている実質無利子・無担保融資の返済猶予や条件変更、追加融資など、金融機関が柔軟に対応できるようにすることや、条件変更に伴う追加保証料の補助、利子補給期間の延長など、事業者の返済負担の一層の軽減策を検討すること。

また、地域の中堅企業は、地域経済を牽引する重要な存在であり、企業規模に応じた制度を創設するなど、支援の充実を図ること。

（３）雇用調整助成金等における全国一律の特例適用

雇用調整助成金等の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、全国的に幅広い事業者が厳しい状況にあることから、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用の有無に関わらず、全国一律に地域特例と同等の内容を適用すること。

なお、今後、雇用調整助成金等の特例措置の期間や内容等を見直す際は、地域経済と雇用情勢を十分に把握・分析し、都道府県の意見を十分聞いた上で行うこと。

また、小学校・保育所等の臨時休業時や子どもの感染時等に、保護者が安心して休暇を取得できるよう小学校休業等対応助成金・支援金については、制度の更なる周知や相談体制の充実、手続きの簡便化、給付の迅速化を図るとともに、事業者に対し、助成金の活用を強力に働きかけること。

併せて、日額上限額については、緊急事態宣言地域・まん延防止等重点措置地域とそれ以外の地域とで早急に同一にするとともに、特例措置と同額まで引き上げること。

（４）職業能力開発促進策の一層の拡充・強化

新型コロナウイルス感染症拡大の長期化を見据え、成長分野や人手が不足している分野への労働力移動に向けて、新たなスキル習得のための職業能力開発促進策の一層の拡充・強化を講ずること。

（５）地域公共交通機関の維持・存続に向けた対策の実施

安全な地域生活の確保及び社会活動の維持を図るため、新型コロナウイルス感染症による移動の自粛等の長期化によりバス、鉄道、離島航路をはじめ甚大な影響が生じている地域公共交通機関に対して、赤字補填や減収補填などの経営支援を国において責任をもって講ずるとともに、既存補助金の増額や要件緩和などの弾力的な運用・見直しを令和3年度に引き続き継続・拡大して行うこと。

（６）観光産業・飲食業等への影響を踏まえた対策の実施

「全国旅行支援」については、事業期間や団体旅行枠の設定など地域の実情に応じた柔軟かつ弾力的な運用とすること。

また、国による「新たな Go To トラベル事業」の実施にあたっては、地域経済が持続的に維持・回復できるよう、継続的な観光需要の喚起を図るとともに、消費喚起に向けた施策や経営支援施策を実施すること。また、施策の効果が特定の地域、時期及び業種に偏ることがないようにバランスに配慮するとともに、早期の情報共有など地域と十分に連携すること。

さらに、都道府県による「新たな Go To トラベル事業」の実施にあたっては、地域の実情に応じて、柔軟かつ弾力的な事業実施ができるよう、割引率や1人当たりの割引額、クーポン券の額等について、限度となる率や額を引き上げた上で、都道府県独自で設定できるようにすること。また、事業者の先行きに対する不安感の軽減や利用者に対する利便性の向上等の観点から、事業を停止する際のキャンセル料等の補填を直接経費の補助対象とすること。

Go To キャンペーン事業は地域経済に与える効果が大きいことから、各都道府県知事の意見も踏まえた上で、感染状況に応じて再開するなど柔軟に対応すること。

特に Go To イート事業などの飲食需要喚起施策は、厳しい状況にある飲食業のみならず、燃油・飼料等の高騰に直面する農林水産業等の支援にも繋がるため、感染状況などの地域の実情を踏まえながら、十分な施策を実施すること。

また、Go To キャンペーン事業にかわる新たな需要喚起施策を実施すること。

（７）米の需給改善及び価格安定に向けた対策の実施

コロナ禍による業務用需要の減少に伴う民間在庫量の増加が、米価の引き下げにつながり、稲作農家の経営が厳しい状況に直面していることから、令和5年産に向けて米の主産地に対して需要に応じた生産の徹底を促すとともに、「水田活用の直接支払交付金」をはじめとした主食用米から作付転換を図るための予算を十分に確保し、交付対象水田の見直しに当たっては現場の課題をしっかりと検証すること。

また、コロナ禍の影響における需給環境の改善は、生産者、関係団体等による取組だけでは限界があることから、在庫の解消に向けた抜本的な対策を継続するとともに、輸出拡大や消費拡大など需要回復・拡大に向けた対策を強化すること。

（８）強固なサプライチェーンの構築への支援

「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」については、企業のサプライチェーン再構築と投資を促進するため、予算の追加的措置を図るとともに、地方の生産拠点機能や地域経済の強化を図る観点から、地方の中小企業が必要なサプライチェーンの再構築を行えるよう、対象製品の拡大、申請書類や

審査基準の簡素化などの見直しを行った上で、事業を継続し、強化すること。

(9) 農水産業に係る生産資材等の高騰への支援

コロナ禍の影響が長期化する中、資材不足や原材料・原油価格の高騰により、生産に欠かすことのできない肥料や配合飼料などの各種生産資材は価格上昇を続けており、生産者の経営に大きな影響を与えている。

しかし、農水産物は流通の特性上、コスト上昇分を価格へ転嫁することが困難であることから、生産者が安定的に食料を供給することができるよう、効果的な支援を講ずること。

(10) 影響を受けている外国人材及び雇用企業への対応

令和4年3月からの水際対策の緩和により、技能実習生等の外国人の新規入国が再開された。受入企業に中小企業が多いことを勘案して、入国前の検査や入国後の待機措置等に係る外国人本人や受入企業の費用負担が過大とならないよう軽減措置を講ずるとともに、すでに支援を行っている地方自治体にも財政支援を行うこと。

さらに、外国人材の円滑な受入れのため、入国後の自宅等待機期間の変更等の情報を速やかに提供すること。

8 学校等教育分野や子育てへの支援

(1) 受験機会の確保及び経済的支援

高校生、大学生等の就職や進学に大きな影響を及ぼす国家資格等について、受験生本人に感染が確認された場合や、感染が拡大している地域が試験地となっている場合等においても受験機회가最大限確保されるよう、国において各試験団体、経済団体、大学等へ働きかけること。

また、世帯収入やアルバイト収入が減少し、経済的に厳しい状況に置かれる学生等に対し、引き続き、家計急変の場合の特例措置など、高等教育の修学支援新制度の弾力的な運用を図るとともに、各学校が独自に行う授業料減免等への財源措置を行うなど、経済的困窮を理由に修学を断念する学生が生じることのないよう、必要な措置を講ずること。

(2) 学習機会の確保

義務教育段階における児童生徒1人1台の端末の配備等について、学習支援コンテンツの充実や、家庭での学習に伴う通信料負担への補填措置を講ずるとともに、学習者用デジタル教科書も無償給与の対象とすること。また、こうした措置の対象に高等学校及び特別支援学校高等部も含めること。加えて、全ての生徒を対象とした貸出端末の整備及び更新に対して、支援すること。

児童生徒の学習の遅れが生じないために、学校における、創意工夫をこらした学びの支援に必要な財源を確保すること。

(3) 児童生徒等の心のケア

新型コロナウイルス感染症に起因する児童生徒及びその保護者に対する偏見やストレス、いじめ等に対応して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の活動が十分に行えるよう、財政支援を拡充すること。

（４）学校や社会教育施設等における感染症防止対策

学校や社会教育施設等における感染症防止対策のため、ワイプタオル、アルコール消毒薬、マスク等の保健衛生用品を、独自に調達した場合や消毒・洗浄作業、換気設備の整備、ドアノブや水道ハンドルの非接触型への更新等を行った場合の経費について、十分な財政支援を行うこと。

また、児童生徒等の生活の場である寄宿舎の多くは、「３つの密」を避けることが困難な構造であるため、舎室の個室化、換気設備の整備、休養室の増設などの大規模改修に係る経費について、財政支援を行うこと。

加えて、特別支援学校のスクールバスでの感染リスク低減対策への支援について緊急経済対策で実施されることとなったが、児童生徒の密集状態を緩和するためのスクールバスの増便に係る経費について、十分な財政支援を行うとともに、高等学校における鉄道等通学時の過密状況を避けるためのスクールバスの運行も対象に含めること。

さらに、学校の部活動においては、屋内競技などで、換気が不十分であることにより感染が広がるケースが散見されるため、特に大会の実施・運営にあたっては、試合間のインターバルを確保し、十分な換気や消毒を実施するなどの感染防止対策を行うことが重要である。こうした対策を徹底するため、実施日程を調整するなど、感染防止に十分配慮された運営となるよう、大会を実施する全国組織の団体等への指導を徹底すること。

（５）少人数学級の拡充に伴う加配定数の維持・拡充について

令和３年４月１日付けで義務教育標準法が改正され、小学校については、令和３年度から５年をかけた学年進行で３５人以下学級を実現するための教職員定数が改善されることとなったが、それに伴い、年次進行で加配定数の削減が懸念されることから、３５人以下学級の実現後も、様々な教育課題に対応する加配定数が維持・拡充されるよう定数措置を行うこと。あわせて、空き教室の活用等に必要な改修や設備・備品について財政支援を行うこと。

（６）孤立・孤独支援

コロナ禍で深刻化する孤立・孤独対策をアウトリーチも含めて強力的に推進するとともに、自殺者が増加していることを踏まえ、国においても自殺対策を強力的に講ずるほか、各種交付金等の財源確保や弾力的な運用を図ること。

（７）困難を有する子育て家庭への支援

保護者の感染により在宅での養育が困難になった家庭への支援や、子ども食堂をはじめ地域で子育て支援を行う団体等への支援の強化、ひとり親家庭や多子世帯、ＤＶ事案への継続的支援や生活福祉資金等の各種特例措置を継続すること。

（８）保育所等への支援

保育所、認定こども園及び放課後児童クラブ等においては、社会機能維持のため、密接・密集が避けられない状況の中、児童等の安全を確保した上での事業継続が求められている。

子どもへの感染が拡大しており、保育所等において感染防止対策を徹底するた

めに必要となる物品購入費、人件費等の経費について支援を強化するとともに、介護施設等への財政支援と均衡のとれた支援とすること。

(9) 病児保育事業への支援

ひとり親家庭等にとって欠くことのできないセーフティネットである病児保育事業は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う利用者の大幅な減少により運営が非常に厳しい状況にあることから、子ども・子育て支援交付金における利用児童数に応じた加算分の算定に係る特例措置を再度講ずるなど、財政支援の充実を図ること。

9 新しいビジネスモデルの積極的な推進

新型コロナウイルス感染症対策に伴い、オンライン会議やテレワークが一気に進み、人々が働く場所から解放され、対面によらずに仕事ができるようになり、今後、組織に所属せずプロジェクトごとにメンバーが集まるなどのギグエコノミーの一層の拡大が想定されることから、こうした変化に適応するための支援を行うこと。

(1) 新しい働き方様式に向けた取組の推進

時間や場所にとらわれず個々の能力を発揮できる働き方の実現や、この度の新型コロナウイルス感染症拡大などの危機事案発生時における企業の事業継続対策としても有効なテレワークやオンライン会議、さらに、オフィスの分散やサテライトオフィスの導入を促進するなど、働き方改革に向けた取組を一層推進すること。

(2) 新しいビジネス様式に向けた環境整備

ギグエコノミーや店舗のバーチャル化などの地理的制約を超えた新しいビジネス様式に対応するため、働き手の能力やスキルの向上支援などとともに、働き手と企業が対等に安心して仕事を進めていく上での環境を整備するために、これらに適応した契約や労働に係る法制度及び社会保障制度の在り方を検討すること。

(3) スタートアップ企業等に対する積極的な支援

「新しい生活様式」「新しい働き方様式」「新しいビジネス様式」への対応に重要なイノベーションの創発を推進するため、スタートアップ企業等に対し、ベンチャーキャピタルなどを通じた資金調達や人材確保に向けた取組など、引き続き積極的に支援を行うこと。

10 新たな日常に対応した自治体DXの推進

コロナ禍で生じた住民の意識・生活の変化を社会変革へとつなげ、コロナの時代の「新たな日常」を確立するため、その原動力となる社会全体のデジタル化を強力に推進する必要があることから、地方と一体となって次の取組を推進すること。

(1) アナログ前提の規制の見直し

デジタル臨時行政調査会において、現在、デジタル化を阻害する規制に関する改革が検討されているところであるが、地域社会やそこに住まう住民がデジタル

化で得られる利便性向上や生産性向上のメリットを最大限享受できるよう、目視・実地監査規制や定期検査・点検規制、書面・対面規制など、アナログ前提の規制制度について抜本的・多角的な見直しを行った上で、必要な法改正等を速やかに実施すること。

加えて、地方自治体における自主的な見直しに向けて、国における見直し作業の情報提供や参考となるマニュアル等の資料の提供を行うとともに、デジタル技術を活用した新たな制度を確実に施行していくため、必要となる地方自治体のシステムの改修や監査・検査に必要な設備等に対して、財政支援を行うこと。

併せて、行政手続のオンライン化やクラウド上でのシステムの共同・共通化を推進するため、申請項目や書式・様式等のインターフェイスの標準化やプラットフォームの統一的な整備、既存の電子申請システムとの連携に係る技術的な支援等を行うこと。

（２）オープンデータ化の推進

活力あるデジタル社会の実現に向けて、分野間のデータ連携や官民のデータ連携により、新たなサービスや付加価値を創出し、利便性向上や生産性向上を図ることが必要である。

今後、国において、公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データである「ベース・レジストリ」が整備され、オープンデータとして様々な活用が予定されている。

については、分野間、国・都道府県・市町村間、さらに官民において情報連携するためのオープンデータのプラットフォーム等の構築や、書面のデータ化や、様々な形式で作成されているデータ等について新たなデジタルデータの作成・標準化のための財政支援を行うこと。

併せて、地方自治体によるオープンデータの公開とその利活用を促進するため、オープンデータの取組を始める地方自治体のために国が設定した推奨データセットについて、オープンデータに取り組むにあたり、地方自治体がデータ公開の適否の判断に迷ったり、工数から尻込みしたりしないよう、推奨データセットを充実させ、これまで以上に幅広く、ニーズの高いデータを推奨対象とすることで、オープンデータの取組を更に後押しすること。

（３）マイナンバー制度の抜本的改善

法により限定列举されているマイナンバーの利用範囲について、セキュリティ確保や個人情報保護との両立を図りつつ、更なる住民サービスの提供や民間サービス等との連携が進むよう、その拡大を図ること。

マイナンバーカードの公的個人認証機能のスマートフォンへの搭載、各種免許証等との一体化等を行い、安全性と利便性の両立を可能とする仕組みを速やかに構築すること。

こうしたマイナンバー制度の抜本的な改善を図りつつ、マイナンバーカードの国民全体への普及を強力に進め、申請者が申請・手続をせずとも手当や還付金等を受給できるプッシュ型住民サービス等の実現に向けて、公金受取口座登録制度の利用登録を促すなど、行政サービスをデジタルで完結させるための基盤を確立すること。

(4) デジタルデバイド対策

誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向け、国において、国民誰もが身近な場所で、デジタル技術の活用に関する相談や学習支援への取組の充実を図るとともに、多種多様な情報の中から必要な情報を選別し、主体的に使いこなすことができるようデジタル活用支援推進事業に取り組み、新たにデジタル推進委員の設置も打ち出したところであるが、引き続き、地方の意見を聴きながらＩＣＴリテラシーの向上を支援すること。

また、地方自治体が住民を対象に、独自に行うきめ細やかなデジタルデバイド対策に対して、財政支援を拡充すること。

(5) 地方のデジタル化の推進への支援

地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、地方財政措置の地域デジタル社会推進費を拡充するとともに、デジタル田園都市国家構想交付金を地域の実情に応じたデジタル実装が可能な柔軟で弾力的なものとするなど、引き続き、地方自治体のデジタル化に係る取組への支援を充実・強化すること。

11 偏見・差別意識の排除の推進

医療の最前線で治療にあたる医療従事者や感染者、その家族等に対する偏見や差別、また、宿泊療養施設やその周辺地域への風評被害、さらにはワクチン接種を受けていない方に対する差別的な扱いは決して許されるものではないことから、新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種に関する正しい情報の迅速な提供に努め、人権教育・啓発を推進するとともに、風評被害の防止対策を講ずること。

〔重点提案〕

2 大規模災害に備えた防災・減災対策等

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、警察庁)

【理 由】

平成 30 年 7 月豪雨災害では、河川の氾濫や土砂災害等が広域・同時多発的に発生し、200 人を超える多くの尊い人命が失われた。被災地では、多くの建物をはじめ、道路、河川、上下水道、ため池、鉄道、さらに農林水産業や商工業等にまで広範に被害が生じ、住民生活や経済活動に多大な影響を及ぼし、復旧・復興に向けては豪雨災害として過去に類を見ないほどの費用や時間が必要になると見込まれている。

また、令和 2 年 7 月豪雨災害では、九州地方を中心に、西日本から東海、中部地方などの広範囲にわたって大規模な河川の氾濫や土砂災害など各地に甚大な人的・物的被害を招き、コロナ禍の国民に大きな打撃を与えた。

さらに、令和 3 年 7 月から 8 月にかけて線状降水帯を伴う活発な前線が停滞したことにより、中国地方を含む全国各地で土砂災害や河川の氾濫が発生し、人的・物的被害を招いており、治水対策、土砂災害対策などハード対策に加えて、避難情報の伝達などソフト対策もまだまだ道半ばであることに、改めて強い危機感を覚えるものである。

近年、全国各地で大規模な災害が相次いでおり、これまでの自然災害に対する常識を大きく転換し、来るべき災害に万全の備えを講じていかななくてはならない。平成 30 年 7 月豪雨災害、令和 2 年 7 月豪雨災害、令和 3 年 7 月、8 月の豪雨災害を経験した中国地方としても、災害からの早期の復旧・復興や、今後想定される災害においても十分に機能する計画的なハード整備に加え、地域防災力の向上に係るソフト対策など、幅広い対策を推進する必要があることから、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

【提 案】

1 被災者に対する支援制度の拡充

- (1) 被災者一人ひとりに寄り添った包括的な支援を中長期的に実施する「被災者見守り・相談支援事業」などの平成 30 年 7 月豪雨の被災者への総合的な支援については、補助率を嵩上げ（復元）するとともに、その必要額について財政措置を講ずること。
- (2) 被災した児童生徒の心身の手厚いケアや児童生徒のおかれた環境の改善、また学習支援等のため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充や学習サポート等を行う教育活動支援員等の配置、心理検査の実施について、補助率のかさ上げ等財政支援を拡充すること。

また、被災により就学や通学が困難となった児童生徒が安心して学校に通えるよう、学用品費等の支給や奨学金の貸与、通学手段の変更を余儀なくされた生徒に対する通学費の補助、学校法人等による授業料等の軽減などに対し、より一層の財政措置を講ずること。

- (3) 令和3年7月、8月の豪雨災害では、令和2年7月豪雨、平成30年7月豪雨の被災者が、3年余りで3度もの被災に至っている状況を踏まえ、短期間に何度も被災する場合の生活再建は困難を極めることから、被災者支援にあたっては既存の支援制度において別枠での支援を検討する等、特段の配慮をすること。

- (4) 被災者の生活再建や被災住宅の復旧を迅速に進めるため、被災者生活再建支援制度の支援対象の拡大を図るとともに、災害救助法の基準の見直しや柔軟な運用を行うこと。

このうち、被災者生活再建支援制度について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、同制度に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域を支援の対象とすること。加えて、支援の対象を半壊まで拡大すること。

2 激甚化する自然災害に備えた国土強靱化対策の継続と防災・減災対策の強化

- (1) 近年の気候変動の影響による気象災害の激甚化・頻発化や、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化が懸念される中、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が創設されたが、当初予算を含めた別枠での配分や地方単独事業による防災インフラ整備に対する財政措置を含め、引き続き地方の要望を十分反映し、地方の実情に即した配分や財政措置の拡充等に配慮すること。

加えて、5か年加速化対策後も中長期的見通しのもと、引き続き、国土強靱化に必要な予算・財源を計画的かつ安定的に別枠で確保するなどの制度設計について十分配慮すること。

- (2) 気候変動の影響により激甚化・頻発化する自然災害に備え、流域治水の考え方を踏まえた治水事業予算を大幅に増額するなど、治水対策を早急に進めること。また、平成30年7月豪雨で被災した小田川や、平成30年7月、令和2年7月豪雨に続き、令和3年8月の大雨でも氾濫が発生するなど、わずか3年余りの間に3度の浸水被害が多くのある地区で発生した江の川下流域などの被災状況を踏まえ、国管理河川における治水対策についても、一層の推進を図ること。

3 大規模災害からの復旧・復興に向けた地方財源等の確保

- (1) 激甚災害制度による特別の財政支援について、より被災自治体の実情に即した制度とするため、標準税収入額に対する自治体負担額の下限基準を緩和し、当該緩和部分についても、被害規模に応じて段階的に補助率をかさ上げるなど、標準税収入額や被害規模の僅かな差で被災自治体への財政助成に大きな差が生じないようにすること。

また、局地激甚災害制度についても、公共土木施設等における標準税収入額50億円を超える自治体の指定基準及び農地等における災害復旧事業に要する経費の下限基準を見直すこと。

- (2) 本格的な復旧・復興には多くの時間と経費が必要と見込まれることから、国庫補助の手厚い配分や補助率のかさ上げ、特別交付税の特例的な増額配分など、国において中長期的な財政支援を行うとともに、災害復旧事業及び災害関連予算の確保を行うこと。
- (3) 災害復旧事業の実施にあたっては、同じ地域が短期間に続けて被害を受けていることから、原形復旧にとどまらず再度災害防止を目的とした改良復旧を行うことが必要であり、改良復旧事業の活用推進のため、被災規模の縮小や改良費の割合引上げ等の採択基準の緩和を行うこと。
- (4) 緊急防災・減災事業債や防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債については、事業期間が令和7年度まで延長されることとなったが、恒久化、対象事業の更なる拡大及び要件緩和など起債制度の拡充を含めた確実な財源措置等を行うとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。加えて、重要インフラ対策に係る国庫補助採択基準の緩和等を図ること。
- (5) 災害拠点病院のライフライン設備（非常用自家発電設備、受水槽、給水設備、燃料タンク）整備に対する国庫補助制度について、各病院の設備強化が円滑かつ早期に進むよう補助率の嵩上げ等も含め必要な措置を講ずること。
特に、膨大な容量が必要となる受水槽については、新たな土地の取得や賃借に係る費用に特段の財政措置を講ずること。
- (6) 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」を踏まえ、防災重点農業用ため池に対する補強や廃止等の防災工事に加えハザードマップ作成やため池の診断及び監視・保全活動など地方が行う防災・減災対策の取組に必要な予算の確保と支援策の充実を図ること。また、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づく地方公共団体の事務が円滑に進むよう必要となる経費に配慮するとともに、ため池の管理者が適切な管理ができるよう管理負担の軽減策を検討すること。
加えて、近年、激甚化・頻発化する豪雨により、雨水だけでなく土砂や流木を含んだ大量の泥土の流入によるため池の埋没など、通常の間理や防災工事など既存のため池対策だけでは対応できない被害が発生している状況を踏まえ、ため池に係る新たな防災対策を検討すること。

4 住民の主体的な避難を促す取組の推進

- (1) 住民に災害から命を守るための主体的な行動を促すため、実際の住民の危険回避行動につながる避難スイッチやマイ・タイムラインの普及などの取組を国として強化するほか、地方自治体の取組への支援制度を創設し、継続的な支援を行うこと。
市町村長がこれまで発令してきた避難情報のうち、「避難勧告」を廃止して「避難指示」に一本化することなどを盛り込んだ改正災害対策基本法が令和3年5月に施行されたが、新たな避難情報が真に住民の適切な行動に確実につながるよう国においてもあらゆる広報手段を活用して分かりやすく周知すること。

また、今般の「デジタル改革関連法」成立により地方公共団体の個人情報保護制度の全国的な共通ルールを国が定めることになることから、平時からの避難行動要支援者名簿の更新や避難行動要支援者ごとの避難支援等を予め定める「個別避難計画」の作成が円滑に進むよう、必要となる個人情報等の提供や共有について詳細な制度設計とするとともに、技術的支援を行うこと。

- (2) 市町村が行う指定緊急避難場所・指定避難所をはじめとする避難所等の確保・整備・開設・運営に要する経費について、継続的な財政支援制度を創設すること。

また、自主防災組織の結成又は活動活性化や、地域住民が主体となった地区防災計画又は個別避難計画の作成について、継続的な人的・財政的支援制度を創設すること。

さらに、新型コロナウイルスなどの感染拡大時に、大規模な自然災害によって避難所への避難が必要となった場合においても、避難者が安全に過ごせるよう、マスクや間仕切りの調達・備蓄等、避難所における感染防止対策の充実について、市町村が実施する対策への技術的、財政的支援を講ずること。

あわせて、感染症流行時の避難所確保のため、国は避難所としてホテル等の活用を促しているが、ホテル等民間施設を臨時の避難所として確保するための費用に対する支援をより一層拡充すること。加えて避難所として市町村が確保する場合に、ホテル等への避難者の受け入れに関する考え方を明確に示すこと。

- (3) 学校など避難所としての役割を担う施設については、バリアフリー化などの機能整備に加え、クーラーの設置やトイレの洋式化などの環境整備のための財政支援をより一層拡充すること。

5 総合的な治水・土砂災害対策の推進

- (1) 平成 30 年 7 月豪雨災害、令和 2 年 7 月豪雨災害、令和 3 年 7 月、8 月の豪雨災害と頻発している豪雨災害により、多くの箇所で越水や堤防の決壊が発生するとともに、土砂・流木の流出による被害が発生していることを踏まえ、中小河川における治水安全度の再検証を行い、堤防の整備、河道掘削などの治水対策と、砂防えん堤や急傾斜地崩壊防止施設の整備などの土砂災害対策を迅速かつ強力に推進するとともに、ダム放流時も含めた安全対策を講じ、これらに必要な財政措置を講ずること。また、既存ダムの洪水調節機能の強化にあたっては、利害者との合意形成を前提とし、ダムの構造や管理体制などの実態を踏まえながら進めるとともに、施設整備や管理者負担の軽減などの支援策についても検討すること。
- (2) 近年の多発する豪雨によって、甚大な土砂災害、山地災害を被った箇所では、地盤の緩み等により、より少ない降雨で土砂災害が発生する懸念があり、早期に災害の再発防止措置を講ずる必要があるため、被災地で現在進めている砂防・治山事業などの土砂災害対策が早期に完了し、安全性が向上するよう特段の配慮をすること。
- (3) 気候変動により激甚化・頻発化する豪雨に対応するため、流域全体であらゆる関係者が協働して対策を行う「流域治水」の積極的な推進に向けて、関係省庁間において連携や支援制度などの調整を進めるとともに、多様な主体による様々な

対策の実施効果を定量的に評価する手法を構築するなど、流域治水プロジェクトの策定・公表により、住民へ治水対策の全体像をわかりやすく示すために必要な支援策を検討すること。

- (4) 平成 30 年 7 月豪雨など、中国地方においても災害ハザードエリアおよびその周辺で人的被害が発生していることから、災害ハザードエリアに対する都市計画制度による土地利用規制の手法として、市街化区域から市街化調整区域への編入や地区計画等を活用した取組を推進するため、都市計画制度による土地利用規制について、他の防災対策と併せた紹介を行うなど、住民の認知度向上や機運醸成に取り組むこと。

あわせて、これら都市計画の取組に必要な費用を、国の支援メニューの対象とすること。

6 道路・港湾・空港・上下水道施設等の防災対策の推進

大規模災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実にを行うために必要不可欠な道路、港湾、空港等の交通インフラや、住民生活や社会経済活動に重要なライフラインである上下水道施設について、耐震化や土砂災害等防止対策、被災後の早期復旧を推進する地方の取組を支援すること。

7 持続可能なまちづくりに向けた住宅・建築物の耐震化を促す支援の拡充

災害応急対策の拠点となる庁舎や避難所となる学校等の施設、不特定多数の者が利用する大規模施設、また、住宅や社会福祉施設等における建築物等の耐震化を加速させること。

特に、住宅の耐震化促進、災害リスクの低い地域への居住誘導の観点から、国の補助制度（総合支援メニュー）について、耐震改修や現地建替に加え、非現地建替や除却のみのケースも対象とすること。

8 社会資本の適正な維持管理の推進

国民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぐため、既存施設の維持管理・修繕・更新を適切かつ確実に進めることができるよう、補助及び交付金制度の要件緩和や国費率の嵩上げ、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債等の対象事業の拡大など、地方等への財政支援の拡充により社会資本の適正な維持管理を推進・強化する地方の取組を支援するとともに、確実な財源確保を行い、その配分に当たっては、地方の要望を十分反映し地方の実情に即したものとすること。

また、維持管理・修繕・更新に関する技術開発の推進や技術者の育成など、社会資本の老朽化対策を着実に推進すること。

さらに、道路の落石対策等の安全確保対策に積極的な支援を行うこと。

併せて、下水道については、汚水処理の改築に係る交付対象範囲が令和 2 年度から段階的に縮小されているが、下水道施設は極めて公共性が高い役割を担っていること等を踏まえ、引き続き、老朽化対策への国庫補助制度による適切な財政支援を行うこと。

9 サプライチェーンの複線化に向けた支援

災害等によりサプライチェーンが毀損した企業はもとより、その他の企業におい

ても、新たな取引先の確保などサプライチェーンの複線化・再構築に向けた取組や、BCPの策定等を行う取組に対し、更なる支援を行うこと。

10 災害応急体制への支援

- (1) 近年の気候変動に伴う自然災害の増加の実態を踏まえ、今後起こりうる災害への対処能力を高め、災害警備活動を強化するため、必要な装備資機材の整備充実を図ること。
- (2) 消防防災ヘリコプターの運航体制を強化し、二人操縦士体制による安全運航が求められているが、操縦士が不足しており確保が困難な状況であるため、国においても航空業界等に対して積極的に操縦士の増員を働き掛けるなど、技量・経験のある操縦士の育成・確保の対策を講ずるとともに、地方自治体において二人操縦士体制を構築するための継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (3) 災害時における支援物資の物流については、令和2年度から物資調達・輸送調整等支援システムの運用が開始されるなど機能強化が図られているところではあるが、広域物資拠点の確保及び運用について、より迅速な対応が図れるよう財政面等での支援の拡充等を行うこと。

11 大規模災害時における広域支援・受援体制と被災地支援方策の確立

- (1) 「応急対策職員派遣制度」に係る対口支援や災害マネジメント総括支援員の派遣等について、平成30年7月豪雨災害等における運用実績を踏まえ、広域応援・受援体制の更なる充実を図ること。
また、「復旧・復興支援技術職員派遣制度」について、被災地においては、被災者への福祉・保健分野でのきめ細かな支援を行うために、保健師等の専門職員も必要と見込まれることから、全国知事会、全国市長会、全国町村会と連携し、被災県及び被災市町村が必要とする専門職員を中長期的に派遣するために必要な措置を拡充すること。
さらに、応援職員については、災害対策基本法等により、その費用は原則被災団体の負担となっていることから、被災団体への特別交付税措置を行うなど、職員派遣や受入などに要した経費について、応援・受援団体双方に負担が生じないよう必要な措置を講ずること。

- (2) 大規模災害時における被災地の支援については、国・自治体・民間事業者等の基本的な役割分担に基づき、連携して迅速かつ的確に実施することができるよう、国において制度を検討・創設すること。特に、被災者一人ひとりに寄り添い、個々の事情に応じた生活復興プランを地域のNPO法人や専門家（弁護士、建築士、ファイナンシャルプランナー等）等と協力して策定し、専門家等によるチームで支援を行う「災害ケースマネジメント」が、被災者の生活復興に大きな効果があることから、この支援について国において制度化すること。

12 盛土等に伴う災害の防止に関する推進について

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、同法に規定する事項とする）の基礎調査について、調査対象、調査内容、調査方法等を政省令やガイドライン等により

明確にすること。また、調査の実施や指定に係る地元への説明・調整など、地方自治体の果たす役割が大きく事務負担の増が懸念されるため、財政的・技術的支援を重点的・継続的に図ること。さらに、盛土情報や全国の規制区域等のネットワークシステムを構築すること。

- (2) 特定盛土等規制区域等の指定について、法律の目的を達成するため必要な最小限度のものとした場合、規制のない空白区域が生じる恐れがあることから、区域指定の考え方に地域格差が生じないように、政省令やガイドライン等により明確にすること。また、他の法令による指定区域と重複する部分について考え方を明確にすること。
- (3) 特定盛土等に関する工事等の許可について、全国同一の判断や申請手続きが行われるよう、許可基準や考え方、必要書類等について政省令やガイドライン等により明確にすること。また、相談体制の強化や事例を共有する仕組みの構築など、国も積極的に関与し支援すること。
- (4) 特定盛土等に関する工事等について、新たに中間検査・完了検査等の事務が増加するため、円滑に業務が遂行できるようオンラインシステムの構築や外部委託による検査等も含め措置を講ずること。
- (5) 法の施行に当たっては、執行体制の確立や予算措置など準備が必要であるため、十分な準備期間を設けるとともに、法の施行に係る基本方針や政省令等を早期に明示すること。また、既存の関係法令や自治体の条例による規制と新法の適用関係を明確にすること。
- (6) 法の実効性が確保されるよう、各省庁が連携して適切な運用を図り、普及啓発などに取り組むこと。

〔重点提案〕

3 デジタル田園都市国家構想の実現

(内閣官房、内閣府、デジタル庁、総務省、財務省、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)

【理 由】

新型コロナウイルスの感染拡大は、デジタル技術の利活用の遅れや、人口密度が高い大都市を中心とした感染症拡大への脅威など、日本社会が抱えていた課題を改めて顕在化させた。

一方、デジタル技術の進展・浸透により、人の物理的な移動がなくとも、大企業の仕組みや都市部のプロ人材のノウハウが地方の企業においても直接導入可能になるなど、デジタルは「都市と地方」・「大企業と中小企業」の差の縮小をもたらしている。

また、あらゆる業種での新たなビジネスの創出や、農業・小売業・製造業など既存の産業での新たな価値の創出、デジタル技術を活用した大学発のスタートアップを数多く生み出しつつもある。

このようにデジタル化はこれまでとは異なる新しい選択肢を示し、地方やデジタルネイティブな若者のチャンスを拡大しており、地方が持つ様々な資源にデジタルを掛け合わせることで、あらゆる業種や職種を挑戦の場として変革させることができる。

政府は、「新しい資本主義」実現に向けた成長戦略の重要な柱として「デジタル田園都市国家構想」を掲げ、地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、全ての国民がデジタル化のメリットを享受できるように取り組むとしている。

高いQOLを含め地域が持つ様々な資源を生かした地方の挑戦と、国が先導して行う全国的な政策等がうまく組み合わせることが次代の日本を創生する力強い成長につながる。地方の自ら率先した取組の後押しとなるよう、次の項目を求める。

【提 案】

1 デジタルトランスフォーメーションが切り拓く未来

デジタル技術やデータの利活用により社会課題の解決と経済発展の両立を実現し、地域社会をより便利で快適に、豊かに変えるデジタルトランスフォーメーションを推進するため、

- ・新たに「デジタル田園都市国家構想交付金」として位置付けられる、デジタル田園都市国家構想推進交付金については、試行錯誤しながら課題解決に挑戦する地方自治体を幅広く支援するため、データ連携基盤の活用以外のものも含め、先進的なサービスの開発・実装を目指す事業や複数年度にまたがって段階的に事業を実施する地方自治体への支援も対象とするなど、地方が地域の実情を踏まえた自由な発想のもとに機動力を発揮できるよう柔軟で弾力的な運用を図ること。また、交付金総額の拡充に加え、恒久化するなど、地方自治体の取組に対して財政面で

継続的に支援すること。

- ・誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向け、国民誰もがデジタル技術の活用に関する相談や学習を行える体制・環境を速やかに整備するとともに、多種多様な情報の中から必要な情報を選別し、主体的に使いこなすことができるようデジタル活用支援推進事業に取り組み、新たにデジタル推進委員の設置も打ち出したところであるが、引き続き、地方の意見を聴きながらICTリテラシーの向上を支援すること。
- ・中小企業・小規模事業者や農林漁業者がデジタル技術等を導入する意識付けや円滑な導入ができるよう、DX推進ガイドライン等を活用した情報発信や人的・財政的な支援の強化を図ること。
- ・デジタル時代の競争力の源泉となるデータを最大限に活用して、新ビジネスの創出が推進されるよう、データを活用する際の安全性の確保やデータ管理に関するルール作りなど環境整備を行うこと。
- ・デジタル人材の円滑な確保に向けて新たな人材バンクの創設などの取組を進めるとともに、都市部に偏在するデジタル人材のシェアリングの観点から、複数の事業所での労務管理の問題などの制度的課題を整理し、意欲あるデジタル人材が、地方において専門性を発揮し、幅広い分野で活躍できる環境整備を図ること。
- ・EdTechコンテンツやSTEAM学習等などの幼少期からデジタル技術に触れる機会の創出や学校でのプログラミング教育の充実、AI等を体験・活用できる環境の整備、大学や企業等と連携した即戦力人材の育成とともに、実務の中で活用できる能力を身に付けるため、失敗の許容も含めてデジタル実装に挑戦する取組など、地方自治体等が行う人材育成を支援すること。
- ・IoT機器の脆弱性に係る対策はもとより、セキュリティ対策の調査・研究を促進し、個人情報の漏えい等の懸念により、デジタル化の取組全体が阻害されることのないよう、国の責任においてサイバー攻撃等に関する情報を集約・分析し、必要な対策を講ずるとともに、地方自治体に対し、その分析結果や有効な対策について迅速に情報提供すること。
- ・国においては、クラウド・バイ・デフォルト原則を目標に掲げ、クラウドサービス導入のため、具体的な評価制度やガイドライン等を整備している。地方自治体においても、同様に業務システムのクラウド化を推進するため、国の責任により、その前提となるセキュリティ対策や財政的支援を行うとともに、地方自治体に国での導入事例の紹介や技術的な助言等を通じて、地方自治体の取組を支援すること。

2 スタートアップ・エコシステムの確立に向けた環境整備

- ・あらゆる業種での新たなビジネスの創出や、既存の産業での新たな価値の創出、大学発のスタートアップなど、スタートアップ・エコシステムの形成に向けて、若者の挑戦を引き出し、後押しするためには、正しいロールモデルとメンターが必要であるが、これらの人材は全国あるいは世界に偏在しており、全ての地方公共団体が直接コンタクトをとることは容易ではないため、全国規模で人材をプールする仕組みを構築すること。
- ・また、起業の先進組織等のリソース（人材や仕組みなど）を地方が活用するには、専門的な知見を有する人材の確保や多額の費用を要することから、継続的な支援の充実・強化を図ること。

- ・起業等に挑戦した人が、失敗しても再度挑戦できるよう、真のリスクマネーの供給支援やリスクマネー提供者の育成、経営者の個人保証への規制、失敗を受け入れる風土の醸成など環境整備を図ること。

3 成長分野への円滑な労働移動の促進

少子高齢化による生産年齢人口の減少と、全ての分野でデジタル化が進む中、企業内での移動を含め成長分野に人の移動を進めることが重要となる。

- ・円滑な労働移動の実現に向けて、産業界において広くリスクリングを実施することが見込まれる。これらの実施・運用には知見と多額の費用を要するため、継続的な支援の充実・強化を図ること。
- ・企業間・産業間の労働移動を促進するには、労働者が身に付けたスキルが、統一かつ適正に評価される必要があるため、地域や分野横断的な評価基準を策定すること。
- ・副業・兼業により都市部の大企業やグローバル企業の人材が地方で活躍する機会を創出するため、都市部人材と地方企業とのマッチングの強化や受け入れ企業等の機運醸成、出し手側企業へのインセンティブ付与など、効果的な仕組みづくりを進めるとともに、副業・兼業人材の労働時間・健康管理、各種保険の充実等の制度整備にも努めること。
- ・労働市場の流動性を高めるには、個人の多様な生き方に対応できる税・社会保障制度やセーフティネットの構築が求められるため、例えば、転職等働き方の選択に不利にならない退職金税制や、就労意欲に影響を及ぼす所謂 103 万円の壁などの税制・社会保険制度等の見直し、失業や所得減に直面する人を保護する使いやすい就労支援の仕組みなどを、国主導により構築すること。
- ・個人の多様な生き方に対応し、あらゆるライフステージの人が活躍できるよう、新卒一括採用、年功序列などを前提とした日本型の雇用システムのあり方について、経済界とも連携して、国主導により検討を進めること。

4 デジタルデバйд対策

誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向け、国において、国民誰もが身近な場所で、デジタル技術の活用に関する相談や学習支援への取組の充実を図るとともに、多種多様な情報の中から必要な情報を選別し、主体的に使いこなすことができるようデジタル活用支援推進事業に取り組み、新たにデジタル推進委員の設置も打ち出したところであるが、引き続き、地方の意見を聴きながら ICTリテラシーの向上を支援すること。

また、地方自治体が住民を対象に、独自に行うきめ細やかなデジタルデバйд対策に対して、財政支援を拡充すること。

5 地方のデジタル化の推進への支援

地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、地方においては、光ファイバや 5 G等の情報通信基盤の整備が今後さらに進展し、これらの基盤を活用した地域社会のデジタル化に向けた取組を推進していく必要があることから、地方財政措置の「地域デジタル社会推進費」について拡充を図るなど、引き続き、地方自治体のデジタル化に係る取組への支援を充実・強化すること。

6 デジタル社会に対応した人材育成等の環境整備

「GIGAスクール構想の実現」に向けて、安定した環境下でのオンライン授業を推進するために校内通信ネットワーク整備に係る十分な財政措置を講ずるとともに、低所得世帯等の生徒のみが対象となっている高等学校等の生徒1人1台端末の整備に関する補助について、全ての生徒を対象とすること。

7 デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタルインフラの整備

デジタル技術の活用により、地域の個性を活かしながら地方を活性化し、持続可能な経済社会を実現する「デジタル田園都市国家構想」は地方が主役である。構想実現のために、次の項目について強く要望する。

- ・すべての住民が超高速インターネットにアクセスできる環境（光ファイバ網）整備が必要であるが、過疎地域の市町村においては、利用者が見込めないことから整備に未着手の地域も残されており、こうした地域における整備を着実に進めるため、支援制度の拡充について取り組むこと。
特に、未整備地域が多く残されている離島については、「海底ケーブルの敷設」による財源面のハードルがなお高いことから、支援制度の一層の拡充を図ること。さらに、先んじて光ファイバ網の整備を進めた自治体では、通信機器の更新及び維持管理に膨大な費用を要するため、その更新が滞らないよう、財政支援制度の創設・拡充を図ること。
- ・携帯電話（4G）の不感地区は、事故発生時の緊急対応など命に関わる問題である。非居住エリアも含め、あまねく日本全国で利用できる通信環境の整備（不感地区の解消）を携帯電話事業者の協力のもと国の責任で進めること。
- ・5Gの基地局整備については、2023年度に人口カバー率を95%に引き上げるとの計画が示されたが、都市部に比べ地方部の整備が遅れている。人口カバー率のみでは捕捉できない地域のニーズも踏まえ、地域ごとの整備率の目標を明示した上で、地方部においても、都市部に遅れることなく、国主導で整備を進めること。
- ・地上デジタル放送の共聴施設等の補修・更新に係る負担も大きいことから、同様に必要な財政的支援を行うこと。
- ・「電気通信事業法の一部を改正する法律」の成立により、光ファイバ等の有線ブロードバンドサービスがユニバーサルサービスに位置づけられ、新たな交付金制度により支援が実施されることとなる。ユニバーサルサービス制度の導入に向けて、スケジュールを明確にした上で速やかに実施するとともに、新たな交付金制度においては、設備等の維持管理費のみならず、拡充する場合の整備費についても支援対象経費とすること。なお、公設で整備した施設への支援として、運営や機能向上のための設備投資等に対して新たな交付金制度と同等の支援が適用されるよう、制度の創設を検討すること。また、携帯電話等の無線ブロードバンドサービスについては、維持管理費について有線ブロードバンドサービスと同等の支援制度を創設するとともに、整備の促進に向けた支援制度の拡充を行うこと。
- ・日本海側の海底ケーブルのミッシングリンクを解消するとともに、中国地方を含めた地方に陸揚局、インターネットエクスチェンジ（IX）等を整備し、地方の通信環境向上のための「デジタル田園都市国家スーパーハイウェイ」を早期に実現すること。

〔重点提案〕

4 東京一極集中是正と人づくりの推進

(内閣官房、内閣府、デジタル庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁)

【理 由】

我が国では、本格的な人口減少社会に突入し、特に地方においては、出生数の減少に加え、若年層を中心とする人口流出によって、人口減少が急速に進行している中で、我が国の持続的な発展と競争力の強化のためには、「東京一極集中の是正」という日本全体の構造的な課題解決や、人材への投資による人づくりを進め、一人ひとりが「輝く」地域社会を創造していかななくてはならない。

過度な東京一極集中は、単に地方の人口減少の問題というだけではなく、東京を中心とした経済成長の限界を生じさせるとともに、日本が持続的に発展していくために必要な「新たな価値の創造（イノベーション）」を阻害しており、日本全体の社会経済が、活力と競争力を維持していくためにも、必ず是正しなければならない問題である。

このような中、国は、第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき取組を進めてきたが、東京圏への転入超過数は、2019年には約15万人と取組開始前の2013年と比較して1.5倍に拡大しており、第1期の検証においても、「施策効果が十分に発現するまでには至っていない」と評価されている。

こうした状況を踏まえ、第2期総合戦略では、「関係人口」の創出・拡大といった新たな取組を盛り込み、「2024年度に地方と東京圏との転入・転出を均衡させる」という目標を堅持して、政府関係機関・研究機関の地方移転や企業の地方拠点強化などによる地方への移住・定着の推進に取り組むこととしている。

また、人づくりを進める上では、特に、乳幼児期における教育・保育の質的向上と量的拡大や、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう支援策を一層強化・充実していく必要があるとともに、男女ともに働きやすく、多様な人材がその個性と能力を発揮できる環境づくりを進め、すべての人が仕事に生きがいを持ち、暮らしを楽しむことができる社会を創出していかななくてはならない。

こうした状況の中、我が国は新型コロナウイルス感染症による戦後最大とも言うべき危機に直面している。国内はもとより世界的な需要減退によって、売上・販売が落ち込み、これに連鎖して生産が落ち込むなど、経済に深刻な影響を及ぼす一方で、地方への企業機能の分散、テレワーク導入の加速等、国民の生活様式・労働環境に対する意識を大きく一変させ、特に転入超過が続いた東京圏でも超過幅が大幅に縮小してきている。

国においても、地方からデジタルの実装を進め、地方と都市の差を縮めることで地方の活性化を目指す「デジタル田園都市国家構想」の基本方針が閣議決定されたところであり、この機会を捉えて、地方分散の流れを確実なものとし、地方への転職なき移住・定住を一気に進めていくべきである。

中国地方知事会としても国と一丸となり、この機会を契機に地方への呼び込みを

積極的に進めていくとともに、防災・感染リスクの低減・地域活性化の促進に繋がる一極集中の是正を更に加速するよう、国において積極的に展開していくことを求める。

【提 案】

1 過度な東京一極集中を是正するために

(1) 企業の地方分散

企業の地方移転促進実現のため、企業等の地方移転に向けた具体的なK P Iを設定するなど適切に進捗管理を行い、効果が発現していない施策については迅速に見直すなどの措置を講ずるとともに、

- ・ 集中移転期間を設定の上、東京圏から地方へ本社機能を移転した企業に対する国独自の移転促進交付金制度を創設すること。
- ・ 地方への本社機能移転をより一層促進するため、地方拠点強化税制の更なる拡充を図るとともに、大都市と地方の法人税に差を設けるなど思い切った税制措置を講ずること。
- ・ 東京圏から地方へ移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること。
- ・ 企業のみではなく、移転を共にする従業員に対しての移住支援制度を創設すること。
- ・ 東京圏の人材を地方に呼び込むため、地方におけるサテライトオフィスをはじめとしたビジネス拠点の整備を支援すること。
- ・ そのほか、地方移転のインセンティブが働くよう、大胆かつ積極的な取組を立案し、東京一極集中の解消に効果的な対策を講ずること。

(2) 大学の「東京一極集中」の是正と実現

大学への進学や就職をきっかけとした若者の人口流出に歯止めをかけるため、

- ・ 地方大学の振興や若者の雇用創出につながる地方の取組に対する支援を充実すること。
- ・ 大都市に集中している大学・研究施設の地方移転を重点的に進めること。
- ・ 企業と大学等の壁を越えて、卓越した人材が活躍できるクロスアポイントメント制度や教員へのインセンティブ制度の導入によって産学連携を推進し、地方大学の魅力向上を推進すること。

(3) 「地方」への移住・定住、「関係人口」の創出・拡大

過度な東京一極集中の是正を図り、「関係人口」の創出・拡大や地方への移住・定住を進めるため、

- ・ 東京圏から地方への具体的な移住促進計画等を国が自ら率先して策定し、着実に実行するよう取り組むこと。
- ・ 地方で暮らすことに対する若者の意識改革に向け、高校生の地域留学の取組の推進など、若者が地方生活を体験する取組を進めること。
- ・ マスメディアやソーシャルメディア等の活用により、地方志向へと価値観を大転換するような気運醸成を積極的に進めること。

- ・中小企業の生産性向上に向け、副業・兼業により都市部の大企業やグローバル企業の人材が地方で活躍する機会を創出するため、都市部人材と地方企業とのマッチングの強化や受け入れ企業等の機運醸成、出し手側企業へのインセンティブ付与など、効果的な仕組みづくりを進めるとともに、副業・兼業人材の労働時間・健康管理、各種保険の充実等の制度整備にも努めること。
- ・「新たな日常」に適応できる働き方・ライフスタイルとして、適切な分散と適切な集中を実現する「適散・適集社会」の構築につなげるため、場所や時間にとらわれないテレワークやワーケーションなどの働き方の推進に向け、テレワーク環境の整備に対する補助金や税制優遇等の財政支援を拡充するとともに、企業経営者や労働者に対する機運の醸成に取り組むことで地方移住等を伴う遠隔勤務（転職なき移住）につなげること。

（４）地方分権改革の推進

地方分権一括法の成立から 20 年を超えるこれまでの取組により、地方分権改革は着実に進展してきたが、未だ残された課題も多く、真の地方創生に向けて、地方が創意工夫しながら自らの発想で独自の施策が講じられるよう、

- ・憲法改正に向けた議論を行う場合には、地方分権改革の実現を見据えた議論を行うこと。
- ・国の事務を、国家としての存立に関する役割などに限定した形で国と地方の役割分担を抜本的に見直し、権限の移譲や地方自治の基盤たる地方税財源の充実、税源の偏在是正をさらに推し進めること。
- ・地域の実情に合った施策の実施が可能となるよう、「従うべき基準」をはじめとする義務付け・枠付けの緩和、法令の統廃合や簡素化などにより過剰過密な法令を見直し、自治立法権の拡充・強化を図ること。
- ・地方公共団体における計画等の策定について、国庫補助金等の交付の要件となっていることによる実質的な義務化を含め、依然として国の過剰な関与が存在し、その対応に多大な労力を要しているため、引き続き制度的な課題として検討を進め、計画策定等を規定する法令の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合などの見直しを行うこと。さらに、新たに策定を求める計画等は真に必要なものに限るとともに、その内容や手続については、可能な限り地方の自主性に委ねること。
- ・国と地方のパートナーシップを強化するとともに、互いに協力して政策課題に対応していく観点から、協議の質を充実させるため、「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設置するなど、立法プロセスや国の政策決定に地方の意見を反映する仕組みを強化すること。
- ・国から地方への権限移譲や地方に対する義務付け・枠付けの見直しについて、全国一律による対応を基本としつつ、「ハローワーク特区」のように実証実験的な権限移譲等を認めることとし、例えば広域連合の活用など、「地方分権改革特区」の導入を大胆に推進すること。
- ・旅券事務について、現在、電子申請及び旅券発給に係る手数料のクレジットカード決済の導入に向けた検討が進められているが、各県では、住民に身近な市町村窓口で申請・交付ができるよう権限移譲を進めてきたところであり、そのシステム整備にあたっては、住民の利便性を維持しつつ、各県の取組が後退しないシステム設計とするとともに、その導入にあたって地方に負担が生じない

よう必要な財源措置を行うこと。

(5) 全国統一の人口移動統計調査の実現に向けた取組

首都圏への人口集中や地方創生の課題解決のためには、全国的な人口の移動理由についての分析が不可欠であるが、現在、それを悉皆で把握するための全国統一的な調査が行われていない。

全国的な人口の移動理由について分析するため、住民基本台帳法上の「転入届」や「転出届」の届出に合わせて、「移動理由」や「UI ターンの状況」を把握できるようにするなど、全国統一的な調査を実施すること。

2 地方創生の取組を推進するために

(1) デジタルトランスフォーメーションが切り拓く未来

デジタル技術やデータの利活用により社会課題の解決と経済発展の両立を実現し、地域社会をより便利で快適に、豊かに変えるデジタルトランスフォーメーションを推進するため、

- ・新たに「デジタル田園都市国家構想交付金」として位置付けられる、デジタル田園都市国家構想推進交付金については、試行錯誤しながら課題解決に挑戦する地方自治体を幅広く支援するため、データ連携基盤の活用以外のものも含め、先進的なサービスの開発・実装を目指す事業や複数年度にまたがって段階的に事業を実施する地方自治体への支援も対象とするなど、地方が地域の実情を踏まえた自由な発想のもとに機動力を発揮できるよう柔軟で弾力的な運用を図ること。また、交付金総額の拡充に加え、恒久化するなど、地方自治体の取組に対して財政面で継続的に支援すること。
- ・誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向け、国民誰もがデジタル技術の活用に関する相談や学習を行える体制・環境を速やかに整備するとともに、多種多様な情報の中から必要な情報を選別し、主体的に使いこなすことができるようデジタル活用支援推進事業に取り組み、新たにデジタル推進委員の設置も打ち出したところであるが、引き続き、地方の意見を聴きながらICTリテラシーの向上を支援すること。
- ・中小企業・小規模事業者や農林漁業者がデジタル技術等を導入する意識付けや円滑な導入ができるよう、DX推進ガイドライン等を活用した情報発信や人的・財政的な支援の強化を図ること。
- ・デジタル時代の競争力の源泉となるデータを最大限に活用して、新ビジネスの創出が推進されるよう、データを活用する際の安全性の確保やデータ管理に関するルール作りなど環境整備を行うこと。
- ・デジタル人材の円滑な確保に向けて新たな人材バンクの創設などの取組を進めるとともに、都市部に偏在するデジタル人材のシェアリングの観点から、複数の事業所での労務管理の問題などの制度的課題を整理し、意欲あるデジタル人材が、地方において専門性を発揮し、幅広い分野で活躍できる環境整備を図ること。
- ・EdTechコンテンツやSTEAM学習等などの幼少期からデジタル技術に触れる機会の創出や学校でのプログラミング教育の充実、AI等を体験・活用できる環境の整備、大学や企業等と連携した即戦力人材の育成とともに、実務の中で活用できる能力を身に付けるため、失敗の許容も含めてデジタル実装に

挑戦する取組など、地方自治体等が行う人材育成を支援すること。

- ・光ファイバ網の未整備地域の早期解消に加え、既設の光ファイバ設備の増強への財政的支援や、都市部のみならず条件不利地域を含む地方への5G基地局の早期整備を促進すること。さらに、公設光ファイバ網や地上デジタル放送の共聴施設等の補修・更新に係る負担も大きいことから、同様に必要な財政的支援を行うこと。
- ・光ファイバ等の超高速ブロードバンドのユニバーサルサービス化について、スケジュールを明確にした上で速やかに実施するとともに、新たな交付金制度においては、設備等の維持管理費のみならず、拡充する場合の整備費についても支援対象経費とすること。
- ・IoT機器の脆弱性に係る対策はもとより、セキュリティ対策の調査・研究を促進し、個人情報の漏えい等の懸念により、デジタル化の取組全体が阻害されることのないよう、国の責任においてサイバー攻撃等に関する情報を集約・分析し、必要な対策を講ずるとともに、地方自治体に対し、その分析結果や有効な対策について迅速に情報提供すること。
- ・国においては、クラウド・バイ・デフォルト原則を目標に掲げ、クラウドサービス導入のため、具体的な評価制度やガイドライン等を整備している。地方自治体においても、同様に業務システムのクラウド化を推進するため、国の責任により、その前提となるセキュリティ対策や財政的支援を行うとともに、地方自治体に国での導入事例の紹介や技術的な助言等を通じて、地方自治体の取組を支援すること。

（２）起業家等の果敢な挑戦心の涵養や挑戦する人材が活躍できる環境整備

- ・デジタル化や新しい働き方の進展により、人や会社の物理的な移動がなくても、大企業で用いられている仕組みや都市部のプロ人材のノウハウ等を地方の企業が直接導入できるようになり、地方のオポチュニティが拡大してきている。あらゆる業種での新たなビジネスの創出や、既存の産業での新たな価値の創出、大学発のスタートアップなど、起業のエコシステムの形成に向けて、若者の挑戦を引き出し、後押しするためには、正しいロールモデルとメンターが必要であるが、これらの人材は全国あるいは世界に偏在しており、全ての地方公共団体が直接コンタクトをとることは容易ではないため、全国規模で人材をプールする仕組みを構築すること。
- ・また、起業の先進組織等のリソース（人材や仕組みなど）を地方が活用するには、専門的な知見を有する人材の確保や多額の費用を要することから、継続的な支援の充実・強化を図ること。
- ・起業等に挑戦した人が、失敗しても再度挑戦できるよう、真のリスクマネーの供給支援やリスクマネー提供者の育成、経営者の個人保証への規制、失敗を受け入れる風土の醸成など環境整備を図ること。

（３）成長分野への円滑な労働移動の促進

少子高齢化による生産年齢人口の減少と、全ての分野でデジタル化が進む中、企業内での移動を含め成長分野に人の移動を進めることが重要となる。

- ・円滑な労働移動の実現に向けて、産業界において広くリスキリングを実施することが見込まれる。これらの実施・運用には知見と多額の費用を要するため、

継続的な支援の充実・強化を図ること。

- ・企業間・産業間の労働移動を促進するには、労働者が身に付けたスキルが、統一かつ適正に評価される必要があるため、地域や分野横断的な評価基準を策定すること。
- ・労働市場の流動性を高めるには、個人の多様な生き方に対応できる税・社会保障制度やセーフティネットの構築が求められるため、例えば、転職等働き方の選択に不利にならない退職金税制や、就労意欲に影響を及ぼす所謂 103 万円の壁などの税制・社会保険制度等の見直し、失業や所得減に直面する人を保護する使いやすい就労支援の仕組みなどを、国主導により構築すること。
- ・個人の多様な生き方に対応し、あらゆるライフステージの人が活躍できるよう、新卒一括採用、年功序列などを前提とした日本型の雇用システムのあり方について、経済界とも連携して、国主導により検討を進めること。

（４）訪日外国人旅行者の受入促進

訪日外国人旅行者を全国各地に誘導できるよう、

- ・地方空港における国際定期路線の運休・減便の状況に鑑み、路線の維持に向け必要な支援を実施すること。また、感染症の拡大が収束した段階においては、インバウンド需要の回復に向けて、着陸料やグランドハンドリング（航空機地上支援業務）費用等への補助など、路線の回復に必要な支援を行うこと。
- ・地方空港における国際定期路線の運航再開や、地方の港湾における国際クルーズ客船の受入再開等に必要となる水際対策に係る検査体制整備について国の責任において実施すること。
- ・国際観光旅客税について、自由度の高い財源としてDMO（観光地域づくり法人）を含む地方の観光振興施策に充当できるよう、その仕組みの検討を早期に進め、税収の一定割合を地方に配分すること。
- ・「広域連携DMO」が、将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行っていくことができるよう、現行制度に加え、地域再生エリアマネジメント負担金制度において、観光地経営の権限と財源を確保できるよう制度を改正すること。

3 人づくりを推進するために

（１）子育て支援等の充実

不妊症・不育症について、保険適用となる検査・治療の範囲を広げることも含め、経済的支援の更なる拡充を行うとともに、産後ケア事業について、受け皿拡大や提供サービスの充実が図れるよう、技術的、財政的支援を行うこと。

（２）地方の教育の魅力向上・充実

① 乳幼児教育・保育段階

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成や小学校以降の教育の基盤を培う重要な時期であり、乳幼児期における語彙数や幼児期に身に付けた非認知的能力が、その後の学力や生活に大きな影響を与えるという研究成果等もあることを踏まえ、

- ・乳幼児期の教育・保育の質を確保するため、教員・保育士等の資質や能力を向上させる研修機会の充実等に対する支援策を講ずるとともに、更なる処遇改善を実施すること。

- ・子どもとの関わり方についての助言など家庭教育への支援を充実すること。

② 初等中等教育段階

次代を担うすべての子どもたちが、生まれ育った環境によって左右されることがなく、健やかに育ち、夢や希望、高い倫理観や豊かな人間性を持ち、意欲にあふれ自立した若者へと成長し、誰もが充実した生活を送ることができるようにするため、

- ・生活困窮家庭やひとり親の子どもに対する適切な学習支援など放課後等における学習の場の充実や地域と学校との連携・協働の強化を図ること。
- ・高等学校の再編統合等が進む中において、子どもたちが個人の能力・適性等に対応した高等学校を選択できるよう、遠距離通学する生徒に対して支援を行うこと。

（３）デジタル社会に対応した人材育成等の環境整備

「GIGAスクール構想の実現」に向けて、安定した環境下でのオンライン授業を推進するために校内通信ネットワーク整備に係る十分な財政措置を講ずるとともに、低所得世帯等の生徒のみが対象となっている高等学校等の生徒１人１台端末の整備に関する補助について、全ての生徒を対象とすること。

（４）ジェンダー平等な社会づくりの推進

女性の活躍には、男性の育児・家事参画が欠かせないが、2020年度の男性の育児休業取得率は12.65%に留まっており、2020年度の目標値である13%に達していない。

よって、令和元年12月に策定された「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる男性の育児休業取得率30%（2025年）の目標達成に向け、

- ・イクボスの取組の推進や働き方改革による誰もが働きやすい職場環境づくりの啓発を通じて、企業に対する男性の育児休業取得促進に向けた対策を強化すること。
- ・性的マイノリティの方も含めて、誰もが仕事と暮らしを両立できる環境整備が図られ、多様な人材が活躍できるよう、社会全体における固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組を進めること。

〔重点提案〕

5 地方税財源の充実確保

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省)

【理 由】

令和4年度の地方財政計画において地方交付税総額は、前年度を0.6兆円上回る18.1兆円が、地方一般財源総額は、地方が地域社会のデジタル化推進や防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.02兆円上回る62.0兆円が確保された。

一方、臨時財政対策債については、折半対象財源不足が解消され、前年度に比べて3.7兆円減の1.8兆円と大幅に抑制されたが、今後も既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれる中、地方財政制度の構造的な問題の解消に向けた抜本的な対策が講じられていない。また、地方の歳出の大半は、法令等により義務付けられた経費や、補助事業であり、これまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分等については、国に先行した地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情である。

さらに、地方公共団体においては、自らも更なる歳出削減に努めながら、国と連携・協力し、新型コロナウイルスの次なる波に備えた医療体制の充実や地域経済の回復に向けた中長期的な対策を進めるとともに、地域の活性化、雇用の確保、介護・子育て支援の充実、教育振興等の地方創生、人口減少対策に全力を挙げて取り組んでいかなければならない。

については、地方創生に資する取組を地方が主体的かつ強力に推進するための国と地方を通じた税財政制度の確立に向けて、次の事項について強く要請する。

【提 案】

1 新型コロナウイルス感染症対策及び原油価格・物価高騰対策等に係る財政措置の拡充

- (1) 今後の感染状況や経済状況等も踏まえ、引き続き検査・医療提供体制の確保・強化等の感染対策に加え、コロナ禍における原油価格・物価高騰に対応するきめ細かな生活困窮者対策等を含む地域経済の立て直しなど、地域の実情に応じた幅広い対策を継続的かつ機動的に講ずることができるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」など地方が必要とする財源について積極的かつ確実に措置すること。
- (2) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」について、基金への積立要件の弾力化や事業期間の延長、交付対象の拡充など、柔軟で弾力的な運用を図ること。
- (3) 令和5年度の地方財政計画の策定に当たっては、歳入・歳出の両面において、

新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰の影響を的確に反映し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確実に確保すること。

- (4) 新型コロナウイルスの感染者数の多寡にかかわらず、地域経済に甚大な影響が生じていることから、地方部の自治体においても、地域経済の回復等の対策を着実に講ずることができるよう、適切な地方交付税の算定を行うこと。

2 地方財政の充実強化

- (1) 地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策や防災・減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな施策を実施するため、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すること。あわせて、「地域社会再生事業費」や「地域デジタル社会推進費」の算定等を通じて、地方部の団体においても必要な財源が配分されるようにするとともに、個々の地方団体レベルでも一般財源総額の確保・充実が図られるよう、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。

- (2) 臨時財政対策債により財源不足を埋める措置が常態化する中、本来は地方交付税の法定率の引上げにより正すことが地方交付税法に規定されている。今後も既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれ、構造的な問題の解決には至っていないことから、法定率の引上げによる地方交付税の増額を行い、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置を解消すること。

加えて、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、確実に別枠で積み上げること。

- (3) まち・ひと・しごと創生総合戦略が抜本的に改訂され、デジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）の策定後も、これまで地方が進めてきた地方創生の取組が無駄にならず、地域の実情に応じた取組を地方が継続的かつ主体的に進めていくことができるよう、地方財政計画において必要な措置を行うこと。なお、これに係る地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であることを的確に反映すること。

また、国全体の人口減少問題の解決には、合計特殊出生率が低い都市部から出生率が高い地方部へ若年層を移すことが必要である。このため、地方部が地方創生の取組を十分に行えるように地方交付税を措置すること。

このたび「地方創生推進交付金」、「地方創生拠点整備交付金」及び「デジタル田園都市国家構想推進交付金」が、「デジタル田園都市国家構想交付金」に統合されることとなったが、統合された後も、地方が、地方創生、地方活性化の取組みを一層深化、加速させるために、地方の意見等を十分踏まえ、予算枠の拡充も含めた十分な所要額を確実に確保するとともに、財源の恒久化や地方公共団体が更に使いやすい仕組みへの改善を図ること。

加えて、地方創生推進交付金に係る地方負担については、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講ずること。

- (4) 近年の地方財政計画における歳出は、人口減少や少子化への対応、また高齢化

に伴う社会保障関係費の自然増や地域経済活性化・雇用対策に係る増分を、地方の給与関係費や投資的経費の削減、歳出特別枠により実質的に確保してきたと言える。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、景気の先行きに不透明感が高まる中、地方が責任をもって地域経済活性化等の取組を実施できるようにするため、都道府県分の地方交付税の算定に当たっては、財政力の弱い地方における地域経済活性化の取組を下支えする機能を引き続き確保する必要がある。

「地域社会再生事業費」の算定に当たっては、「地域社会の持続可能性の確保」に取り組む必要性の高い地方部に重点的に配分するとともに、同事業費を令和5年度以降も継続すること。

さらに、地方においては、光ファイバや5G等の情報通信基盤の整備が今後さらに進展し、これらの基盤を活用した地域社会のデジタル化に向けた取組を推進していく必要があることから、地方財政措置の「地域デジタル社会推進費」について拡充を図るなど、引き続き、地方自治体のデジタル化に係る取組への支援を行うこと。

また、給与関係経費の計上に当たっては、令和5年度から実施される定年引上げや役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）等の影響を考慮し、退職手当の支給に必要となる財源を安定的に確保するための方策を講ずること。

3 地方税制の改革の推進

(1) 社会保障関係費の一層の増加が見込まれる中、地方が責任をもって、新型コロナに対応するとともに、デジタル変革の加速や脱炭素社会の実現、地方創生の推進、人づくり、安全・安心な暮らしの実現、活力ある地域社会の実現など、地方の増大する役割に対応するためには、地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するとともに、税源移譲を含め、国と地方の税源配分の見直しを進めること。

(2) OECD 等で国際合意に至った経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しの将来的な国内法化を見据え、デジタル技術を活用し国境・都道府県境を越えて行われる取引等が拡大していく社会経済情勢に的確に対応する地方課税のあり方について、地方税収を確保する観点から適切かつ早期に検討を開始すること。

(3) 法人事業税の分割基準については、前回の見直し（平成17年度）から相当期間が経過しており、より実態にあったものに見直すこと。特に、工場のロボット化・IT化の進展、持株会社・地域子会社化やフランチャイズ制の拡大等を踏まえ、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から、見直しを行うこと。

また、法人事業税の外形標準課税の適用対象法人のあり方等について検討を行う際は、地域経済や雇用への影響を踏まえて、中小法人への適用について慎重に検討すること。

(4) 法人事業税における電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による課税方式については、令和4年度与党税制改正大綱の検討事項において、「その課税のあり方について、引き続き検討する」とこととされているが、収入金額による課税は、

受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。

- (5) ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、消防・救急など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応しており、その税収の3割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源となっているとともに、その7割は所在市町村に交付金として交付され、財源に乏しい中山間地域をはじめとする市町村の貴重な財源となっていること等を踏まえ、引き続き現行制度を堅持すること。

〔重点提案〕

6 地方創生の前提としての基盤整備

(内閣官房、内閣府、デジタル庁、総務省、財務省、
経済産業省、国土交通省、環境省)

【理 由】

我が国が、少子化と人口減少を克服し、持続的な発展を遂げるためには、「人口急減・超高齢化」への流れを変えるための改革、とりわけ東京への一極集中傾向に歯止めをかけるとともに、子育て支援の強化・充実や女性の活躍促進などの総合的な政策推進が必要である。

また、地方において、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルに陥るリスクを回避するには、国の地方創生の動きに呼応して、観光による地域産業の振興や企業の地方移転を推進し、雇用の場を確保するなど、地方への新しいひとの流れをつくる必要がある。

このためには、歴史・文化や自然、温泉、食などの豊かな観光資源等、中国地方の多様な地域資源を有効に活用した観光交流人口の拡大や安心して暮らせる地域づくりなど、地方創生を進め生産性向上に資するためのインフラの整備と機能強化、その前提となる安全性の確保及び地域間ネットワークの構築が不可欠である。

加えて、平成 30 年 7 月豪雨や令和 3 年 7 月・8 月豪雨等では、中国地方の多くのインフラが被害を受け、観光、企業活動、住民生活に多大な影響を与えたため、強靱化や更なる基盤整備の促進の必要性を痛感させられたところである。

また、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、深刻な影響を受けている地域経済の回復には、観光振興をはじめとした経済活動の活性化が必要であり、交通基盤は社会経済活動の土台となることから、より一層の整備促進が求められる。

さらに、コロナ後の新しい資本主義の実現を果たしていくためには、地方からデジタルの実装を推進する、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組が重要である。

については、地方創生を力強く進める前提となる基盤整備を推進するため、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

【提 案】

1 高規格道路ネットワーク等の早期整備

(1) 国の骨格を形成する高規格道路は、経済社会の発展に不可欠な「地方創生の道」であり、現に、ここ数年の間に開通した高規格道路の沿線では、企業進出や観光客数の増加、県境をまたいだ行政、経済界の連携など、新たな動きが生まれるなどの効果が現れている。

しかしながら、日本海国土軸の一部を構成する山陰道・山陰近畿自動車道については、供用済区間が未だ半分程度に留まり、また、多くの未事業化区間があるなど、依然として高規格道路ネットワークのミッシングリンクが多数存在してい

る。このため、企業誘致や市場の拡大、観光の振興等、県境をまたいだ経済交流や連携を図る上でも大きなハンディキャップとなっている。また、平成 30 年 7 月豪雨においては、中国縦貫自動車道及び山陰道が、通行止めとなった山陽自動車道を補完し、広域交通の機能を確保するなど、ネットワークの効果を発揮する役割を担ったところであるが、山陰道のミッシングリンク区間では、一般道の大渋滞が発生するなど交通の混乱が見られたことから、事前に高規格道路のミッシングリンクが解消されていれば、より円滑な広域交通の確保が可能であったと考えられる。

については、国において、高規格道路ネットワークのミッシングリンクの解消に向け、山陰道・山陰近畿自動車道等の事業中区間のより一層の整備促進と、米子・境港間の高速道路を含む未事業化区間の早期事業化を図ること。

また、高速道路が本来有すべき安全性や定時性の確保とともに大規模災害時など防災上の観点から、暫定 2 車線区間の 4 車線化を早期に実施すること。特に、令和元年 9 月に公表された「高速道路における安全・安心基本計画」において「優先整備区間」とされた山陰自動車道、尾道松江線、広島浜田線などのうち、未事業化区間については財源を確保した上で、早期に事業化すること。

さらに、現在整備中の付加車線の早期完成を図るとともに、既に 4 車線化等が事業化されている区間についても早期整備を図ること。

なお、4 車線化等が行われるまでの間、安全・安心の確保を図るための緊急対策として、有効な対策を長大橋、トンネル区間においても早期に講ずること。

- (2) 主要な国道・地方道は、高規格道路ネットワークと一体となり、渋滞の解消や、地域の交流・連携の強化を図り、物流の活性化や交流人口の拡大、広域的な交通拠点である空港・港湾等へのアクセス性の向上に資するほか、大規模災害時に緊急輸送道路や迂回路の役割も担うため、その整備促進を図ること。

また、重要物流道路及びその代替・補完路の整備について、補助事業等による重点支援を行うこと。

2 高速道路の利用促進

鉄道や航空路線などの高速交通網の整備の遅れている地域にとっては、既存の高速道路の利活用は都市とのネットワーク化に与える影響も大きい。

このため、国際競争力の強化や地域活性化の観点からも円滑な物流の確保や交流人口の拡大による産業・観光の振興を図るため、スマートインターチェンジの整備や割引制度の拡充など、高速道路の利用を促進する施策を講ずること。

なお、利用促進施策の実施に当たっては、今後の高速道路整備や維持更新に支障を及ぼすことのないよう必要な財源を確保すること。

また、フェリー等の公共交通機関に影響を及ぼすおそれがある場合は、十分な対策を講ずること。

3 道路整備予算の確保

近年の激甚化・頻発化する災害や急速に進むインフラの老朽化等に対応すべく、高規格道路ネットワークのミッシングリンクの解消や予防保全による老朽化対策等に取り組み、防災・減災・国土強靱化の加速化・深化を図る必要があることから、道路の整備・管理に長期安定的に取り組むための道路予算の総額を確保し、整備が

遅れている地方に重点配分すること。

特に、東京一極集中の是正による多核連携型の国づくりや安定した物流確保に対応し、ポストコロナ社会の「新たな日常」を支えるインフラとして必要不可欠な高規格道路ネットワーク等について、新たな財源の創設などにより早期整備を図ること。

4 高速鉄道網の整備

災害に強い国土づくりを進めるとともに、鉄道機能をより発揮するため、北陸新幹線の今後の整備の進捗などもにらみ、山陰における新幹線も含む高速鉄道網の整備に向け、調査のための予算措置など具体的な取組を推進するとともに、並行在来線の取扱いを含めた地方負担のあり方を見直すこと。

また、地方鉄道の活性化のため、高速化・快適化に向けた国の財政支援制度の拡充を行うこと。

5 生活交通の維持・確保

- (1) 近年、人口減少等に伴いバス、タクシー等の事業縮小、撤退が顕著となってきたことから、地域の実情・ニーズに応じた移動手段の確保や住民主体の共助交通など、地域の生活交通を維持する取組に対して財政支援を行うこと。特に、高齢化や人口減少が著しい中山間地域においては、生活交通として乗合バスではなくタクシーを利用せざるを得ない場合があることから、タクシー利用料金の助成をしている地方自治体に対して特別交付税等の財政支援をすること。

あわせて、令和3年5月に策定された「第2次交通政策基本計画」に示すとおり、地域公共交通の維持確保に必要な財源のあり方の検討に早急に着手すること。

また、運転手の確保が困難となる中、バスやタクシーなどへの適用が期待される自動運転技術について、中山間地域での社会実装が進むよう、国による幅広い支援を行うこと。

- (2) 新型コロナの影響等により厳しい経営状況にある地方鉄道に対して、その役割が引き続き堅持されるよう、財政支援等抜本的な対策を講ずること。

特に、第三セクター等地方鉄道路線の経営安定化や安全輸送設備等の整備に向け、支援制度の充実・強化を図るとともに、十分な予算の確保を行うこと。

地域住民の貴重な移動手段となっている地方の鉄道ネットワークについて、国鉄改革時の経緯も踏まえ、適切に維持できるよう、新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化しているJRに対して経営支援策を講ずるなど、国が責任を持って対応すること。

国鉄改革時に制度設計された、都市部の収益路線と地方ローカル線を合わせて全体で採算を確保するという事業構造が維持できないということであれば、単に路線を廃止して縮小均衡を図るのではなく、JRのあり方そのものや地域公共交通のあり方に立ち返り、国が責任をもって今後の鉄道ネットワークの方向性を示すこと。

さらに、鉄道事業者の届出のみにより事業廃止や運行計画の変更ができる現行の鉄道事業法制度について検証し、鉄道事業の廃止や運行計画の変更手続きが沿線地域の意向を尊重したものとなるよう、西日本旅客鉄道株式会社を指導するとともに、地域における鉄道活性化の取組や廃止に伴う影響等を国が評価するなど、

手続の見直しを行うこと。

国土交通省に設置された「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会」における議論が、経済効率性のみで安易に鉄道から別の交通モードへの転換を促すことにつながらないようにすること。

地域との十分な協議を経て、止むを得ずモード転換等した場合、沿線自治体と鉄道事業者において合意された取組を実現する場合の財政的支援や、経営規模が大きな鉄道事業者については持続的な地域公共交通への支援にあたり相応の事業者負担を求めることなど、地方に負担を転嫁しない仕組みを創出すること。

(3) 離島航路の維持に必要な支援制度の充実・強化を図ること。

また、SOx 規制強化や、世界的な原油価格高騰に伴う燃料価格の上昇により影響を受ける船舶等の公共交通機関に対して、必要な財政支援を講ずること。

6 地方空港への航空路線網の維持・拡充

(1) 新型コロナウイルスの感染拡大等により、落ち込んでいる航空需要の回復に向けた、地方空港の航空路線網の維持のための取組に対し、支援を行うこと。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大が収束した段階において、首都圏をはじめとする大都市圏と地方とを結ぶ航空路線網の確保により、利便性と流動性を高め、観光振興や産業振興により地方経済の再生可能な環境を整備すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大が収束した後に期待される海外のインバウンド需要を取り込めるよう、地方空港の国際線の復活に向けた支援を行うとともに、その段階においては、水際対策が重要となることから、国の責任において地方空港における検疫体制の充実・強化を図ること。

また、国が創設した訪日誘客支援空港の制度の対象となる空港を現在よりも拡大し、地方空港が取り組む航空路線網の拡充に対する支援としての着陸料・停留料やグランドハンドリング費用等への補助等、訪日誘客支援空港に対する支援を拡充すること。

加えて、訪日外国人旅行者の地方への周遊性を高めるため、大都市圏及び国際空港から地方空港への乗り継ぎを含めた航空ネットワークを構築するとともに、地方空港における訪日外国人旅行者の受入環境の一層の充実を図ること。

7 港湾の整備促進等

(1) 中国地方における産業の国際競争力強化に資する物流基盤の充実を図るため、国際拠点港湾及び重要港湾の整備拡充を図るとともに、緊急かつ円滑に港湾整備を促進すること。

(2) 大型船舶による資源等の一括大量輸送を可能とすることで低廉かつ安定的な輸送を実現することにより、瀬戸内地域の産業全体の競争力強化、ひいては、我が国産業全体の底上げに資するため、国際バルク戦略港湾選定港の施設整備、国負担割合の嵩上げ及び諸規制の緩和等を、地方の意見や実情に十分配慮しながら計画的に推進するとともに、すべての国際バルク戦略港湾選定港を「特定貨物輸入拠点港湾」に指定し、支援措置の拡充を図ること。

- (3) 北東アジアゲートウェイとしての役割を担う日本海側港湾の機能強化は、我が国の国際競争力の強化及び観光立国の実現に寄与することが期待され、特に日本海側における国内海上輸送網の整備は、中国地方の物流の効率化や瀬戸内地域のリダンダンシーの確保などが期待される。

については、中国地方の産業競争力の強化に大きな役割を果たす日本海側拠点港の機能充実・強化を図ること。

- (4) クルーズ船の寄港は、インバウンドによる地域経済への大きな効果をもたらすことから、観光・交流の拠点としての港湾機能の強化が不可欠である。

については、クルーズ船の受入や港湾における観光・交流の拠点機能強化を図るため、港湾へのアクセスの充実強化とともに、ターミナル整備や旅客の円滑な受入のための環境整備等ハード・ソフト両面における取組を推進すること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で休止状態にあるクルーズの再開に向けて、今後の外国クルーズ客船受入に係る指針など、国としての方向性を示すとともに、各港湾管理者が取り組む感染拡大防止対策の支援を行うこと。

- (5) 我が国の輸出入の 99.6%を取り扱う物流拠点であり、かつ様々な企業が立地する産業拠点である港湾において、水素・アンモニア等の次世代エネルギーの大量輸入、貯蔵・利活用等、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化及び臨海部産業との連携等を通じて温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラルポート（CNP）」を形成する必要がある。

については、各港湾管理者が「カーボンニュートラルポート形成計画」を策定する際の支援、協力を行うこと。

8 デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタルインフラの整備

デジタル技術の活用により、地域の個性を活かしながら地方を活性化し、持続可能な経済社会を実現する「デジタル田園都市国家構想」は地方が主役である。構想実現のために、次の項目について強く要望する。

- (1) すべての住民が超高速インターネットにアクセスできる環境（光ファイバ網）整備が必要であるが、過疎地域の市町村においては、利用者が見込めないことから整備に未着手の地域も残されており、こうした地域における整備を着実に進めるため、支援制度の拡充について取り組むこと。

特に、未整備地域が多く残されている離島については、「海底ケーブルの敷設」による財源面のハードルがなお高いことから、支援制度の一層の拡充を図ること。

さらに、先んじて光ファイバ網の整備を進めた自治体では、通信機器の更新及び維持管理に膨大な費用を要するため、その更新が滞らないよう、財政支援制度の創設・拡充を図ること。

- (2) 携帯電話（4G）の不感地区は、事故発生時の緊急対応など命に関わる問題である。非居住エリアも含め、あまねく日本全国で利用できる通信環境の整備（不感地区の解消）を携帯電話事業者の協力のもと国の責任で進めること。

- (3) 5Gの基地局整備については、2023年度に人口カバー率を95%に引き上げる

との計画が示されたが、都市部に比べ地方部の整備が遅れている。人口カバー率のみでは捕捉できない地域のニーズも踏まえ、地域ごとの整備率の目標を明示した上で、地方部においても、都市部に遅れることなく、国主導で整備を進めること。

- (4) 地上デジタル放送の共聴施設等の補修・更新に係る負担も大きいことから、同様に必要な財政的支援を行うこと。
- (5) 「電気通信事業法の一部を改正する法律」の成立により、光ファイバ等の有線ブロードバンドサービスがユニバーサルサービスに位置づけられ、新たな交付金制度により支援が実施されることとなる。ユニバーサルサービス制度の導入に向けて、スケジュールを明確にした上で速やかに実施するとともに、新たな交付金制度においては、設備等の維持管理費のみならず、拡充する場合の整備費についても支援対象経費とすること。また、携帯電話等の無線ブロードバンドサービスについては、維持管理費について有線ブロードバンドサービスと同等の支援制度を創設するとともに、整備の促進に向けた支援制度の拡充を行うこと。
- (6) 日本海側の海底ケーブルのミッシングリンクを解消するとともに、中国地方を含めた地方に陸揚局、インターネットエクスチェンジ（IX）等を整備し、地方の通信環境向上のための「デジタル田園都市国家スーパーハイウェイ」を早期に実現すること。

9 新電力の事業撤退による影響への対策

燃料費価格の高騰や、卸電力市場の価格高騰などを背景として、新電力が事業から撤退、倒産する例が相次ぎ、これらの新電力から電気の供給を受けていた事業者は、大手電力を含め小売電気事業者のいずれとも電気の受給契約交渉が成立しないなど、不安定な状態に置かれている。

このような状況の一日も早い改善に向け、以下の項目について強く要望する。

- (1) 小売電気事業者の事業の休廃止や、それに伴う新たな供給先への切替えについて、需要家保護の観点から、電力の小売営業に関する指針の見直しや、その他必要な措置を講ずること。
- (2) 制度の本来の目的を超えて最終保障供給に依存することなく、社会的に公正妥当な料金水準で新たな供給先へ円滑に切替えが進むよう、必要な施策を講ずること。
- (3) 電力の供給力に十分な余裕がないことが要因の一つとなっていると見られることから、電力システム全体の中で安定供給や調整力が十分に確保されていくよう施策を講ずること。
- (4) このたびの事態を含め、卸電力市場の価格高騰などに起因する電気料金の上昇により、中小企業の経営への影響が生じていることから、これを緩和するための対策を講ずること。

- (5) このたびの事態は燃料費価格の高騰に端を発していることから、状況の早期の打開のため、発電燃料の安定的な確保・供給についても国として十全な対策を講ずること。

10 ヒアリ等の対策の推進

- (1) 毒性の強い特定外来生物のヒアリやアカカミアリ等の国内定着の防止に向け、国は関係省庁の連携により、侵入初期段階での立入検査を含む徹底防除及び拡散防止のための追跡調査等の対策について、強力なリーダーシップを発揮し、主体的かつ積極的にこれを実施すること。
- (2) 海外からの輸送中における調査や駆除など、国内の港湾等へ貨物を陸揚げする以前に防除措置を行う体制の整備をすること。
- (3) 海外のヒアリ等の定着国のうち、日本との定期貨物航路等を有する国に対し、当該国内における防除対策及び貨物輸出の際の点検、駆除等の徹底について、強く要請すること。
- (4) 令和4年5月に成立した法改正により、都道府県で必要となる費用について、国において十分な予算措置を講じた上で、多角的かつ柔軟な財政支援を実施すること。
- (5) 従前から国において防除等を実施している事案については、法改正後も国において防除を継続すること。

〔重点提案〕

7 全世代型社会保障制度の実現

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省)

【理 由】

国においては、全世代型社会保障検討会議を設置し、少子高齢化と同時にライフスタイルが多様となる中で、人生 100 年時代の到来を見据えながら、社会保障全般にわたる持続可能な改革の検討がなされ、令和 2 年 12 月に「全世代型社会保障改革の方針」が定められたところである。

社会保障は、国の制度と地方における取組が一体となってサービスが提供されており、持続可能な社会保障制度の構築のためには、国と地方が信頼関係を保ち、それぞれの適切な役割分担の下で、互いに協力しながら取組を進めていかなければならない。

地方と方向性を共有し、地域の実情に応じた実効性のある施策が推進されるよう、次の事項について強く要請する。

【提 案】

1 地域医療の確保

- (1) 厚生労働省は全国一律の基準による分析のみで、地域の個別事情を踏まえずに再編統合等の再検討を求めているが、地域医療構想の実現など地域医療の確保については、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた医療提供体制を確立する上でも、個々の病院及び地域の個別事情を十分踏まえて慎重に検討しなければならない。

また、地域医療構想の進め方については、令和 4 年 3 月に「2022 年度及び 2023 年度において、公立・公的・民間医療機関における対応方針の策定や検証・見直しを行う」こととされたところであるが、新型コロナウイルス感染症への対応において、公立・公的医療機関の存在・重要性が再認識されたことや、今後も感染状況によっては、新型コロナウイルス感染症対策を優先せざるを得ない場合があることが想定されるため、都道府県が地域の実情を踏まえ、主体的かつ柔軟に対応できるよう配慮すること。

また、都道府県において十分な検証期間が確保できるよう、医療法に基づく基本方針や指針等について、検討段階から情報共有を随時行うとともに、早期に発出すること。

あわせて、民間医療機関を含めた対応方針の策定等には、これまで以上に、地域医療構想に対する医療関係者の理解醸成やインセンティブ等が必要になることから、それぞれの地域の実情に応じて創意工夫できるよう、十分な技術的、財政的支援措置を講ずること。

- (2) 医師確保対策の推進については、新型コロナウイルス対策により医療人材が

ひっ迫していることに加え、医師の地域偏在、診療科偏在が依然続いていることや、医師の働き方改革の推進に伴い地域医療へ大きな影響が想定される。

医師の働き方改革については、医師の健康確保を図りつつ大学の医局等からの医師の引き揚げの誘発や医師不足による救急医療の縮小等により地域医療に大きな影響を及ぼすことがないように、地方と丁寧かつ十分に協議し、必要な支援を行うこと。特に、医師を派遣する病院に対し時間外労働の上限規制として設けられる「連携B水準」の実効性が担保されるよう、医師派遣を担う大学等への丁寧な制度周知及び十分な協議を行うこと。

また、地方の医師不足は、人口の多寡のみならず地理的条件等によって状況は大きく異なり、全国一律の基準や指標に基づく取組だけで解決するものではない。単純に医師の需給推計や偏在指標により、地方での医師確保の努力や取組を毀損し、制限する政策の実行は適当でないことから、国が主体的に地域の実態を十分に踏まえた対策を行うこと。

特に、必要な医師が十分に確保されたことが客観的に検証されるまで現在の臨時定員枠の確保による地域枠の措置を堅持するとともに、恒久定員の増員も含めて一定水準の定員を担保すること。あわせて、医師養成のための奨学金制度運用に必要な財源の充実などを支援すること。

また、新専門医制度における専攻医募集定員のシーリングは、医師の絶対数が少ない地方への設定をしないこと。専門医資格を取得後も積極的に地域医療へ従事することを促すため、医師が地域医療に従事しようとする場合に、例えば、従来の職場に在籍したまま医師が不足する地域へ専門医が派遣される仕組みなど、都道府県の知事の意見を十分に尊重し、必要な財政措置を講ずるとともに、実効性のある仕組みを創設すること。

臨床研修募集定員の新たな算定方法では、定員数が大幅に減少する地域も存在することから、医師偏在を助長することのないよう引き続き地域の実情に応じた調整を行うこと。

保健所において、感染対策の中核を担う公衆衛生医師の確保に向け、より一層の取組を行うこと。

- (3) 地域あるいは医療機関毎に異なる課題があり、各々の実情に応じて創意工夫できる仕組みが必要であることから、国において地域医療介護総合確保基金の十分な予算を確保するとともに、事業区分間の額の調整ができるよう柔軟な運用を認めること。また、医療提供体制推進事業費補助金についても、地域において良質な医療を提供するために必要不可欠であることから、事業執行に支障を生ずることなく安定的な実施ができるよう十分な予算を確保すること。

- (4) 新興感染症や災害発生時、医療資源の少ない中山間地域等の診療体制を維持することが必要であることから、遠隔診療に必要な設備整備への補助の補助率の拡充及びオンライン診療・服薬指導に必要なシステム導入やタブレット等の機器整備への補助制度の新設など、効果的・効率的な医療提供体制を構築するための財政支援を行うこと。

2 持続可能な社会保障制度の確立

- (1) 社会保障制度の総合的かつ集中的な改革については、医療保険制度の財政基

盤の安定化、地域の実情に応じた医療・介護サービスの提供体制の構築、少子化対策の充実等を図り、国民が将来を託しうる持続可能な社会保障制度を確立すること。

- (2) 国民健康保険制度改革については、今後の着実な実施に向けて、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（国保基盤強化協議会）における合意に基づく必要な財源を確保すること。また、都道府県において安定的に国民健康保険の財政運営ができるよう十分に検証し、必要に応じて措置を講ずること。

さらに、国民健康保険制度の抱える構造的な問題の抜本的な解消に向け、国庫負担金の負担率を引き上げるなど国が責任を持って今後の医療費の増嵩にも耐えうる財政基盤の確立を図り、持続可能な制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、地方と協議しながら様々な財政支援の方策を講ずること。また、子どもや障害者の医療費助成などの地方単独事業に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額措置については、全面的に廃止すること。

3 健康づくりの推進、高齢化社会・共生社会への対応

- (1) 健康増進・疾病予防対策の推進として、地方公共団体や医療保険者、健康づくり関係団体等が実施する普及啓発活動、健康教育等の健康づくり事業に対する財源措置を図ること。

ワクチン接種により予防できる病気にかからないようにするため、速やかに、おたふくかぜ及び帯状疱疹を予防接種法の対象として定期接種とすること。

インフルエンザワクチンについて、感染及び重症化の予防を目的とした定期接種化を目指して、引き続きワクチンの有効性について調査研究を実施すること。

生活習慣病の早期発見及び重症化予防のため、特定健康診査及び後期高齢者健康診査における心電図及び血清クレアチニン検査を必須の健診項目にすること。

- (2) がん予防・早期発見の推進として、効果的・効率的な受診勧奨を実施するために、特定健診と同様に、検診実施者の役割や検診対象者等を含む「がん検診の実施範囲」について、がん対策基本法に検診実施主体を明記するなど、法的に明確に位置付けること。また、検診実施者間の情報共有が可能となるよう、法整備を行うこと。

- (3) 子宮頸がんの予防については、HPVワクチンの積極的勧奨の再開及び接種機会を逃した方へのキャッチアップ接種が開始されることとなったため、必要なワクチンが安定供給されるよう必要な措置を講じ、ワクチンの有効性と安全性に関する情報提供の方法を具体的に示すとともに、9価ワクチンを定期接種の対象に加えること。

- (4) 介護人材の確保のため、介護施設で働く常勤介護職員の平均給与が依然として全産業の平均給与に届いていない状況も踏まえ更なる処遇改善を進めるとともに、介護職員の業務軽減や生産性向上のための介護ロボットやICT機器の

普及に向けて介護事業者への支援を更に強化すること。

また、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げる取り組みが開始されたが、これまでの取り組みに加え、今回の処遇改善の効果を検証し、介護に携わる職員全体の処遇底上げにつなげるとともに、処遇改善に係る各種加算を一本化するなど、申請に係る事業者の事務負担を軽減すること。

さらに、共生社会を支える障害福祉人材についても、介護人材と同様に処遇改善や業務軽減等を進めること。

- (5) 主として知的障害児に対し支援を行う福祉型障害児入所施設における職員の配置基準について、令和3年度報酬改定において引き上げの措置がなされたが、未だ実態とは大きな乖離があるため、基準を上回る手厚い職員配置をした場合の加算について、障害者の配置加算に準じて創設すること。また、障害児の報酬単価は、障害者と比べ著しく低い設定となっていることから、算定構造の見直しも含めた改善を行うこと。

4 次世代を担う人づくり

- (1) 子ども政策の司令塔となる「子ども家庭庁」が令和5年4月1日に設置される。子どものため、子どもの権利を守る観点を第一とし、真に政策遂行力ある組織となるよう、施策の実施者である地方の声を踏まえること。なお、子ども関連の政府支出について、欧米の先進諸国並みに引き上げることを目安に拡大すること。
- (2) すべてのライフステージにわたって、住民の個性と能力が最大限に発揮され、一人ひとりが「輝く」地域社会を創造していくため、地方における人材育成・確保に必要な施策を検討し、地方の一般財源総額を確保するとともに、新たな交付金の創設も含めた「人づくり革命」のための財政措置を講ずること。
- (3) 若者が、それぞれのライフプランを描き、希望を叶え、安心して結婚し、妊娠・出産、子育てができるよう、社会全体で結婚や子育てを応援する気運の醸成を図るとともに、必要な財源措置を講ずること。また、男女がともに子育てしながら働き続けられる社会づくりを促進するため、時間単位年次有給休暇など柔軟な労働時間制度の導入促進などに取り組むこと。
- (4) 次世代を担う子どもたちが健やかに育つことができるよう、保育士等の抜本的な処遇改善や就労環境の向上など保育士確保策や保育の受け皿の整備拡大を着実に進めるとともに、人口減少地域においても持続可能な保育の提供が行えるよう、必要な対応を進めること。また、「森のようちえん」をはじめ多様な幼児教育・保育を実践する施設について、新たに認可（又は登録）制度を創設し、施設を利用する世帯についても、保育の必要性を問うことなく国の幼児教育・保育無償化の対象とすること。また、家庭で保育を行う世帯や就学期の児童・生徒も含めた、子育てに係る経済的負担の軽減を図ること。
- (5) 子どもの健全育成に資する放課後の居場所を確保し、仕事と子育てを両立するための子育て環境整備を更に進めるため、放課後児童クラブの施設整備の補

助基準額の増額や社会福祉法人等が整備する場合の補助率の拡充による財政支援のほか、放課後児童支援員の認定資格研修に係る受講要件の緩和など、放課後児童クラブの充実に必要な措置を講ずること。

また、運営改善努力が反映され、将来の運営体制充実に資する支援方式を検討すること。

- (6) 不妊治療費については、令和4年4月から保険の適用が開始されたが、患者の自己負担額が増加する場合が生じ得ることを踏まえ、早期に保険適用前後での自己負担額、患者数の比較、保険適用後の医療費の状況などを分析し、保険適用の効果を検証すること。

保険適用外の治療を実施した場合の軽減策を講ずるとともに、特定不妊治療を受ける方の治療の選択肢が減らないよう、保険適用範囲の拡大など抜本的な改善を図ること。また、先進医療の受診に対する助成制度を設けることにより、医療保険収載の促進を図ること。さらに、自治体が独自の助成を行う場合、財政的支援を行うこと。

治療と仕事との両立のため、職場環境面においても、不妊治療のための休暇制度の導入促進等の理解の醸成をより一層進めること。

- (7) 母子保健法の改正により、令和3年度から産後ケア事業が市町村の努力義務となり、対象者も「出産後1年を経過しない女子及び乳児」に拡大され、ニーズが増加している。産後ケアを行う医療機関や助産所の受け皿拡大や提供サービスの充実を図るため、乳児の対象月齢に合わせて求められる支援内容や留意すべき事項などのガイドラインへの記載や標準的な委託単価を参考として示すなどの技術的助言や、自治体が独自の取組を行う場合の財政支援を講ずること。

- (8) 子どもの貧困対策や居場所づくり、ひきこもり、ヤングケアラーなど困難な環境にある子ども・若者に対して行う地方の実情に応じた取組へ支援を行うこと。

- (9) こども基本法の趣旨を踏まえ、子どもが意見を表明する機会及びその意見を子ども施策に反映するためのモデルを示すとともに、自治体が行う取組に対して財政支援を行うこと。

〔重点提案〕

8 カーボンニュートラルの実現

(農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

【理 由】

令和2年10月の国による「2050年カーボンニュートラル宣言」や昨年4月の気候変動サミットにおける「2030年度時点の温室効果ガス排出量削減目標を2013年度比で46%削減」の表明以降、グリーン成長戦略やエネルギー基本計画、地球温暖化対策計画、地域脱炭素ロードマップ等の重要戦略が相次いで制定されている。

さらに、現在、地球温暖化対策を経済成長につなげていく具体的な道筋を示すためのクリーンエネルギー戦略の策定が進められているところである。

民間事業者においてもESG金融の進展に伴い、RE100やSBTなど「脱炭素経営」に取り組む大企業が増加し、サプライチェーンを通じて、中小企業にも波及している。

については、カーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素を実現するモデルケースを複数創出し、多くの地域で、2050年を待たず脱炭素を達成するとともに、産業構造や社会経済の変革をもたらし、次なる大きな成長に繋がるという「経済と環境の好循環」を生み出すため、以下の事項を提言する。

【提 案】

1 地域特性を生かした脱炭素化の取組の推進

(1) 「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、国・地方自治体・事業者・国民が一体となった取組を着実に推進することができるよう、その削減目標達成に向けた具体的な道筋を明確にするとともに、エネルギーの脱炭素化の方策を示すこと。その際は、地域ごとに異なる産業構造やエネルギーの消費・生成等の状況を十分踏まえ、国際競争力の維持に配慮すること。また、水素の利活用やカーボンリサイクルなどの技術革新をはじめ、水素やアンモニアなど次世代燃料の輸入ルートの開発や国内生産拠点の整備など、サプライチェーンの構築等に国として率先して取り組むとともに、必要な財政支援や法規制の見直し等により、地方自治体・事業者等の取組を後押しするなど、国を挙げて地球温暖化対策に取り組む機運を醸成すること。

(2) 「2050年カーボンニュートラル」を実現していくためには、各地域の特色ある取組が重要であり、省エネルギー対策の更なる推進や、再生可能エネルギーの普及拡大など、地域づくりに資する幅広い取組について、財政措置などの支援策を講ずること。

2 地域産業における脱炭素化の取組の推進

- (1) カーボンニュートラルの実現に向けた、カーボンリサイクルなどの革新的技術の創出や事業転換を進めるため、地域の特性に応じた産業振興に資する産学公金連携の研究開発・実証・社会実装の取組や設備投資等に対する支援策を講ずること。
- (2) 脱炭素社会に対応した産業構造への転換において、地域中小企業の技術力向上と市場参入機会の創出につながるよう、これらが主体となっていく実証研究等を、グリーンイノベーション基金等に地方創生枠を創設し支援すること。
- (3) カーボンプライシングが負担の公平性に配慮しつつ産業の競争力強化や成長に資するものとなるよう、そのあり方を広く議論し、国民・事業者の理解が得られる制度を構築すること。
- (4) カーボンニュートラルの実現には、サプライチェーン全体での脱炭素化が求められることから、中小企業の脱炭素化を促進するため、温室効果ガス排出量の算定や削減目標の設定から、地域中小企業に過度な負担が生じることがないよう、省エネ・再エネ設備の導入や工場のスマート化、再エネ由来電力への転換等までの継続的な支援を行うこと。
- (5) 自動車や船舶などの運輸部門のカーボンニュートラルに貢献する、e-fuel等の合成燃料やバイオ燃料の製造技術の確立や普及に対する支援を行うこと。
- (6) 自動車及び船舶をはじめとする輸出産業が不利益を被らないように、諸外国の動向も踏まえたCO₂の可視化（ライフサイクルアセスメント）の統一的なルールや規格を策定し、地域産業への普及を推進すること。
- (7) モビリティ分野（トラック・鉄道・船舶等）におけるカーボンニュートラルの実現に向け、地方をフィールドとした運輸事業者等に対する先導的な取組及び充電インフラ・水素ステーション等のインフラ整備への積極支援を図ること。
- (8) 社会全体としてカーボンニュートラルを実現するには、脱炭素電源の拡大等が必要とされており、電力需要の増加が見込まれる中、発電事業者が火力発電への脱炭素燃料の混焼等による排出削減や再生可能エネルギーの供給量を拡大できるよう支援を行うこと。また、再生可能エネルギーの拡大に際し必要となる、バックアップ電源の確保など、事業者の負担を軽減する支援を行うこと。さらに、再生可能エネルギー資源の地域的偏在を踏まえ、送電経路の新設や送電容量の増強など、送電系統の整備を促進すること。

3 暮らし等における脱炭素化の取組の推進

- (1) 新築住宅に対するZEH基準の水準の省エネ性能導入や自治体が独自に取り組む高性能な省エネ住宅の導入、既築住宅に対する省エネ改修、太陽光発電、蓄電池の導入、住宅の木造化・木質化などへの支援を充実させること。太陽光発電のさらなる促進に向けて、多雪等の条件不利地域では導入コストが増嵩す

ることに配慮したきめ細やかな支援を行うこと。また、支援においては十分に予算を確保し、年間を通じて利用できる制度とすること。

(2) 我が国の CO2 吸収量の約 9 割を占める森林吸収量を中長期的に確保・強化するとともに、木材利用による炭素の長期貯蔵や化石燃料代替等による CO2 排出削減を図るため、皆伐再造林の推進、特定母樹の性質を併せ持つ花粉症対策品種の早期開発と普及、住宅・建築物の木造化・木質化や未利用材の搬出等について継続的な支援を図ること。また、建築物の木造化・木質化が人にもたらす好影響について、調査研究の取組を推進すること。

(3) カーボンニュートラルの切り札となるグリーン水素を活用するために、水素ステーション「運営費補助制度」の更なる充実や、管理棟や防火壁の建築費など「整備補助金」の対象範囲拡大のほか、整備に係る規制緩和の更なる推進を図ること。

4 地方自治体における脱炭素化の取組の推進

(1) 2030 年度時点の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 46%削減するという政府目標の実現に向けて、第 6 次エネルギー基本計画で示されている再生可能エネルギーの発電比率を着実に達成するため、地方自治体が「機動的に運用できる十分な財源」を確保すること。

(2) 地域脱炭素ロードマップに掲げる公共施設等の太陽光発電設置、ZEB 化、公用車の電動化などの目標達成のため、地方自治体の率先行動に対する強力な財政支援を行うこと。

(3) 「脱炭素ドミノ」の早期実現に向け、自治体が柔軟に活用できる十分な規模の交付金を継続して措置し、より多くの先行地域を創出すること。また、先行地域に続く自治体への支援も行うこと。

5 国民理解の醸成

カーボンニュートラルの実現は国民の理解なしには成立しないことから、国民に対して科学的根拠に基づく脱炭素化の必要性、カーボンニュートラルのもたらす便益、負担を丁寧の説明していくこと。

〔重点提案〕

9 米軍機の飛行訓練への対策

(総務省、外務省、財務省、防衛省)

【理 由】

中国地方においては、深夜など住民生活への影響が大きい時間帯での米軍機の飛行や、日米合同委員会合意において妥当な考慮を払うとされている学校、保育所などの上空での飛行が行われるなど、依然として事態の改善が図られておらず、地元住民に多大な不安を与えている。

平成 30 年 3 月の米空母艦載機の岩国移駐完了後も、艦載機の運用は基地周辺の広範囲にわたり、住民生活に大きな影響を及ぼしており、今後さらに、騒音被害の増大や航空機事故の発生が懸念される。

こうした中、国（防衛局）において、今後も引き続き、地元の要望に応じた騒音測定器の設置を進めるとともに、得られた客観的な騒音データの分析をもとに具体的な騒音被害対策につなげる必要がある。

また、米海兵隊岩国航空基地配備の米軍機の墜落事故が連続して発生し、併せて重大事故につながりかねない悪質な規律違反の横行している実態などが明らかになったことから、徹底した事故原因究明や安全対策等の措置を講ずるとともに、住民の安全・安心の観点から地元に対する早期公表や丁寧な説明が必要である。

ついては、住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練によって、激しい騒音被害が生じているという実情と、米軍機による事故に対する不安の中で生活しているという地域住民の心情とを認識し、一部地域の住民に負担が生じている現状を改善していくため、速やかに次の措置を講ずることを強く要望する。

【提 案】

1 住民の平穏な生活を乱す飛行訓練の実態把握と訓練内容の改善

- (1) 日米合同委員会合意を遵守すること。特に、住民が生活する地域での低空飛行訓練や深夜早朝の飛行訓練、住民に不安や危険を及ぼすような飛行訓練が行われないように措置を講ずること。
- (2) 米空母艦載機の離着陸訓練（FCLP）を岩国基地で実施しないこと。また、硫黄島の代替施設として岩国基地を指定しないこと。
- (3) 住民からの苦情が多い地域について、地元の要望に応じ、騒音測定器等の監視装置の設置を進めるなど、国の責任において実態把握を実施すること。また、国が設置する騒音測定器等の測定結果を速やかに提供すること。
- (4) 実態把握を速やかに行うため、地方がやむを得ず騒音測定器等を設置する場合には、国は適切な財政措置を講ずること。また、地方が設置する騒音測定器等の

測定結果を国においても活用すること。

- (5) 調査によって客観的に得られたデータ、住民からの苦情や地方公共団体からの要請を米国側に具体的に通報し、住民の生活に与える影響が最小限となるよう訓練内容について改善を求めること。

また、その結果を住民及び関係自治体に説明すること。

- (6) 住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練による諸問題について、地元自治体の意向を尊重していくために、国は、地元自治体との十分な意見交換を行うこと。

- (7) 飛行訓練による騒音被害が解消されるまでの間、地元住民の騒音や安全性に対する不安などを軽減するため、国において、騒音被害の解消に向け、公共施設等の防音工事などの対策を実施するとともに、米軍機の訓練空域等を有する自治体を対象とした、財政措置を速やかに講ずること。

2 航空機の安全対策措置の実施

米軍機の事故に関する徹底した原因究明とその早期公表に努めるとともに、航空機の整備点検、住民の安全を最優先としたパイロット等の安全教育など、航空機の安全対策の措置を講じ、事故の防止に努めること。

3 飛行訓練の事前の情報提供等

住民の不安を軽減するため、住民生活に影響が大きい訓練については、その訓練予定日や飛行ルートなどの訓練内容を、国の責任において、関係自治体や住民に事前に情報提供を行うこと。

オスプレイについても、移動の際には、可能な限り水上を飛行するという日米合同委員会の合意を遵守すること。また、事前に飛行訓練に関する十分な情報提供を行うとともに、必要に応じ、自治体や住民に対して、安全対策等に関する説明を行うなど、地域毎の実情に配慮した対応をすること。

〔重点提案〕

10 参議院議員選挙における合区の解消

(総務省)

【理 由】

参議院においては、創設時から一貫して都道府県を単位として代表を選出し、地方の声を国政に届けるという重要な役割を果たしてきた。

しかし、平成 28 年 7 月の参議院選挙において、憲政史上初めて「合区選挙」が実施され、「投票率の著しい低下」など、様々な弊害が顕在化した。

全国知事会をはじめとする「地方六団体」は、この事実を重く受け止め、全ての団体において「合区解消」や「参議院選挙制度改革」に関する決議を行うほか、全国知事会では、各政党や衆参両議院議長、憲法審査会長への要請活動を行うなど、地方の切実な思いを国に訴えてきたところである。

その結果、平成 30 年 7 月 18 日に成立した改正公職選挙法により、各都道府県の代表が選出されない事態を回避するため、緊急避難措置が講じられ特定枠制度が導入されたものの、合区の解消には至っていない。

このような中、令和元年 7 月 21 日に実施された 2 度目となる合区選挙では、徳島県において全国最低の投票率 38.59%を記録したほか、前回最下位だった高知県を除き、鳥取県、島根県、徳島県の 3 県においても、過去最低の投票率を更新する結果を招くなど、合区に起因する弊害は更に深刻度を増している。

合区制度では、合区した二つの県の間で利害が対立するような問題が生じた場合、国政に両県民の意思を反映していくことが難しくなるとともに、合区された選挙区では、有権者にとって候補者を知る機会が少なくなるなど、投票環境が著しく悪化するという問題がある。こうした問題は、特定枠制度の導入をもってしても解決されず、また、今後、人口の減少や大都市への一極集中が進めば、合区対象となる県が増加する可能性も懸念され、結果的に人口が少ない地方には議員定数が十分に割かれず、地方創生・人口減少対策などの国政の重要課題の解決において、人口減少に直面している地方の実情が国政へ反映しにくくなる状況が生じる。

本年実施の第 26 回参議院議員通常選挙における解消はかなわなかったが、このような我が国の民主主義の根幹を揺るがす合区制度の固定化はもとより、合区対象地域のさらなる拡大を絶対に許してはならない。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

各都道府県から少なくとも 1 人の代表が選出され、地方の多様な意見が国政にしっかり反映されるよう、十分な国民的議論のもと、憲法改正等の抜本的な対応により合区を確実に解消することを、引き続き強く要求する。

〔一般提案〕

1 経済・雇用対策の充実強化

(内閣官房、内閣府、金融庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)

【理 由】

中国地域の景気は、生産活動が持ち直している中で雇用情勢が改善していること等を背景に回復の動きが見られるものの、ロシアによるウクライナ侵攻や中国のゼロコロナ政策などの国際環境の激変がもたらした諸物価高騰や為替の不安定化、サプライチェーンの混乱による景気押し下げリスクの存在により、先行きについては、依然として不透明である。

このため、東日本大震災の復旧・復興はもとより、経営基盤の弱い中小企業や求職者・非正規労働者等に対する支援を始めとする経済・雇用対策の実施や、それに呼応した地方における対策の実施など、引き続き国と地方が一体となって経済の好循環実現に向けて取り組むことが必要不可欠である。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

1 燃油・原材料高騰により影響を受ける中小企業等への支援強化

世界情勢の不安定化、急激な円安の進行による原油・資材価格の高騰等が中小企業等の経営を圧迫していることから、効果的な価格高騰抑制の措置を情勢に応じ柔軟に継続していくこと。

併せて、地域経済を支える中小企業等を支援するため、資金繰り対策や原材料・エネルギーコスト増加分の適正な価格転嫁に関する下請事業者への配慮、省エネ投資促進などに向け、必要な予算措置を含め支援強化を図ること。

2 地域経済の活性化と雇用の創出・質の向上につながる成長戦略の推進

デジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）の策定に当たっては、各地方公共団体の実情を踏まえ、地域経済の活性化と雇用の創出・質の向上につながるよう、地方独自の戦略についてもハード、ソフト両面から後押しすることで、我が国の産業全体の底上げを図ることに配慮すること。

3 東日本大震災からの復旧・復興に向けた経済・雇用対策の継続実施

東日本大震災からの復旧・復興は未だ途上であり、引き続き全力で取り組むとともに、復興を確かな景気回復及び地域経済の活性化と雇用の創出・質の向上につなげるため、企業の国内投資並びに地方移転及び地方拠点強化の促進に資する施策を一層充実させるなど、所要の対策を速やかに講ずること。

原子力発電所事故による放射性物質の影響については、日本製品に対する風評被害対策に引き続き全力で取り組むとともに、簡素な手続により円滑に輸出ができるよう、引き続き相手国に対し国家レベルで改善を求めること。

4 経済環境の変化等を念頭に置いた切れ目のない経済・雇用対策の実施

コロナ後に控える社会経済構造の変化を見据え、今後も継続的な経済・雇用対策を行うとともに、国内企業の国際競争力強化や製造拠点の国内回帰に係る支援など国内産業の空洞化を防止・是正するための対策並びに地方移転及び地方拠点強化を促進するための施策について、地方の状況を踏まえ、さらなる充実強化を図ること。

5 地域の実情に応じた要件緩和、制度設計等

経済・雇用対策の検討・実施に当たっては、地域の実情に的確に対応し、効果的に事業を実施できるよう、各種の交付金等について権限と財源の地方への移譲を基本とした制度の点検及び見直しを行うなどして、地方の裁量と創意工夫が発揮できる仕組みとすること。

6 中小企業・小規模事業者に対する事業承継支援

事業承継は、代表者の高齢化などによりまったなしの課題であることから、事業承継・引継ぎ支援センターの取組や専門家派遣への助成など一層充実させること。また、相続税・贈与税の納税猶予制度の活用を促すために制度の普及啓発を図るとともに、都道府県の認定手続の簡素化に努めること。

7 若年労働者雇用対策の拡充

特に大都市部を中心とした新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地方での就職、地方への転職機運が高まっていることから、若者の地方からの流出への歯止めと、地方での就職・定着につながるような情報発信や魅力ある地方の雇用の場の創出に対し支援すること。加えて、フリーター等の非正規雇用を余儀なくされている若者に対する、職業能力開発の強化、セミナー・就職面接会の開催など、正社員として地方に就職するための支援を一層強化すること。

また、都道府県が実施するジョブカフェ事業を継続実施するに当たり、若年者地域連携事業の拡充強化を図ること。

さらに、増加するニート、ひきこもりなどの無業状態にある若者の自立、就業を支援するため、地域若者サポートステーション事業の拡充強化を図ること。

8 雇用のミスマッチ解消

人材が不足している介護・保育分野、観光分野、情報通信分野、建設業分野及び農林水産業分野について、人材の確保・定着の促進や中長期的視点に立った労働力の移動など雇用のミスマッチ解消に向けた施策を拡充すること。

(1) 介護分野においては、介護職の認知度向上・イメージアップ、介護職員の処遇改善など、安定的に質の高い人材を育成・確保し職場定着につながる施策を引き続き講ずること。

(2) 観光分野、情報通信分野、建設業分野、農林水産業分野においても、引き続き持続可能な雇用の実現と担い手の育成・確保につながる施策を迅速かつ的確に実施すること。

9 高年齢者及び障害者の就労対策の拡充・強化

厳しい雇用情勢にある高年齢者及び障害者の働く意欲に応えるため、短時間勤務、ICT等の活用など個人の特性に合わせた雇用・就業機会の確保・拡大や再就職などの支援策の充実強化を図ること。また、障害者の一般就労後の職場定着に対しても一層の支援充実を図ること。

10 工業用水道施設の整備

(1) 工業用水道の補助制度の拡充等

耐震化対策等を迅速かつ確実に実施し、産業立地の加速化等を促進するため、工業用水道施設の強靱化（耐震化対策・浸水対策・停電対策）に対する国の確実な予算措置や複数年度にわたる補助事業採択、渇水対策に係る国庫補助採択要件の拡充を図ること。

(2) 工業用水道料金制度の改善

工業用水道料金について、企業活動を支えるための産業施策として、地方公共団体が行う高額な料金の低廉化や平準化など、地域の実情に応じた料金設定が可能となるよう、地方財政措置制度の創設を図ること。

(3) 公的資金による地方債の補償金免除繰上償還制度の拡充

公的資金による地方債の補償金免除繰上償還制度は、平成 25 年度 1 年限りの措置として、被災地を対象として実施されたが、高利率の地方債が地方財政運営の支障となっている実態を踏まえ、被災地に限定することなく、対象となる地方債の利率の条件緩和など制度を拡充して今後も継続実施するとともに、財政融資資金の新規貸付停止措置を撤廃することにより、公債費負担の更なる軽減を図ること。

11 地方版ハローワーク

雇用政策は産業振興、人材教育、移住定住、低所得者対策など地方自治体の担う行政施策と切り離すことができないものであることから、諸施策と一体となっていく地方版ハローワークを支援すること。

また、地方版ハローワークの実効性を担保するため、求職者情報の提供範囲の拡大など国のハローワークが持つ情報の地方版ハローワークとの共有化を着実に進めるとともに、安定的な財政支援制度を構築すること。

12 インボイス制度の中小事業者への周知・支援

令和 5 年 10 月から導入されることとなっているインボイス制度は全業種が対象であり、特にこれまで免税事業者であった中小事業者には影響が大きいと、十分な周知と必要な支援を引き続き講ずること。

13 特定技能制度の普及と円滑な運用

特定技能制度について、受入分野の追加、受入要件・手続の簡素化、外国人材の大都市等への集中防止など、国の責任において実効性のある対策を実施すること。

また、中小企業・小規模事業者においても、外国人材が十分に能力を発揮できる環境を整備するための支援や、地方公共団体の取組に対する財政措置（初期費用、

運用、維持経費含む)を講ずるとともに、外国人材の受入実態など、国や関係団体が保有する情報を、地方公共団体と共有すること。

〔一般提案〕

2 地域農林水産業の振興

(内閣官房、内閣府、総務省、外務省、財務省、農林水産省)

【理 由】

農林水産業を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化の進展、生産物価格の低迷、国際交渉による影響の不透明感、近年の大規模災害や家畜疾病等の被害、さらには新型コロナウイルス感染症による影響など、厳しい課題に直面している。

一方、国民からは、食料自給率の向上、安全・安心な農林水産物の提供、農山漁村の有する公益的な多面的機能に対する期待が高まっており、これらの課題や期待に対応するため、生産対策や生産基盤・生活環境の整備等を、地域が主体的・総合的に実施し、農林水産業の体質強化を図り、活力ある農林水産業・農山漁村を構築する必要がある。

こうした中、国は平成 25 年に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を決定し、農林水産業を産業として強くしていく産業政策と、国土保全といった多面的機能を発揮するための地域政策を車の両輪として、農業・農村全体の所得を今後 10 年間で倍増することを目指し、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げることとしている。

また、令和 2 年 3 月に「食料・農業・農村基本計画」を改定し、農業・農村の持続性を高め、食と環境を次世代に継承していくために、これまでの改革を引き続き推進するとともに、新たな施策展開を図ることとしている。

さらに、令和 4 年 5 月には、農地関連法が成立し、地域の将来の農地利用をまとめた「目標地図」を柱とする「地域計画」の策定が求められることとなった。農業・農村の将来像を描き、担い手への農地の集約化を進めるとともに、農業を担う者の確保・育成を図ることとしている。

これら施策の推進にあたっては、地域の意見や実情を反映した、きめ細かな支援ができる仕組みとしていくことが望まれることから、次の内容について提案する。

【提 案】

1 「攻めの農林水産業」の展開

中山間地域等の条件不利地域が多い中国地方において、ポストコロナの「新たな日常」の中で、農林水産業が将来にわたって持続的に発展していくことができるように、「攻めの農林水産業」の実現に向けて、国の責任において、次世代を担う経営感覚に優れた経営体の育成や、地域の実情に応じた産地形成、農林水産物のブランド化、地方による輸出促進への取組や輸出拡大に向けた安全・安心な農林水産物の生産体制構築への支援、スマート農林水産業の推進、6 次産業化・農商工連携の推進などの総合的な施策展開が可能となる、きめ細かで柔軟な対策を講ずるとともに、独自の農林水産施策に取り組むことが可能な包括的な交付金を創設するなど、必要な財源の確保を図ること。

2 みどりの食料システム戦略の推進

2050 年までに農林水産業の CO2 ゼロエミッション化の実現など、長期目標を掲げる「みどりの食料システム戦略」の実現に向けては、食料生産を支える肥料原料やエネルギーとともに小麦や大豆等の穀物等を過度な輸入に依存している我が国の最重要課題である「食料安全保障の強化」などを踏まえ、総合的に取り組む必要があることから、実情を踏まえた基本方針とロードマップを国において提示するとともに十分な予算確保を図ること。

3 農業農村整備事業の推進

- (1) 国の令和 4 年度農業農村整備関係当初予算は、令和 3 年度当初予算比で 100.5%の額が措置されているものの、平成 21 年度当初予算額に対して、77%までしか復元されていない。一方、地域農業の持続的発展を図るためには、農地の大区画化や水田汎用化等を推進し、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約の加速化や高収益作物の導入による農業経営の複合化など、競争力強化に向けた取組を計画的に進める必要がある。

また、近年多発している集中豪雨や将来発生が懸念されている大規模地震等による被害の未然防止や軽減を図るため、ため池の改修や廃止、海岸の高潮対策、地すべり対策等の防災・減災対策、老朽化した農業用施設等の長寿命化対策を実施し、国土強靱化を着実に進める必要がある。

このような状況の中、国は、当初予算に加えて「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」や「TPP 等関連対策」、「米の臨時特別対策」を令和 3 年度補正予算として措置したところであるが、計画的に事業を推進するためには、安定的な予算及び適正な工期を確保する必要があることから、令和 5 年度以降の必要額について、当初予算で確実に確保すること。

- (2) 気候変動による豪雨被害の頻発化・激甚化に伴い、流域治水の観点から農業用ダムの洪水調節機能の強化や農業用水路及びため池の事前の水位低下などの取組が求められる中、新たな維持管理に対する負担が増大することから、流域治水プロジェクトに位置付けられた農業水利施設の維持管理に関する負担軽減に加え、更なる取組の拡大に向けた措置を講ずること。

さらには、水田を活用した雨水貯留など、農地の有する多面的機能を発揮させる取組に農業者等が安心して取り組めるよう、災害発生時には迅速な復旧はもとより、農家負担軽減等の万全な対策を講ずること。

- (3) 過疎化・高齢化が進行する農村地域における定住促進を図るため、生活環境の向上や定住条件の改善等の生活環境基盤整備を推進するとともに、農業の生産条件が不利な中山間地域において、生産活動や集落機能の維持を図るため、農業生産基盤と生活環境基盤の一体的な整備を推進するために、必要額を当初予算で確実に確保すること。

4 農地中間管理機構事業等の推進

担い手への農地集積・集約化など農用地の利用の効率化及び高度化が促進されるよう、農地中間管理機構事業や機構集積支援事業等については、十分な予算確保を図ること。機構集積協力金のうち経営転換協力金については、令和 5 年度までで廃

止される予定であるが、担い手への農地集積・集約化の推進に支障を生じないように、必要な措置を講ずること。

また、法改正により、「地域計画」の円滑な策定、地域の「目標地図」の実現に向けた、農地中間管理機構の貸借方法変更への対応など、現場で混乱が生じないように、関係者への丁寧な説明及び現場の意見を反映した施策推進に努めるとともに、必要な予算を確保すること。

さらに、貸借方法の統合に伴い増加する契約事務や担い手に集積した経営基盤を維持していくために必要となる契約更新や管理に係る農地中間管理事業の予算を確保すること。

5 水田フル活用の推進と米の需給安定

- (1) 中国地方は、中山間地域等の条件不利地域が多く、経営基盤も脆弱であるため、地域の特性や実情に応じた作物の生産振興や産地育成・経営の複合化等により所得向上を図っている。意欲ある担い手が将来にわたり安心して経営が行えるよう、「水田活用の直接支払交付金」等の財源を安定的・継続的に確保するとともに、特に非主食用米の柱である飼料用米に対する現行の支援水準を維持すること。
- (2) 米の需給調整を国全体で取り組む中、生産対策等が大きな影響を及ぼすことを踏まえ、引き続き国が責任を持って、今後も需給と価格の安定が図られるよう具体的な対策を行うこと。

6 主要農作物の優良種子の安定供給

主要農作物の安定生産のためには、都道府県が関与した優良種子の安定供給が引き続き重要であることから、主要農作物種子法廃止後も中国地方各県では、優良種子の生産・安定供給に取り組んでいる。これらの取組が後退することのないよう、主要農作物種子法廃止法案に対する附帯決議を確実に履行するとともに、種子の供給量に不足が懸念される場合には、国が調整を図るなど安定した種子の供給に責任をもって対応すること。

7 日本型直接支払制度の推進

国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のためには、今後の急激な人口減少社会を見据え、農業者等が活動に専念できるよう、事務処理及び制度を抜本的に簡素化し地域住民や自治体の負担を減らし、取り組みやすい制度とすること。

また、制度の積極的な活用が図られるよう、事業を推進する経費を含め必要な予算を確保すること。

8 米の需要拡大の推進

- (1) 栄養バランスに優れた米を中心とした日本型食生活の普及・定着を図るため、米飯学校給食に対する食育活動や給食施設・機器の整備等の支援を強化すること。
- (2) テレビスポット等各種媒体を活用し、米離れの著しい若い世代に対象を絞るなど、米食の普及啓発を効果的に推進すること。

9 新たな担い手の確保・育成

- (1) 就農希望者や新規就農者に対する「新規就農者育成総合対策」について、十分な財源措置を講ずるとともに、交付要件の変更等を行う際には、十分な時間を設け、都道府県や市町村と事前調整を行うこと。また、経営開始に当たっての施設整備等への支援や、中国地方で重点的に育成に取り組んでいる集落営農法人への就業支援策など、新たな担い手の確保・育成のための施策の一層の充実を図ること。
- (2) 新規林業就業者の確保・育成・定着まで一貫した支援体制を充実強化すること。特に、林業の担い手支援策として不可欠である『「緑の雇用」新規就業者育成推進事業』については、新規就業者の受入体制を整備するため、指導者経費の拡充を図ること。
- (3) 新規漁業就業者対策について、特に収入が不安定な就業直後の給付金制度を創設するなど、漁業技術の習得から着業・定着まで一貫した支援体制を整備すること。また、漁業への着業率が高い漁家子弟に対する就業支援制度を拡充するなど、持続的な担い手づくりの体制整備と必要な予算を十分確保すること。
- (4) 経営感覚に優れた人材等を育成・確保するため、発展意欲のある農業者の経営課題の解決に向けて専門家派遣を実施する「農業経営者サポート事業」の上限額の撤廃などの制度改善及び予算の拡充を行うこと。
- (5) 集落営農法人による地域の効率的な土地利用を図るため、特定農業法人や認定農業者に対する税制上の特例措置や支援策等を充実強化すること。
また、集落営農法人連合体への支援措置を拡充すること。

10 肥料価格高騰対策

世界的な穀物相場の上昇を受け、増産に向けて肥料需要が高まっていることに加え、主要輸出国である中国での輸出規制や、ロシアのウクライナ侵攻による需給のひっ迫、さらには急激な円安の進行等により、肥料原料が高騰していることから、農業者が意欲を持って農業経営を継続できるよう、国の責任において、主要調達国からの肥料原料について、より一層の安定供給の確保に努めるとともに、化学肥料の低減等に取り組む農業者に対する支援を強化すること。

また、制度の創設に当たっては、事務負担を軽減し、使いやすい仕組みとすること。

11 家畜飼料の国内自給率の向上・価格安定対策

- (1) 配合飼料高騰対策として、飼料用米や子実用トウモロコシ、食品残さ等の家畜飼料への活用に必要な技術の確立や支援措置を積極的に講ずること。
また、配合飼料価格が高止まりしていることから、「配合飼料価格安定制度」を見直し、生産者負担の増加の抑制を図ること。
- (2) 耕畜連携による飼料用米や稲WC S用稲、トウモロコシ等の自給飼料生産と利用を拡大するため、引き続き各種支援措置の実施・充実強化を図ること。

12 スマート農林水産業の推進

地域や品目に応じた現場課題の解決に向け、ロボット、A I、I o T、ドローン等の先端技術を活用したスマート農業の推進を加速化させるとともに、条件不利地域にも対応できる技術開発・実証を更に進めるため、引き続き実証プロジェクトを推進し、実証地区の拡大に十分な予算を確保すること。

併せて、現場でスマート農業の普及を担う人材の育成を促進するとともに、ドローンに適した登録農薬の拡大の推進や、スマート農業に適した生産基盤整備の推進、通信基地局設置への支援、ロボット農機の自動運転・遠隔操作の実現に向けた関係法令の見直しなど、スマート農業の実装・普及を加速するための環境整備を進めること。

さらに、航空レーザ等のリモートセンシング技術の活用推進や伐採・造林に係る先端技術の開発・実装と、普及に向けた環境整備などのスマート林業、また、I C T等を活用した漁場の見える化技術や漁獲情報データを活用する環境整備などのスマート水産業についても推進すること。

13 経済連携協定について

- (1) T P P 11、日 E U ・ E P A、日米貿易協定、日英 E P A 及び R C E P 協定などに伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証するとともに、「総合的な T P P 等関連政策大綱」に基づき、体質強化や経営安定、輸出の拡大に向けて自由度の高い十分な予算を継続的に確保するなど、万全な措置を講ずること。

なお、いかなる国際貿易交渉にあっても、需要品目をはじめ、農林水産物等に対する必要な国境措置を確保するとともに、農林漁業者に対して交渉内容の丁寧な情報提供を行うこと。

- (2) 経済連携協定等の発効により大きな影響が懸念される畜産部門において、畜産・酪農経営の収益力や生産基盤を強化するため、畜産クラスター事業の財源を継続的に確保するとともに、経営安定対策の適切な実施を図ること。また、「総合的な T P P 等関連政策大綱」に基づく体質強化対策等に必要な財源も継続的に確保すること。

14 林業・木材産業の成長産業化に向けた対策の充実

- (1) 森林を適正に管理して、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050 年カーボンニュートラルを見据えた豊かな社会経済の実現を図る必要がある。このため、地域の創意工夫のもと、木材の生産、流通・加工、利用対策に中期的かつ総合的に取り組めるよう、林業成長産業化総合対策の拡充や将来にわたって計画的に事業に取り組める新たな予算制度の創設等、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、必要な財源を確保すること。

- (2) 森林所有者の不在村化等により境界の不明確化が進む中、森林経営管理制度の円滑な運用などを通じ、路網整備や間伐等の森林施業が着実に進むよう、地籍調査の迅速化など、所有者不明森林の解消に向けた対応について、関係省庁が連携して積極的に取り組むこと。

- (3) 「伐って、使って、植えて、育てる」といった森林資源の循環利用に必要な再造林について、社会的要請の高い少花粉スギ・ヒノキ苗木による植替えを促進するため、各県の採種園整備に必要な苗木の安定供給体制の整備を推進するとともに、苗木生産や植替えに必要な財源を確保すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症に端を発した輸入木材の不足・価格高騰で影響を受けたサプライチェーンをより強固なものにして、外材依存から国産材活用への更なる転換を図るため、林業・木材関連業者等に対する国産材の安定供給に向けた施設整備の支援など、総合的な対策の関連予算を確保すること。

15 公的造林事業の推進

- (1) 森林の公益的機能の発揮を確保していく上で重要である森林整備法人等の役割を明確化するとともに、森林整備法人等の財政基盤を確立するため、株式会社日本政策金融公庫資金の貸付利率の引下げ、伐期の長期化に伴って増加する利息負担を軽減する措置及び既往貸付金の返済負担軽減措置を実施すること。
- (2) 県が森林整備法人に無利子貸付を行った場合のその資金調達に係る利子に対する特別交付税措置を拡充すること。
また、森林整備法人は公益性が極めて高い森林整備事業を実施しており、持続的かつ安定的な事業展開を図るために必要な予算を確保すること。
- (3) 森林整備活性化資金の融資条件を改善すること。

16 森林病虫害等防除事業の推進

松くい虫・ナラ枯れなどの森林病虫害等被害対策については、環境への配慮及び効果的な防除、被害跡地対策などを緊急に実施するための所要の財源の確保と総合的な防除技術の開発を行うこと。

17 燃油価格高騰対策

- (1) 生産コストの上昇が価格に適正に反映されるよう、流通業界や消費者等の理解醸成を図るとともに、具体的な仕組みづくりを進めること。
- (2) 燃油や生産資材価格の高騰により、経営が圧迫されている農林水産業者の経営安定を図るため、現行の燃油価格高騰対策を継続的で分かりやすいセーフティネット対策に改善すること。
- (3) 安定的な生産活動に必要な燃油や資材の確保を図ること。

18 漁業所得の向上対策の充実

多額の投資を要する老朽化した漁船・漁具等の更新が大きな課題となる中、国の令和3年度補正予算で措置された水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業や令和4年度当初予算で措置された水産業成長産業化沿岸地域創出事業などの、漁船・漁具等の更新に対する支援措置をはじめとする漁業所得向上のための対策の充実を図ること。

19 漁業経営安定対策の充実

資源管理や漁場改善に取り組む漁業者等を支援する漁業経営安定対策について、持続可能な漁業経営体の育成を促進するため、十分な所得が安定的に補償されるよう、より一層の対策の充実を図ること。

20 水産資源の管理・回復

- (1) 水産資源の持続的利用を推進するため、資源動向の調査研究、漁業者による資源管理・回復への取組及び漁獲報告の体制整備に対する支援を強化すること。
- (2) 海水温の上昇や韓国漁船、中国漁船の乱獲等による資源状況の悪化に対応するため、国と地方が連携した海洋調査体制を強化すること。
- (3) 種苗生産施設の整備・拡充に対する支援を継続するとともに、広域回遊種を対象とする資源管理や栽培漁業については、国の主導による実施推進体制を構築すること。

21 重大な家畜伝染病（豚熱、鳥インフルエンザ及び口蹄疫等）の国内への侵入・まん延防止に係る支援制度の強化と広域防疫の体制整備

- (1) 野生イノシシの感染が、中国地方で拡大することが懸念される豚熱について、養豚場が行う防疫対策を幅広く支援すること。
また、依然として国内侵入リスクの高いアフリカ豚熱等について水際対策を徹底すること。
- (2) 各県が鳥インフルエンザや豚熱等の伝染病発生に備えた体制を整備しているが、防疫措置には大量の資材が必要であり、1県のみでの備蓄は非効率であるため、中国5県では、県間協力による備蓄と円滑な相互利用体制の整備を行っている。
しかし、令和2年度の広域での鳥インフルエンザ発生時においては、近隣県への資材要請は困難であったため、国において資材の備蓄を更に充実するとともに、防疫措置時に不足する場合には、国が都道府県間の資材相互利用調整を行うなど、迅速に供給できる体制を強化すること。

22 鳥獣被害防止総合対策の推進

鳥獣被害から農地を保全し、中山間地域での農業経営や定住の意欲を維持するための「鳥獣被害防止総合対策交付金」について、十分な予算を確保するとともに、助成対象を拡大し、ソフト対策については従来どおり定額助成とすること。

23 新型コロナウイルス感染症の影響への支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、インバウンド消費や外食需要の減退により販売価格が低下し、大きな減収に直面している生産者に対し、事業が継続できるよう十分な水準の支援を行うとともに、消費拡大に向けた支援やプロモーションを実施すること。

〔一般提案〕

3 離島・中山間地域の総合対策の充実強化

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

【理 由】

中山間地域は、農地、森林等の資源を多く有し、食料・水・エネルギーの供給、二酸化炭素の吸収、土砂災害の防止、水源のかん養、美しい景観の保全などを通じて、都市住民の生活や産業活動を支えるとともに、健全な国土の形成に寄与している。

また、豊かな自然・歴史・文化・伝統と温もりのある人間関係が残る貴重な地域であり、訪れる都市の人々に潤いと癒しをもたらしている。

しかしながら、若年者をはじめとする人口の流出、農林水産業の衰退、集落機能の低下、医師不足、生活交通問題、情報通信格差、学校教育環境の維持などの新たな課題が顕在化し、消滅の危機に瀕する集落も多数生じているなど、中山間地域は、住民生活の維持さえ困難な極めて厳しい状況となっている。

人口減少・超高齢社会に突入した我が国が、真に豊かな国家としてあり続けるためには、都市部と中山間地域が相互に補完・共生する関係を構築し、各地域が自らの特性を生かしつつ、健全にバランスよく発展していくことが重要である。

このため、中山間地域の存在意義や実情を踏まえ、国において、中山間地域の活性化のための総合的な施策を推進することが必要である。

また、離島地域は、本土に比べ道路整備・污水处理施設整備などの生活基盤整備がいまだに遅れており、海上輸送のコスト高が、観光振興・産業振興・定住施策等の離島振興を妨げる大きな要因の一つともなっている。

これまで離島振興法によって生活条件の改善、産業基盤の整備など様々な地域振興施策に取り組み、一定の成果を挙げてきたところであるが、令和4年度末に同法の期限が到来することから、離島の果たす国家的・国民的役割の重要性などを踏まえ、引き続き国の責務において離島地域の振興を推進することが必要である。

さらに、平成29年4月に施行された「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に定める有人国境離島地域については、我が国の領海、排他的経済水域等の保全という重要な役割を担っていることから、国の責務において必要な施策を策定、実施することが必要である。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

1 総合的な窓口の設置等

中山間地域に係る施策推進について、省庁間の調整を行う総合的な窓口を設けるとともに、中山間地域の維持・活性化に向けた基本方針を定めること。

2 国庫補助事業の弾力的運用

中山間地域の市町村は財政力が弱いことから、特性に応じた事業が実施できるよう、所要の財源を確保するとともに、地域差による採択要件の設定、補助対象の制限緩和など、国庫補助事業の弾力的な運用を図ること。

3 離島地域に対する支援施策等の充実・強化

離島振興法は、令和4年度末に期限が到来することから、同法を延長・拡充し、新たな時代にふさわしい離島の実情に沿った総合的な離島振興施策を国の責務において推進すること。

離島振興法に基づく施策を円滑に実施できるよう、支援制度の充実を図るとともに、離島地域の生活条件の改善、産業基盤の整備等のための十分な予算の確保を図ること。

特に、離島活性化交付金については、事業種別に応じた交付率の嵩上げや、対象事業の拡大、弾力的な運用など、制度を拡充強化するとともに、事業期間の延長を図ること。

また、有人国境離島地域については、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に基づき、我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、国の機関を設置するなどの施策を講ずるとともに、特定有人国境離島地域の地域社会の維持を図るために必要な施策を円滑に実施できるよう、支援制度の充実を図るとともに、十分な予算の確保と地方財政措置を講ずること。

4 都市住民の交流や移住の促進

都市住民の中山間地域との交流や移住を促進するため、中山間地域の地方公共団体が進める交流・移住施策に要する財源を措置すること。また、企業による中山間地域における社会貢献や交流活動を推進するよう、経済団体の理解の下、全国組織「移住・交流推進機構」等の活動を通じ、国民的な運動として進めること。

5 地域資源を活用した産業振興施策の充実強化

中山間地域での定住に不可欠な安定的な所得を確保できる雇用の場づくりのため、農林水産業と他産業との融合・複合化による新たな産業興しや地域資源を活用した産業振興に向けた生産体制整備、商品開発及び販路開拓などへの支援策を一層充実・強化すること。

6 企業立地の促進等による雇用の場の確保・創出

中山間地域において魅力ある雇用の場を確保・創出するため、中山間地域に立地する企業に対して、土地、建物、構築物、機械設備等の投下固定資本への助成や低利融資等を行う制度を創設するなど、中山間地域における企業立地の促進のための抜本的な産業政策を講ずること。

7 野生鳥獣被害防止対策の充実

中山間地域においては、野生鳥獣による農林水産業、生活環境等への被害が依然として続いており、地域住民は被害防止のための対策に疲弊している。

野生鳥獣による被害の根本的解決を図るため、関係省庁の密接な連携のもと、科

学的・計画的な保護管理技術等を早期に確立するとともに、必要な予算確保と実効性ある被害防止対策を講ずること。

特に、鳥獣被害から農地を保全し、中山間地域での農業経営や定住の意欲を維持するための「鳥獣被害防止総合対策交付金」については、十分な予算を今後も安定的に確保するとともに、ソフト対策については従来どおり定額助成とすること。

また、「指定管理鳥獣捕獲等事業」については、必要な経費について確実な財源措置を講ずること。

8 農林地の所有権の在り方の再構築

集落規模が縮小していく中、所有者が不明の農地や森林及び宅地・家屋が増えるとともに、境界の確認も困難になりつつある。こうした実態を把握し、今後の所有権と利用・保全の在り方について、検討を進めること。

9 高校における教育環境の整備

中山間地域の高校における教育環境整備のため、教員の定数加配措置と、ICT支援員やGIGAスクールサポーターの配置を含めた遠隔教育のための環境整備に必要な財政措置を講ずること。

10 環境学習や体験プログラムの推進

離島・中山間地域が持つ公益的機能についての国民的合意形成のため、環境学習や体験プログラムの実施を積極的に推進すること。

11 地域コミュニティ組織による生活サービス事業の実施等の促進

生活店舗の閉鎖や生活路線バスの減便などが続く中山間地域においては、地域コミュニティ組織などの自治組織が生活サービス事業を実施する事例が増えつつあるが、その多くは財政基盤が脆弱な任意団体であることから、事業の実施や拡充が促進されるよう、適切な法制度の整備及び税財政・金融上の優遇措置について、早期に検討を進めること。

12 「小さな拠点」の形成

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」にも掲げられた、いわゆる「小さな拠点」の形成については、今後の離島・中山間地域対策の一つの方策となるものであり、地域や市町村の意向をしっかりと踏まえ進めていくこと。

また、条件不利地域において、生活機能を確保していくための仕組みの構築や地域資源を活用した産業の振興については、相当の時間と労力がかかることから、中長期的に十分な予算額の措置を行うこと。

〔一般提案〕

4 地域情報化の推進

(内閣官房、内閣府、デジタル庁、総務省)

【理 由】

人口減少や少子高齢化、産業空洞化などの地域課題を解決し、個性豊かで活力ある地域の創造により持続可能な社会を実現するため、情報通信技術などデジタル技術を住民生活や生産活動に関わる様々な分野で活用し、生活の利便性の向上や地域・産業の活性化を図ることが求められている。

国においては、デジタル田園都市国家構想を掲げ、デジタルの恩恵を日本の津々浦々にまで広げ、根付かせるための取組を強力に推進することにより、地方活性化の取組を一層推進するとしているところであるが、これを着実かつ確実に進めていくため、インフラ整備をはじめとした地域情報化の推進に対して、国による一層の支援が必要である。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

1 デジタル田園都市国家インフラ整備計画の推進

デジタル田園都市国家構想の実現に向け、光ファイバ、5G、データセンター／海底ケーブル等のインフラ整備を地方ニーズに即してスピード感をもって推進するとしてデジタル田園都市国家インフラ整備計画について、ロードマップを確実に実行し、都市圏と遜色ない通信インフラを地方にも実現すること。

2 地域情報通信基盤整備に対する支援の拡充

離島・中山間地域などの条件不利地域における情報通信格差の是正を図るため、地方公共団体におけるインフラ整備に対する支援措置を継続するとともに、伝送路及びネットワーク機器の更新等についても、負担軽減のための新たな支援措置を講ずること。

特に、未整備地域が多く残されている離島については、整備費が多額になるなど、財源面のハードルがなお高いことから、支援制度の一層の拡充を図ること。

また、条件不利地域における民間通信事業者の設備投資を促進するための投資促進税制等の支援制度を拡充するほか、地域の安全・安心のより一層の確保を図るため、安全性強化など災害に強い情報通信基盤・地域公共ネットワークの構築（既存施設の改修を含む。）に係る支援策を講ずること。

公設の光ファイバ等の高速情報通信施設について、民間への移行が円滑に進むよう、公設設備の性能の高度化を伴う更新等を行う際の支援制度などを創設すること。また、民間への移行が円滑に進まない地域においては、移行が完了するまでの間の運営に対する支援としては、今後、有線ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス制度が導入され、新たな交付金制度による支援が予定されていることから、

これと同等の支援が適用される制度について検討すること。

3 携帯電話不感地域の解消策の充実

携帯電話不感地域解消の促進、事業者の一層の負担軽減を図るため、市町村が実施する地方単独事業については、市町村負担全額に対して過疎債等の起債充当を認めることも含め、地域の実情に応じて実施できるようにすること。

また、携帯電話等エリア整備事業の鉄塔整備については、補助対象範囲の拡大などにより初期費用の負担軽減を図るとともに、事業者のランニング経費についても支援措置を講ずること。

4 公衆無線LAN環境の整備の支援

避難所・官公署などの防災拠点や博物館・文化財などの公的拠点における公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備の促進を図るため、公衆無線LAN環境の整備、更新及び運用に対する財政措置を講ずること。

5 電気通信事業における地域格差を生じさせない対策の実施

住民の日常生活に不可欠なものとなっている電気通信サービスについて、地域格差が生じないように、適切、公平かつ安定的な提供を確保するための適切な措置を講ずること。

6 5Gの地方への速やかな導入に対する支援

産業や生活等の質を飛躍的に高める第5世代移動通信システム(5G)の地方への速やかな導入に向け、基地局・光ファイバ網等の通信基盤の早期整備及びサービス開始の促進を図ること。特に、条件不利地域においては、都市と地方の基盤整備に格差が生じないように、国庫補助事業の拡充や自治体負担分に対する十分な財政措置など、万全の対策を講ずるとともに確実に地方で整備が進むよう、通信事業者を指導すること。

併せて、5Gを活用した地域社会の課題解決・改善や地域経済の活性化に向けた地方の取組に対する技術的助言や財政措置など総合的な支援を行うこと。

7 地上デジタル放送移行に伴い整備した施設への支援

地上デジタル放送移行に伴い整備・改修した共聴施設等の更新にあたっては、光ファイバ等のブロードバンド基盤を用いた配信サービスの利用等、対象世帯及び自治体の負担軽減を図ること。

8 社会保障・税番号制度への対応

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)及びマイナンバーカードに関し、情報漏洩や不正利用に係る国民の不安を払拭するため、その安全性や信頼性を、国民に丁寧かつ十分に説明すること。

特に、マイナンバーカードによるオンライン手続や、マイナンバーカードの各種資格証明書利用等の新たなサービスの運用開始にあたっては、システムの安全性・安定性の確保はもとより、市町村等の窓口業務において混乱が生じることのないよう、制度の周知に万全を期すること。

また、マイナンバーカードの普及状況を踏まえ、なお普及促進が必要な状況であ

れば、引き続き交付円滑化や申請促進を図るための特別の支援措置を講ずること。

9 デジタル技術やデータの活用に対する支援

デジタル田園都市国家構想交付金をはじめとした財政支援について、地方公共団体の自由な裁量で、デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上の実現が図られるよう、人材育成への支援も含め、規模の拡充と要件の緩和を図ること。また、国等が保有するデータ（公共データ）の活用に向けた具体的方向性を実現するための施策を検討するとともに、地方公共団体が保有する公共データのオープンデータ化を支援すること。

〔一般提案〕

5 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化

(外務省、財務省、厚生労働省)

【理 由】

原子爆弾被爆者は、被爆から 77 年を迎える今日においても、社会的・医学的・精神的後遺症に苦しみ続けなければならない実情にある。

高齢化が一段と進み、平均年齢は 80 歳を超え、ひとり暮らしや寝たきりなど日常生活に支援を要する原子爆弾被爆者が年々増加しており、被爆者援護対策には解決すべき多くの問題が残されている。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、国の責任において被爆者及び遺家族の実態に即した援護対策を一層充実強化すること。

1 より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用

原爆症認定制度については、平成 25 年 12 月に改正された「新しい審査の方針」により運用がなされているところであるが、現在も訴訟が続いており、行政認定と司法判断との乖離が解消されていない状況にある。

被爆者の高齢化の現状に鑑み、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の趣旨やこれまでの判決等を「総合的に判断」による審査の判断材料とするなど、より被爆者救済の立場に立って制度を運用するとともに、高齢の被爆者が裁判による解決を求めなくてもよくなるように、引き続き必要な見直しを行うこと。

さらに、原爆症の認定に係る審査に当たっては、引き続き速やかな審査を行うこと。

2 介護施策の拡充強化

訪問介護利用被爆者助成のみに設けられている所得制限を撤廃するとともに、介護保険利用助成に係る助成対象サービスを拡大するなど、財源措置も含め、国の責任において必要な施策を講ずること。

3 原子爆弾小頭症患者の支援

原子爆弾小頭症患者は、原爆の放射線により、生を受けたときから今日まで、重い障害に苦しみ続けているとともに、高齢化や親の死亡等により、安心した生活を営むことが困難となっている。

については、国において、原子爆弾小頭症患者の生活実態を理解し、生涯にわたり安心した生活が営めるよう、実態に即した支援を推進すること。

4 被爆者関係施設の整備充実

被爆者の医療・養護等を進めていく上で重要な原爆病院、原爆養護ホーム、被爆者保養施設等の被爆者関係施設は、その特殊性から人的・物的負担が多く、経営に困難を来していることから、運営費を充実するとともに、施設・設備整備に当たっては、特に耐震化を図るとともに、老朽化に対応するため、より一層の助成措置を講ずること。

5 被爆者医療における地方負担の改善等

被爆者医療については、被爆者の高齢化に伴い、多大な財政負担が生じている中、老人保健事業推進費等補助金（原爆分）の全国枠国費が平成 22 年度以降、減少傾向にある。

については、原爆被爆による健康上の障害の特異性と重大性に鑑み、老人保健事業推進費等補助金の増額など、被爆者医療に係る地方公共団体の負担の解消に向けて、財政上、適切かつ十分な措置を将来にわたって講ずること。

また、国の責任において対策が講じられている被爆者援護の事務に対しては、国において必要な人件費を負担すること。

6 在外被爆者の援護の推進

（１）在外被爆者の実情を踏まえた改善

在外被爆者の援護については、保健医療助成事業の導入、在外公館等を通じた被爆者健康手帳等の申請受付の開始、さらに平成 28 年 1 月からの原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療費及び一般疾病医療費の支給開始と段階的に改善が進んできた。

また、平成 31 年 4 月からは、ブラジルの一部医療機関において、医療費及び一般疾病医療費の代行申請が可能となり、さらに今年度から、申請様式の見直しにより手続きが簡素化されるなど限定的ではあるが、在外被爆者の申請手続等の負担軽減が図られたところである。

しかしながら、依然として在外被爆者は国内とは医療制度が異なる様々な国や地域に居住していることから、引き続きその実情を踏まえて検討し、申請手続等の更なる負担軽減が図られ、国内被爆者と同様の援護が受けられるよう、必要な改善を行うこと。

（２）在外公館等における被爆者支援の強化

在外公館等を通じた各種申請手続等について、十分に周知し円滑な実施を図るとともに、手帳交付申請については、より一層の迅速な審査ができるよう、高齢化が進む在外被爆者の実情に即した対応を行うこと。

また、医療費・一般疾病医療費及び保健医療助成費の支給についても、高齢化が進む在外被爆者が支給申請等を円滑に行えるよう在外公館等において支援を行うこと。

さらに、在外被爆者健康相談等事業及び現地健康診断事業の実施に当たり、現地事務を行っている被爆者協会等の役員の高齢化が進み、事務を行うことが難しくなっていることから、在外公館等において、支援を行うなど、より積極的な役割を果たすこと。

7 「黒い雨」体験者に係る審査基準の見直し

「黒い雨」体験者を幅広く救済するため、「黒い雨」訴訟の控訴審判決を尊重し、被爆者健康手帳交付に係る要件から疾病要件を外すこと。

8 被爆二世の健康診断内容等の充実

被爆二世健康診断は、健康状況の把握と健康不安の解消を図る観点から、希望者に対して実施されている。

現在のところ、被爆二世に対する遺伝的影響を示す科学的知見は得られていないものの、被爆二世は、がんに対する健康不安を抱く年齢になってきている。

については、平成 28 年度から多発性骨髄腫検査が追加され今年度から、健康管理に役立てることを目的として、国から示されたひな形をもとに、被爆二世健康記録簿を作成・配付しているところであるが、引き続き被爆二世の置かれている立場を理解して、被爆二世健康診断内容等のより一層の充実を図ること。

〔一般提案〕

6 ハンセン病問題対策の推進

(法務省、文部科学省、厚生労働省)

【理 由】

ハンセン病の患者であった方やその家族の方等に対する偏見・差別の解消が未だ実現できていないことから、国においても、これまで以上に偏見・差別解消のための活動を実施することが必要である。

また、各ハンセン病療養所に残されている歴史的建造物や過去の貴重な文献等を適切に保全しハンセン病問題を後世に伝えていくことは国の使命であるとともに、各療養所が定めた「将来構想」を実現するためには国の支援が不可欠である。

ついては、次の内容について提案する。

【提 案】

1 偏見・差別の解消

ハンセン病の患者であった方やその家族の方等に対する偏見・差別の解消に努めること。

2 退所者の社会復帰等支援

ハンセン病問題基本法において国に義務付けられている、普及啓発活動や社会復帰の実現のための施策を積極的に行うこと。

3 将来構想実現に向けた支援

ハンセン病療養所が保有する歴史的建造物や過去の貴重な文献等の史料を保全するための措置を講ずるとともに、各療養所の将来構想の実現に向けて全力で取り組むこと。

〔一般提案〕

7 学校教育の充実等

(内閣官房、内閣府、財務省、文部科学省、国土交通省、警察庁)

【理 由】

基礎学力の定着や学校生活への円滑な適応などの様々な教育課題を解決するためには、新学習指導要領の着実な実施、少人数学級や特別支援教育の充実などを実施してよりきめ細かな指導を行うことが必要である。

現在、国においては、中央教育審議会答申を踏まえた教育改革が進められているところである。

このような状況の中で、Society5.0を生きる子どもたちの教育環境の整備・充実を図る必要がある。

特に、学校のICT環境については、校内ネットワークの高速化や1人1台PC端末の整備など「GIGAスクール構想の実現」に向けた整備を実施しているところであるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う学校の臨時休業等の緊急事態においても、オンライン学習等により子どもたちの学びの機会を保障するための環境を速やかに整える必要がある。

しかし、通信費等のランニングコストや機器の更新費用等が、今後、大きな地方負担となる恐れがある。

さらに、地方国立大学は、その地域の知的・人的資源の拠点として、教育、文化、産業振興などを通じて、地域の自立と発展に寄与しており、その果たしている機能、役割に鑑み、各大学の規模や特性等を十分考慮して、地方国立大学の主要な財政基盤である運営費交付金を安定的に確保していくことが必要である。

加えて、令和元年5月には、登下校中の児童等が死傷する事案が連続して発生したところであり、登下校時における児童生徒等の安全確保を図っていくことが引き続き必要である。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

1 少人数学級の着実な推進

中学校においても少人数学級が実現できるよう必要となる教職員の定数を確保し、制度の改善を推進すること。

2 必要な教職員の確保等

教育改革を実現し、新たな職の設置、アクティブ・ラーニング等による学力向上の推進、特別支援教育の推進、深刻化する問題行動への対応、キャリア教育の充実、地域コミュニティの核となる学校づくりの推進及び働き方改革の実現などといった様々な課題に対応するために、必要な教職員を確保するとともに、現場の実情に即した弾力的運用を図ること。

3 公立学校の施設整備の促進

学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であり、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要であり、各自治体においては非構造部材等を含む耐震化への取組を加速化してきたが、未だ対策を必要とする学校施設が多く存在している。

このため、耐震化のより一層の促進を図るべく、非構造部材等を含む学校施設の耐震化について、国庫補助の嵩上げ措置や地方財政措置のさらなる充実を図るなど、十分な財源措置を講ずること。

また、第2次ベビーブーム期にあわせて建設された多くの学校施設が一斉に更新時期を迎える中、学校施設の老朽化対策が急務となっている。

各自治体が、計画的かつ着実に、長寿命化計画(個別施設計画)に基づく長寿命化改修事業や改築事業に取り組めるよう、公共施設等適正管理推進事業債の恒久化や要件の緩和など、起債制度の拡充も含めた地方財政措置の拡充を図ること。

加えて、公立学校施設における、新しい生活様式を踏まえた学習環境の整備(トイレの洋式化、空調設備の設置・更新など)や、個別最適な学びを実現する施設環境の整備(バリアフリー化、特別支援学校の教室不足解消など)、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた教育環境の整備等、各自治体を実施する、新時代の学びに対応した教育環境の実現に向けた取り組みを促進するため、国においても、補助率や補助単価の引上げも含め、全国の自治体が計画している全ての公立学校施設整備事業が、整備計画どおり円滑に、かつ、確実に実施できるよう、必要かつ十分な財源措置を講ずること。

4 私学振興の充実

幼児・児童・生徒数は、少子化により恒常的に減少しており、高校をはじめとする私立学校の経営は、極めて厳しい状況におかれている。

このため、我が国の学校教育における私立学校の役割の重要性に鑑み、私立学校振興助成法の目的である私立学校の教育条件の維持向上、就学上の経済的負担の軽減、学校経営の健全性の確保を図る上で、国の財源措置等は極めて重要であることから、私立学校の総合的な振興方策の拡充強化について特段の配慮をすること。

また、私立学校施設の耐震化を促進するため、補助制度の拡充を図るとともに、事業量に見合う予算額の確保を行うなど、より一層の施策の充実を図ること。

5 高校授業料の実質無償化等

- (1) 公立高校については、従来自治体が行ってきた授業料減免などの施策にかかわらず、国の責任において、全額国負担とすること。
- (2) 私立高校については、令和2年4月より、高等学校等就学支援金制度を拡充して授業料の実質無償化の実現が図られたところだが、年収区分590万円を境に生じる支援の崖を解消すべく、更なる制度の拡充・見直しを図ること。
- (3) 令和2年度に創設された、高等学校専攻科の生徒への修学支援の制度については、高等学校等就学支援金制度と同様に、全額国庫負担により措置されるよう制度の見直しを行うこと。

- (4) 単位制高校では、就学支援金が支給される単位数の範囲で卒業することが困難な者が多い実態があり、こうした実態に鑑み、履修単位の制限を廃止する等制度の改善を行うこと。
- (5) 奨学のための給付金制度の充実を図るとともに、全額国負担とすること。
- (6) 今後、就学支援金制度等を見直す場合は、必要な情報の提供を行うとともに、地方の意見を尊重すること。また、事務手続の簡素化や準備期間の十分な確保に配慮するとともに、制度見直しに伴い生じる経費の全額について、国が財政措置を講ずること。

6 学校のICT環境整備の促進

情報化が加速度的に進む Society5.0 時代に向けて、情報活用能力など学習基盤となる資質・能力を育成するとともに、すべての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するため、国と地方が一体となって学校のICT環境整備を推進している。

このような中、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う学校の臨時休業を踏まえ、緊急時においても子どもたちの学びを止めないため、自宅等でのICTを活用した学習環境をすみやかに整備していく必要がある。

そこで、学校のICT環境を効果的に活用するとともに適切に維持していくため、国において、整備後のランニングコストや更新費用、有償のソフトウェアの購入、支援員の配置等に対して必要かつ十分な財政措置を講ずること。

さらに、自宅等に通信環境がない児童生徒へのモバイルルータの貸出に係る通信費について、支援対象の拡充を図ること。

7 国立大学法人運営費交付金の確保

国立大学法人運営費交付金については、法人化直後の公費投入額を踏まえ、必要な所要額を確保するとともに、その配分に当たっては、安易に競争原理や成果主義を導入せず、地方国立大学が安定的な財政基盤の下で、地域において果たしている機能や役割を引き続き発揮するとともに、持続的に発展できるよう十分に配慮すること。

8 登下校における児童生徒等の安全確保

不審者情報等について、警察や学校、地域住民等といった多様な関係者が情報共有し、連携して効果的な見守りや迅速な対応が実施できる体制の在り方について、国において必要な検討を行うこと。さらに、交通安全運動の推進等によりドライバーの法令遵守意識の向上を図るとともに、ガードレールや防犯カメラの設置といった事故防止・防犯に配慮した通学路の環境整備に対する財政措置を拡充する等、登下校中の児童生徒等の安全確保に向け、総合的かつ抜本的な対策を講ずること。

9 医療的ケア児及びその家族に対する支援の拡充

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、学校の設置者に、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくとも適切な

支援が受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずることが責務とされたことから、看護師配置に係る財政措置を一層拡充するとともに、通学に係る費用についても十分な財政措置を講ずること。

〔一般提案〕

8 環境保全対策の推進等

(総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省)

【理 由】

瀬戸内海については、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく施策の積極的な推進や、藻場、干潟、自然海浜等の貴重な自然環境の維持のための対策が必要である。また、瀬戸内海の自然環境の保全と活用を図ることが必要である。

児島湖及び宍道湖・中海等の湖沼については、社会経済活動の進展に伴い、富栄養化による水質悪化が懸念されたことから、湖沼法に基づく湖沼水質保全計画の策定など、水質浄化施策を推進中であるが、今後さらに水質保全対策を実施するためには、国の技術面における支援及び財源確保が必要である。

科学技術の発達により、微量でも極めて有害な物質や生態系に影響を与える可能性があると考えられる物質が、身近な生活の場においても使用されるようになり、新たな環境汚染が懸念されているため、その対策が必要である。

地方の美しく豊かな水環境を保全し、住民の快適な生活環境を実現するためには、下水道など污水处理施設の整備を進めることが極めて重要である。

地球環境の保全や大気汚染等の生活環境問題解決のためには、次世代自動車の普及促進及び自動車排ガス低減の技術開発などの対策が必要である。

土地の開発・売却の際や環境管理の一環として汚染調査を行う事業者の増加等に伴い、重金属や揮発性有機化合物等による土壌汚染が顕在化しており、その対策が必要である。

国内未定着の特定外来生物の防除は、水際での侵入防止対策や侵入初期の防除が重要であり、被害・まん延防止のために国自ら積極的に防除を実施することが必要である。

近年の大気化学輸送モデル等の進歩により、高い時間的・空間的分解能でシミュレーションが可能となり、光化学オキシダントの大陸からの移流や成層圏からのオゾン降下の可能性が指摘されている。広域的な大気汚染に対応するため、国際的な対応と早期の情報収集・提供が必要である。また、近年、国民の関心が高まっている微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、健康影響の解明が十分に進んでいないこと、特にインターネットを利用できない国民に対するPM_{2.5}濃度等の情報提供が不十分であることから、国民の不安を解消するための対策が必要である。さらに、稲わら等の野焼き行為がPM_{2.5}の原因の一つであることも周知することが必要である。

アスベスト問題に関する健康、環境、建築物対策等総合的な対策の推進のためには、アスベスト疾患への対応や、アスベスト廃棄物に関する処理技術の開発など、個別の対策の充実・強化が必要である。また、令和3年4月以降順次施行されている改正大気汚染防止法及び関係政省令の全面施行に向けて、地方自治体と十分な調整が必要である。

近年、日本海沿岸では、海岸に多量に漂着するごみが深刻な問題となっており、

現状では県又は沿岸市町村において回収・処理されているが、膨大な労力や費用が大きな負担となっている。今後は、韓国等に対する外交努力の継続のほか、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（海岸漂着物処理推進法）に基づき、国・県・市町村・事業者・国民・民間の団体等がそれぞれの役割を果たすことによって、効果的な回収・処理等の対策が図られる仕組みを早急に構築する必要がある。

また、瀬戸内海を中心に、漁業等の産業活動への影響が大きい漂流ごみや海底堆積物の問題が顕在化している中、平成 30 年 7 月豪雨災害時には、海洋に大量に流出した流木などのごみが、生活航路や災害時の緊急海上輸送を妨げるなどの課題も表面化しており、海岸漂着物と同様の対策が必要である。

全国的に頻発する渇水被害に対応するためには、水資源の開発による用水の確保が、極めて重要な課題となっている。しかしながら、水資源の開発は、長期の施工期間と多額の財政負担を伴うため、常に先行投資を行うことを要求されるとともに、多くの場合、未売水の保有により地方財政を圧迫していることから、国において財政負担軽減等の措置が必要である。

さらに、産業廃棄物最終処分場に係る規制は順次強化されているが、産業廃棄物最終処分場への不安の解消につなげるためには、維持管理積立金制度の一層の強化が必要である。

また、近年、膨大な量の使い捨てプラスチックが、生態系に与える影響等が国際問題となっているほか、アジア各国による輸入規制の拡大により、国内での資源循環が求められている。プラスチックごみの削減、資源循環を図るために、実効性のある対策が必要である。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

1 瀬戸内海環境保全対策の推進

- (1) 瀬戸内海環境保全基本計画推進に係る各種公共事業の促進を図ること。
- (2) 生活排水対策を効果的に推進するために必要な財源の拡充強化を図ること。
- (3) 海域の保全を図るため、海浜流失の調査・究明を行うとともに、浸食対策事業や海岸環境整備事業等の推進を図ること。
- (4) 瀬戸内海環境保全特別措置法の改正により、地域が主体となった栄養塩類管理制度が創設されたが、栄養塩類濃度と水産資源の関係については、未だ不明な点が多いことから、関連する情報の収集、整理及び分析並びに研究を推進し、科学的知見の充実を図り、その結果を提供すること。

さらに、栄養塩類増加措置の詳細な効果や周辺環境への影響を把握するために必要な数値シミュレーションモデルを早急に構築するとともに、対象海域のモニタリング等に要する経費について十分な財政措置を講ずること。

- (5) 閉鎖性水域である瀬戸内海においては、河川及び沿岸域からのごみの排出防止が重要であることから、国において、漂流ごみ等の除去、発生の抑制等に要する経費について財政措置を講ずること。

2 児島湖及び宍道湖・中海等の湖沼における水質保全対策の推進

- (1) 湖沼法指定湖沼における水質保全対策を積極的に推進すること。
- ア ヨシ原の適正な管理、浅場及び藻場の造成、くぼ地対策の検討などの環境改善への積極的な取組
 - イ 湖底環境の改善などその他の効果的な湖沼直接浄化対策の調査検討
 - ウ アオコ、水草等の発生時における、速やかな回収、処理など適切な対策実施
 - エ 湖沼水質保全計画等に基づき、県や市町、各種民間団体が実施する事業への財政支援拡充、創設
- (2) 湖沼の水質改善を図るための調査研究を推進すること。
- ア 非特定汚染源負荷対策を促進するための調査研究の充実強化
 - イ 赤潮、アオコなどプランクトンやユスリカの異常発生、水草の繁茂拡大を防止するために必要な調査等の推進
 - ウ 汽水湖沼の汚濁メカニズムについての総合調査の推進
 - エ さらに流入負荷量低減に寄与する下水道等の高度処理技術の開発

- (3) 地方自治体やNPOなどの関係団体が取り組む水質浄化策について、導水に係る水利権制度の柔軟な運用や特別の財政支援など必要な措置を講ずること。

3 有害化学物質対策の推進

- (1) 有害化学物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染を未然に防止するため、環境中の濃度や健康影響等の調査・研究を積極的に実施し、環境基準若しくは指針値の設定などに努めるとともに、実効性のある排出抑制対策を推進すること。
- (2) 有害化学物質の効率的かつ簡易で安全な分析方法を早期に確立すること。
- (3) 低濃度PCB廃棄物の処理体制を早急に整備するとともに、先行して実施している事業者配慮しつつ中小企業者への処分費用の負担軽減制度など処理推進策を創設すること。また、全てのPCB使用製品の確実な処理に向けた具体的な方策を明確にすること。

4 下水道などの污水处理施設整備事業の推進

遅れている污水处理施設の整備を一層促進するため、下水道事業や浄化槽事業などを積極的に推進するとともに、供用開始後に一定の稼働年数を経過した施設の長寿命化を図ることができるよう、市町村が必要とする財源の一層の充実を図ること。

5 次世代自動車の普及促進

二酸化炭素等自動車排出ガスの低減対策を充実・強化するために、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車など、次世代自動車導入の支援制度の拡大・充実を図ること。

6 土壤汚染対策の推進

- (1) 経済的・効率的な土壤汚染の修復技術等の開発を図ること。
- (2) 土壤汚染対策の推進に必要な財源を確保するとともに、土壤汚染対策法に定められた基金の助成要件を緩和すること。
- (3) 土壤汚染対策法の施行を適正に行うため、調査命令の発出等の判断基準を明確に示すこと。

7 特定外来生物の防除の推進

- (1) 特定外来生物の侵入による生態系、人の生命・身体、農林水産業などへの各種被害を防止するため、特定外来生物の侵入の早期発見、初期段階における迅速かつ効果的な防除の実施体制の構築並びに防除技術の開発を行うこと。特にヒアリなど国内未定着の特定外来生物の水際での防除を徹底すること。
- (2) 外来生物法の一部改正に伴い、地方公共団体の責務となる国内に定着が確認されている特定外来生物の防除について、侵入予防、防除措置、拡散防止対策等に係る、技術的・財政的な支援を行うこと。
- (3) 新たに特定外来生物に指定されるアメリカザリガニやアカミミガメについて、国民に混乱をきたさないよう国が責任をもって周知を行うとともに、地方公共団体または民間事業者等が行う防除の取組について必要な支援を行うこと。

8 光化学オキシダントや微小粒子状物質の大陸からの移流等への対応強化

- (1) 光化学オキシダント・微小粒子状物質の大陸からの移流や成層圏からのオゾン降下について、国内のみならず、東アジア（韓国、中国、台湾）各国と協力して、調査・研究を推進し、原因究明を行い必要な対策に取り組むこと。
- (2) 各測定地点におけるオゾン濃度や気流状況の解析を踏まえた、光化学オキシダント発生予報が可能な予測システムを構築すること。
- (3) 微小粒子状物質による健康への影響に関する国民の不安を払拭するため、健康影響に関する科学的知見の充実を図り、国民へのきめ細かな情報提供を行うこと。
- (4) 「注意喚起のための暫定的な指針」に基づく注意喚起について、全国の観測データの収集・分析に基づく、より精度の高い判断方法、効果的な周知方法を示すこと。
- (5) PM_{2.5}の濃度上昇を減らす施策を地域で進めるためには、稲わら等の野焼きによる環境・健康への影響などを国が率先して国民に発信することが重要であるので、関係省庁と連携して効果的な取組を行うこと。

9 アスベスト対策の充実・強化

(1) アスベスト関連疾患への対応など健康対策を充実すること。

ア 市町村が実施する検診事業における対象者の拡大など、アスベスト関連疾患に係る検診体制の拡充に向けた財政支援措置の創設

イ 悪性中皮種や肺がんなどとアスベストの因果関係の早期究明及びアスベスト関連疾患の早期診断方法や治療法の確立

ウ アスベストに係る室内環境許容基準の設定

エ 一般環境の大気中のアスベスト濃度環境基準及び解体等作業現場におけるアスベスト濃度規制基準の設定と、基準超過した場合における指導指針等の作成

(2) 建築物におけるアスベスト調査、除去等の対策工事への財政的支援制度の充実等を行うこと。

ア 私立学校や私立専修学校等の各種学校、医療機関、社会福祉施設等のアスベスト調査、対策工事等に係る財政的支援制度の拡充等

イ アスベスト対策について、安全かつ低コストな技術・工法の確立及び専門知識を有する人材の早期育成

ウ 建材中のアスベスト含有の有無についての簡易な判別方法の確立

(3) アスベスト廃棄物処理技術の開発、事業化に対する支援や、アスベスト廃棄物を取り扱う産業廃棄物処理施設に対する財政的支援措置を創設すること。

(4) 改正大気汚染防止法の施行により、レベル3のアスベスト含有建材が規制対象に追加されるとともに、事前調査結果の地方自治体への報告が義務付けられたため、立入検査や事前調査結果の電子報告などの業務が大幅に増加する地方自治体に対して、必要な財政措置を講ずること。

また、令和5年10月の関係省令全面施行に向け、事前調査を適切に行うために必要な知識を有する者について、円滑な調査実施に十分な人数を養成するための措置を講ずること。

10 海洋ごみ対策への政府の一体的な取組

(1) 漂流ごみや海底堆積物等の回収処理のルールを明確化するとともに、海岸漂着物を含めた海洋ごみの回収・処理等の対策を推進するため、地方自治体が実施する海洋ごみ対策について、必要な事業費の確保や地方負担の撤廃など、十分かつ恒久的な財政措置を講ずること。

(2) 国は外交ルートを通じて日本海対岸諸国に対し、各国内における海洋ごみに係る原因究明とその防止策、監視体制の強化などを強く要請すること。

(3) 海洋ごみの及ぼす環境への影響について、地域住民の正しい理解が深まるよう、正確な情報を発信し、発生抑制に向けた意識啓発や環境教育を積極的に行うこと。

11 水資源対策の推進

当分の間、十分な用水需要の見込めない先行水源について、国において、財政負

担軽減等の必要な措置を講ずること。

12 産業廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金制度の強化

- (1) 維持管理積立金制度について、積立金の未積立に対する強制徴収に関する仕組みの構築や未積立に対する罰則の規定を設けるなどにより、確実な維持管理積立金の積立が確保されるよう、制度の強化を図ること。
- (2) 独立行政法人環境再生保全機構に対し、物価水準の変動に応じた利息を維持管理積立金に付させ、当該利息を維持管理積立金に繰り入れさせること。

13 核燃料施設等の安全対策

核燃料施設等における放射性物質の管理や取扱いの厳格化について、指導及び検査を強化すること。併せて、被ばく事故が起きた際の作業員等の健康被害を最小化するため、核燃料施設等における原子力災害医療体制について再確認すること。

14 プラスチックごみ削減対策の推進

プラスチックごみ削減のため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、プラスチックの資源循環を促進するとともに、代替商品の開発・導入の促進支援、地方での取組が一層促進されるよう実効性のある対策を講ずること。

〔一般提案〕

9 原子力発電の安全確保対策等と再生可能エネルギー政策の推進

(内閣官房、内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、原子力規制委員会)

【理 由】

東京電力福島第一原子力発電所の事故発生から 11 年余りが経過したが、今なお多くの住民が避難を続けており、事態の早期収束に向けた取組が強く求められている。

こうした中、全国に立地している原子力発電所の安全確保が何より重要な課題となっており、原子力規制委員会においては、新規制基準への適合性審査を厳格に行うとともに、その結果について、地域住民はもとより、国民全体に明確かつ責任ある説明を行うことが強く求められるところである。

また、万が一、広範囲に影響が及ぶ大規模な原子力災害が発生した場合、県境を越える広域避難が必要となることなどから、原子力発電所立地県のみならず、隣県等においても、想定されるさまざまな課題への対策を早期に講ずる必要がある。特に、平成 28 年 3 月の原子力関係閣僚会議において決定された「原子力災害対策充実に向けた考え方」の実施に当たっては、地方自治体の意見を十分に反映し、政府一丸となって対応する必要がある。

一方、原子力発電所の立地や運転、廃炉に当たっては、立地地域の実情に配慮した地域振興対策の推進等が、今後とも必要不可欠である。

また、「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向け、再生可能エネルギーの利用拡大についても推進する必要がある。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

1 原子力発電所の安全確保対策の強化等

(1) 事態の収束に関する事

国は、福島第一原子力発電所の事故に対処するに当たり、当事者としての自覚を持ち、国内外の英知を結集して、一刻も早く事態の収束を図ること。

(2) 情報公開及び説明責任に関する事

福島第一原子力発電所の事故に関して、今後とも把握している情報を系統的に分析・整理した上で、すべてを公開し、明確な根拠に基づいた分かりやすい説明を行うこと。

また、環境中に放出された放射性物質の影響については、特に国民の関心が高いことから、国は、放射性物質が健康に与える影響等について、科学的根拠に基

づいた正確な情報を広く分かりやすく、かつ迅速に提供すること。

特に、子どもやその保護者が正しい知識を身に付けることができるよう、放射線と健康に対する教育や広報を実施すること。

さらに、全国の原子炉施設の状況を踏まえ、日本全体及び各地域の電力需給の定量的な見通しについて、国が責任を持って、国民全体に明確に示すこと。

（３）原子力発電所の安全対策に関すること

島根原子力発電所２号機については、原子力規制委員会は原子力の安全規制を担う機関として安全対策に万全を期すとともに、設計及び工事計画認可の審査、保安規定変更認可の審査、原子力規制検査についても、引き続き厳格に行うこと。

島根原子力発電所３号機については、福島第一原子力発電所事故を踏まえて制定された新規規制基準への適合性について、責任を持って厳格な審査を行い、適切な指導を行うこと。また、審査結果については、県民や立地・周辺自治体にわかりやすく説明を行うこと。

併せて、島根原子力発電所の安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、手順、教育及び訓練といった人的な対応についても、厳格に確認を行うこと。

国のエネルギー政策や原子力発電の必要性などについては、県民や立地・周辺自治体の理解と納得が得られるよう、国が明確に示していくこと。

加えて、原子力発電所の稼働・再稼働の判断に県民や立地・周辺自治体の意見が適切に反映できる具体的な仕組みを示すこと。

原子力発電所の安全性に関して新たな知見を得たときは、規制基準を速やかに見直すとともに、その内容について県民に分かりやすく説明し、厳格な審査を行うこと。

（４）原子力防災体制の充実・強化に関すること

ア 継続的な防災対策の強化等

「原子力災害対策指針」については、今後も継続的に改定していくとともに、地方公共団体等の意見を適切に反映していくこと。

また、同指針における未検討の事項を明確化し、検討結果を早期公表するとともに、新たに盛り込まれた内容については十分な説明を行うこと。県、市町村が行う地域防災計画（原子力災害対策編）の改定や福島第一原子力発電所での事故などを踏まえた防災対策の強化に対して必要な支援・協力を行うこと。

昨年、関係府省庁、立地・周辺自治体で構成する島根地域原子力防災協議会において、島根地域全体の避難計画である緊急時対応がまとめられ、内閣総理大臣を議長とする原子力防災会議において了承されたところであるが、今後も原子力防災訓練等を通じた確認や、計画の具体化・充実化を継続して進めることが必要であり、自治体が進める避難計画の住民への周知や、要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援について、引き続き必要な支援・協力を行うこと。

イ 避難対策

避難対策については、引き続き、以下の項目についての体制の充実や支援等を行うこと。

・原子力発電所周辺地域及び広域避難の受入地域における避難者や受入自治体

等の支援

- ・県境を越えるなどの広域的な交通管制についての警察や道路管理者等との調整・避難所・救護所運営や避難行動要支援者の支援等に必要となる人員の確保について、立地・周辺自治体や受入自治体の要請に対する迅速な対応
- ・避難行動要支援者の搬送についての自衛隊、海上保安庁等による即時、迅速な対応・避難期間が長期に及んだ場合における人的・物的な支援や仮設住宅など二次避難先となる施設の確保

ウ 道路整備等の支援の拡充

原子力災害が発生した場合、一般住民及び避難行動要支援者の避難がより円滑に実施できるよう、道路整備等の支援の拡充を行うこと。

エ 安定ヨウ素剤の医学的な相談に対応する窓口の運営

安定ヨウ素剤に関する医学的な相談については、対応が全国一律となるよう、国で窓口を設け、運営すること。

オ 安定ヨウ素剤の更新手続の簡略化

安定ヨウ素剤の使用期限が到来するたびに配布会に参加しなくてはならないことは、住民、行政の双方にとって負担であるため、配布済み薬剤の更新時には、医師による問診の省略や郵送による配布を認めるなど、安定ヨウ素剤の事前配布に係る手続の簡略化を図ること。

(5) 原子力発電所に対する武力攻撃への対応

今年3月のロシア軍によるウクライナのザポリージャ原子力発電所への武力攻撃等については、我が国の原子力施設の周辺地域においても大きな不安を与えるものである。早急に原子力施設の警備体制の充実・強化を図るとともに、我が国に対して武力攻撃事態等の脅威が直接及ぶことのないよう、あらゆる外交努力を推進すること。

原子力施設への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、国は、国民保護法に基づき、原子力事業者に対し運転停止を命ずるなど、迅速に対応すること。

また、突発的な武力攻撃の発生に備え、原子力事業者が、特に緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止できるよう、国は、平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること。

加えて、原子力施設に対するミサイル攻撃が行われるような事態になった場合に、迅速に対応できるよう、自衛隊による迎撃態勢及び部隊の配備に努めること。

併せて、万一の武力攻撃事態等への対処処置について、原子力施設の防御、原子力安全対策及び防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行い、その結果及び対応方針を国民に明らかにすること。

また、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、地方自治体、事業者等の関係機関が連携し、事態の進展に応じた住民避難の手段の確保など、実効性のある対策が迅速に講じられるよう、平時から緊急時に備えた体制の構築に万全を期すこと。

(6) 地方公共団体が行う防護措置等に係る財政措置

「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」において必要となる地方公共団体が行う防護措置並びに被災地域からの避難及びその受入れなどに係る財政負担に対し、国において十分措置すること。

特に、立地県外における避難先も含め、避難先の確保や避難所の運営及び備蓄品の確保に必要な財政負担に対して、十分な措置を講ずること。

また、原子力安全・防災対策に従事する職員人件費、万が一行政機能を移転せざるを得ない場合の移転先における必要な資機材整備などに係る財政負担についても、国において十分措置すること。

(7) 原子力発電所の廃炉に関すること

島根原子力発電所1号機の廃止措置の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境保全の観点から厳格に確認を行うとともに、検査等の結果について住民及び地方公共団体へ丁寧に説明すること。

また、廃止措置が確実に進むよう、使用済燃料の再処理等については、国が前面に立った取組を加速させるとともに、原子力発電所の放射性廃棄物の処分については、発生者責任の原則の下、原子力事業者が処分場確保に向けた取組を着実に進めることを基本としつつ、国としても、処分の円滑な実現に向け、必要な取組を進めること。

加えて、一部未整備となっている放射性廃棄物の規制基準を早急に確立させること。

(8) 風評被害の防止等に関すること

最近になってもなお発生しているいわれなき風評被害を未然に防止するため、農林水産物や加工食品などに対する取扱基準や商取引における放射線量のガイドラインを明らかにするなど、最大限の対策を実施すること。

風評被害の防止や払拭には、的確かつ継続的な情報発信を行うことが極めて重要であることから、国内外に対し、放射性物質の測定結果及びその結果に基づく評価を継続的に公表すること。

特に、食品及び工業品輸出の通常化のため、安全であることを保証するための体制づくりを進め、日本の国際的な信用・信頼の確保に努めること。

2 エネルギー政策の推進強化

第6次エネルギー基本計画においては、エネルギー安定供給とともに、2050年カーボンニュートラルの実現の観点から、徹底した省エネの更なる追求と、再生可能エネルギーの主力電源化に取り組むとされており、再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギーの推進に向けた支援制度の拡充と必要な財政措置を講ずること。

また、風力発電設備等の設置に当たり、地域住民から防災・環境上の不安の声があることから、地域住民の理解を得ないまま設置が進むことがないよう、事業計画の認定に際し、事前説明とその結果の国等への報告を義務付けるなどの法整備を図るとともに、地元自治体の意見を反映させるなどの仕組みを早期に構築すること。

3 電源立地対策の推進

電源立地地域の自主的、恒久的地域振興が可能となるよう電源三法交付金制度に関し、次の事項について充実強化し、制度の改善を図ること。

- ア 原子力発電施設の撤去完了までを見据えた制度の充実、平成 28 年度に創設された補助金や増額された交付金の対象事業や交付金額・期間への十分な配慮、運転停止中の算定の特例における十分な交付水準の確保を図ること。
- イ 原子力発電所の長期停止等に伴う経済停滞に対し、独自の産業・雇用対策を実施するための交付金制度の充実を図ること。
- ウ 地方公共団体の自主的・弾力的活用がより一層図られるよう見直すこと。
- エ 原子力防災対策が必要な区域が 30 km圏内まで拡大されたことから、既存の交付地域に対する交付水準を確保した上で、対象地域を原子力災害対策重点区域まで拡大すること。

〔一般提案〕

10 次世代エネルギーへの取組の推進

(経済産業省)

【理 由】

東日本大震災後、我が国のエネルギー政策が大きな転換点を迎え、エネルギー源としての石油や天然ガスなどの重要性が益々高まっているが、将来的に化石燃料の枯渇化や地球温暖化の進行等、エネルギー問題の深刻化が懸念される中で、水素エネルギーは、燃料電池自動車や家庭用の定置型燃料電池等のエネルギー源として、また再生可能エネルギーの効率的な活用を可能とするエネルギー貯蔵媒体として大きな期待が寄せられている。

国においては、2019年3月に改訂された「水素・燃料電池戦略ロードマップ」において、燃料電池自動車や水素ステーション等のコスト削減に向けた具体的な目標を掲げ、取組みの加速化を図るとともに、2020年12月に策定された「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において、水素を発電・輸送・産業など幅広い分野で活用が期待されるカーボンニュートラルのキーテクノロジーと位置づけ、導入量拡大を通じた供給コストの削減などに向けて、利用・輸送・製造の各分野において革新的技術の研究開発・実証に継続的に取り組むこととしている。

中国地方においては、瀬戸内沿岸のコンビナートの水素製造能力は全国の約四分の一を占め、高い供給ポテンシャルを有しており、新たなエネルギーの供給拠点としての事業展開が期待されており、2013年6月には、中・四国、九州地方で初となる液化水素製造工場が周南コンビナート内で操業を開始するとともに、2015年8月には周南市に液化水素ステーションが設置され、2017年1月には鳥取市内に全国初となる、再生可能エネルギーを活用した水素ステーションと住宅、燃料電池自動車を一体整備した、水素エネルギー実証と環境教育の拠点を設置している。

こうした国の動きや瀬戸内沿岸のコンビナートが持つ高い優位性を活かし、水素供給システムや燃料電池の部素材等の研究開発を促進し、水素関連産業の育成を図るとともに、水素社会の実現に向けて水素を活用した地域づくりを進めていく必要がある。

また、広島県大崎上島町では、国の支援を受け、IGCCから高純度の二酸化炭素を分離・回収する技術の実証が行われており、本年4月からはIGCC設備に燃料電池設備を組み込んだIGFCの実証試験が開始されている。

カーボンリサイクル技術は、現状研究開発段階のものが多いが、例えば、水素と二酸化炭素を原料にメタンを製造することも可能であり、「2050年カーボンニュートラル」の実現には、このような先導的研究開発とその事業化を加速化させる必要がある。

さらに、近年、我が国の周辺海域でメタンハイドレート等の海洋エネルギー資源の開発が注目されている。一次エネルギーのほとんどを海外に依存している我が国において、安全保障の観点からも国産エネルギー資源として大変重要であり、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、水素やアンモニア原料としての資源開発も検討されている。

しかしながら、メタンハイドレートの開発は太平洋側を中心に進められている。また、石油や天然ガス等の受入施設等はその大半が太平洋側に集中しており、今後、想定される首都直下型などの巨大地震等により被災した場合は、産業や国民生活に計り知れない影響を及ぼすことが懸念される。

国においては、平成 25 年度から日本海側においても海洋調査が開始され、平成 30 年度には「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」が改定され、商業化に向けた工程表が初めて提示される中、令和 2 年度からは回収・生産技術の研究開発が始まるなど、本格調査・研究開発等に着手された。我が国のエネルギーの安定供給及び産業や経済の活性化などを図るため、その開発を一層加速化させる必要がある。

【提 案】

1 「水素ステーション」の設置及び運営に対する支援の継続実施

2 水素やカーボンリサイクル技術等の先導的な研究開発や新事業展開に対する支援

2050 年カーボンニュートラル社会に対応した産業構造への円滑な転換が図られるよう、グリーンイノベーション基金について、中小企業も取り組みやすい仕組みとするなど、地域中小企業によるカーボンニュートラルの推進に繋がる先導的な研究開発や新事業展開などの取組を支援すること。

3 燃料電池自動車、バス、フォークリフトなどの導入加速支援

4 水素の供給や利用を促進するため、水素サプライチェーンの構築に対する支援策の構築

5 日本海沖におけるメタンハイドレートの開発に向けた本格的な資源調査及び回収・生産技術の研究開発の促進

- (1) 日本海沖でのメタンハイドレートの商業化を早期に実現するため、「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」に示す回収・生産技術の研究開発や海洋調査、環境影響評価等の各工程を着実に進め、資源量全体の推計について早急に明示するとともに海洋産出試験の令和 6 年度までの実施を目指すなど、開発を促進すること。

また、回収・生産技術の研究開発や海洋調査、環境影響評価等に当たっては、日本海側における知見・技術の活用や人材を育成する面から、地元の大学、中小企業等を積極的に活用し、地方創生に資するよう努めるとともに、メタンハイドレートを含む天然ガス業界の変革期を担う地元人材育成に努めること。

- (2) 日本海沖におけるメタンハイドレート等の開発に向けた回収・生産技術の研究開発や詳細な資源量把握に向けた海洋調査を推進するため、来年度予算においても調査費等を拡充すること。

- (3) 大災害の発生時等におけるリダンダンシーの確保や、日本海国土軸の形成の視点も踏まえ、日本海における海洋エネルギー資源の開発に伴って必要となるエネルギー供給基地や広域ガスパイプラインの整備を推進すること。

- (４) 資源の開発が行われる地元に、その供給によって生まれる利益が還流する仕組みづくりを検討すること。

〔一般提案〕

11 竹島の領土権の早期確立等

(内閣官房、内閣府、外務省、文部科学省)

【理 由】

竹島は歴史的にも国際法的にも、島根県隠岐郡隠岐の島町に属する我が国固有の領土である。

しかしながら、韓国はこれまで半世紀以上にわたって同島を不法に占拠し、排他的経済水域や漁業権などの我が国の主権が行使できない状況にしている上、平成 24 年 8 月の韓国大統領の竹島上陸をはじめ、竹島周辺での防衛訓練や海洋調査、国会議員団の上陸など、同島における実力支配の強化を図ろうとしている。

これまで、日韓両国政府間で排他的経済水域の境界画定交渉が継続されているが、竹島の取扱いを巡り両国の主張は平行線をたどっている。

領土問題は国家、国民にとって基本的な問題であり、国と国との外交交渉で平和的に解決されるべき事柄であるにもかかわらず、このような韓国側の度重なる動きは、我が国の国民感情を逆なでするものであり、極めて遺憾である。

また、外交交渉を進める背景として、竹島問題に関する国民の理解を深めるとともに、その解決に向けた意識の高揚を図ることが何より大切であり、特に、全国の小学生、中学生あるいは高校生が竹島問題について理解を深めることは国民世論の喚起のために極めて重要である。

ついては、次の内容について提案する。

【提 案】

衆参両議院本会議で採択された「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議（平成 24 年 8 月）」及び「竹島の領土権の早期確立に関する請願（平成 18 年 6 月）」を踏まえ、次の事項について早期に具体化を図ること。

1 竹島の領土権の早期確立

韓国警察庁長官の竹島上陸などの最近の韓国の動きに対して、嚴重なる抗議を重ねるとともに、国際社会へ日本の立場を訴えること。また、国際司法裁判所への単独提訴を含め、領土権の早期確立に向けた外交交渉の新たな展開を図ること。

2 広報啓発・研究体制の強化

内閣官房 領土・主権対策企画調整室を中心に、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に展開すること。また、竹島に関する研究機関を設置するなど研究体制を強化し、調査や資料の収集・保存、竹島問題をはじめ領土問題の若手研究者の育成などを積極的に展開し、島根県が実施する竹島問題の調査・研究について必要な支援を行うこと。さらに、竹島問題や国境離島に関する啓発施設を地元隠岐の島町に設置するとともに、政府主催による「竹島の日」式典の開催や「竹島

の日」の閣議決定を行うこと。

3 学校教育における指導の推進

竹島に関する学習は、学習指導要領に明記されており全国の子どもが竹島問題を正しく理解することが極めて重要である。毎年、竹島関連資料が新たに発見されていることから、参考資料やそれを活用した事例を取りまとめたWebページの充実、児童生徒用教材や教師用指導資料の作成・配布等により、学校教育において、竹島問題が正しく積極的に取り扱われるよう、取組を強めること。

〔一般提案〕

12 日本海における漁業秩序の確立

(外務省、農林水産省、国土交通省)

【理 由】

新日韓漁業協定の締結により、日韓暫定水域においては、韓国漁船の事実上の占拠状態が続き、我が国漁船が漁場を利用できない状態が続いており、我が国漁船の水揚げが大幅に減少するとともに、資源の悪化も招いている。

一方、日本海における我が国排他的経済水域内においては、平成 28 年漁期以降、日韓漁業交渉は相手国排他的経済水域内相互入漁での操業条件等の漁業交渉が妥結しておらず、相互入漁が中断状態にあるが、今後の政府間協議の結果次第では、相互入漁が再開される可能性がある。

なお、水産庁や海上保安庁の取締強化により、韓国漁船の違反操業は減少傾向にあるが、現在でも取締の目をかいくぐった違法漁具の設置等が散見されており、相互入漁が再開された場合、違反操業等が拡大し、我が国漁船の操業不能や漁具被害、水揚げの大幅な減少など甚大な損害を被るおそれがある。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

1 暫定水域の資源管理等の推進

竹島の領土権の確立により排他的経済水域の境界線が画定し、暫定水域が撤廃されるまでの間、両国政府の責任のもとで、日韓暫定水域の資源管理、操業ルールを確立し、日本海の包括的な資源管理と安全操業の確立を図ること。

2 我が国排他的経済水域内の操業秩序の確立

日本と韓国との漁業交渉が妥結し、相互入漁が再開された場合、日本海における我が国排他的経済水域において、韓国はえ縄漁船、まき網漁船及びいかつり漁船の重要漁場の占拠、我が国漁船への操業妨害等により、我が国漁業者が不利益を被ってきたことから、許可隻数の削減、操業規制の強化など必要な対策を講ずるとともにバイかご、アナゴ筒、ズワイガニかご漁業の無許可操業を根絶すること。

3 取締の拡充強化

我が国漁業者の安全確保と外国漁船の違法操業に対応するため、我が国の領海、排他的経済水域における海上保安庁、水産庁の取締監視体制の一層の拡充強化を図ること。

4 韓国・中国等外国漁船操業対策事業の充実

韓国・中国漁船等の違反操業や投棄漁具が継続して確認されていることから、韓国・中国等外国漁船操業対策事業を安定的に実施するための基金の一層の充実を図

ること。

5 国直轄の漁場整備の推進

排他的経済水域の生産力を強化し、漁業経営の安定を図るため、まき網漁業の依存度が高いマアジ等を対象とする国直轄の漁場整備を推進すること。

〔一般提案〕

13 岩国基地関連対策の推進・充実

(総務省、外務省、財務省、防衛省)

【理 由】

基地周辺における地域住民の安全で平穏な生活を確保するためには、基地に起因する米軍構成員等による犯罪や航空機騒音の防止等の諸問題を改善し、地域住民の様々な不安が解消されるよう、実効性ある安心・安全対策の実施等関連対策の一層の推進・充実を図る必要がある。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

1 米軍構成員等による犯罪の防止対策の強化

米軍構成員等による犯罪を防止するため、米軍構成員等への再発防止策の徹底、基地外での詳細な居住状況の把握・防犯体制の強化、さらに日米地位協定の見直し等を含めた抜本的な対策を講ずること。

2 騒音防止その他の安心・安全対策の推進

住民生活への影響が大きい夜間、早朝の飛行訓練の全面的禁止、住宅防音工事の対象拡大など航空機騒音の軽減・防止対策や航空機事故防止対策の充実等基地に起因する諸障害の改善に向けた実効性ある安心・安全対策の確保に引き続き最大限の努力をすること。

3 基地交付金及び調整交付金の充実

基地交付金について、固定資産税の代替的性格を考慮し、対象資産に対する固定資産税相当額を交付するとともに、交付資産の範囲を拡大すること。

また、調整交付金について、所要の財源措置を図ること。

